

# 熱海市一般廃棄物処理基本計画

【案】

令和 8 年 3 月

熱 海 市



## ◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

### I. 共通編

第1章 総 論.....	1
第1節 はじめに（市民・事業者・観光客の皆さんへ） .....	1
第2節 計画の目的.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の範囲.....	4
第2章 熱海市の概況.....	6
第1節 位置及び沿革.....	6
第2節 自然条件.....	7
第3節 社会条件.....	10
第4節 総合計画等との関係.....	14

### II. ごみ処理基本計画編

第3章 ごみ処理の現況.....	19
第1節 ごみ処理行政の沿革.....	19
第2節 分別区分と処理フロー.....	21
第3節 ごみ発生量の実績及び性状.....	27
第4節 ごみの減量化・再生利用の実施状況.....	31
第5節 収集・運搬の現状.....	34
第6節 中間処理の現状.....	36
第7節 最終処分の現状.....	43
第8節 資源化量及びリサイクル率.....	44
第9節 一般廃棄物の処理体制.....	45
第10節 ごみ処理行政の動向.....	47
第11節 関連法令.....	49
第4章 ごみ処理の評価及び課題.....	51
第1節 前計画の達成状況.....	51
第2節 ごみ処理の評価.....	54
第3節 課題の抽出・整理.....	56
第5章 基本理念・基本方針.....	60
第1節 基本理念.....	60
第2節 基本方針.....	60
第6章 ごみ発生量の見込み.....	62
第3節 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合） .....	62
第4節 目標値の設定.....	64
第5節 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合） .....	66
第7章 排出抑制・資源化施策.....	68
第1節 市民・事業者・行政の取組.....	68
第8章 ごみ処理基本計画.....	77
第1節 将來の分別収集区分 .....	77

第 2 節 収集・運搬計画	78
第 3 節 中間処理計画	80
第 4 節 最終処分計画	83
第 5 節 将來の資源化量及びリサイクル率	84
第 6 節 その他の計画	84
第 7 節 計画の推進体制及び進行管理	85
<b>III. 食品ロス削減推進計画編</b>	
第 9 章 食品ロス削減推進計画	87
第 1 節 食品ロス削減の基本的事項	87
第 2 節 食品ロスに関する現状と課題	88
第 3 節 削減目標	88
第 4 節 市民・事業者・行政の役割と行動	89
<b>IV. 生活排水処理基本計画編</b>	
第 10 章 生活排水処理の現況	93
第 1 節 生活排水処理の沿革	93
第 2 節 生活排水処理フロー及び処理主体	94
第 3 節 生活排水処理の実績	96
第 4 節 収集・運搬	98
第 5 節 中間処理	99
第 6 節 最終処分	100
第 7 節 し尿処理事業経費	101
第 8 節 近隣市町の動向	102
第 9 節 課題の抽出	102
第 11 章 基本理念・基本方針	104
第 1 節 基本理念	104
第 2 節 基本方針	104
第 12 章 処理形態別人口等の見込み	105
第 1 節 処理形態別人口の見込み	105
第 2 節 将來の下水道人口	106
第 3 節 し尿・浄化槽汚泥量の見込み	107
第 4 節 目標値	108
第 5 節 将來の処理体制	108
第 13 章 し尿・汚泥の処理計画	109
第 1 節 収集・運搬計画	109
第 2 節 中間処理計画	109
第 3 節 最終処分計画	110
第 4 節 施設整備計画等	110
第 5 節 再資源化計画	110
第 6 節 その他の生活排水に関する計画	111
用語解説	113

# I. 共通編



## 第1章 総 論

### 第1節 はじめに（市民・事業者・観光客の皆さまへ）

本市ではこれまで、可燃ごみ及び粗大ごみ処理の有料化や分別回収の推進により、ごみの減量と再資源化に取り組んできました。その結果、市民の皆さまの意識の高まりとともに、家庭から出るごみの量は減少傾向にあります。一方で、観光や経済活動に伴う事業系ごみは増加傾向にあり、限られた処理能力や環境への負荷といった課題も顕在化しています。

ごみの問題は、単に「処理する」だけの話ではなく、環境、資源、エネルギー、さらには私たち一人ひとりの暮らしの質にも深く関わる問題です。この計画は、ごみの量を減らし、資源として活かせるものを最大限循環させることで、持続可能な社会へ転換していくことを目的としています。その際、効率や数値目標だけを優先するのではなく、市民一人ひとりが無理なく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保ちながら取り組めることを重視します。

今後、より多くの資源をリサイクル※していくために、ごみの分別方法や回収の仕組み、生活や事業のあり方が変わっていく可能性があります。本市としては、これらを行政が一方的に決めるのではなく、市民・事業者・観光客の皆さまの声を丁寧に受け止め、対話を重ねながら進めていきたいと考えています。

本計画は、行政だけの計画ではありません。暮らす人、訪れる人、働く人、それぞれが少しずつ関わり、支え合うことで初めて実現できる計画です。

### 第2節 計画の目的

#### 第1項 ごみを取り巻く状況

我が国では現在、環境制約※の中で経済社会を持続的に発展させるため、資源・エネルギーの使い方そのものを見直す転換期を迎えてます。令和6年に策定された「第六次環境基本計画※」では、環境収容力※を守って環境の質を高め、経済社会の成長につなげる「循環共生型社会」を目指すべき姿として示しています。

環境基本計画では、国民一人ひとりの生活の質やウェルビーイング※の向上に資する重要な分野と位置づけています。ごみ処理に係る資源循環に関しては、地下資源への依存を低減し、使用済製品や再生資源といった地上資源を主体とした循環を進めることで、新たな資源投入を最小限に抑えることが求められています。

こうした考え方を具体化するものとして、同年に改定された「第五次循環型社会形成推進基本計画※」では、資源循環を経済安全保障や地域活性化とも結び付け、地域における資源循環システムの構築を重要な柱の一つとしています。資源循環は、環境対策であ

文章中の※印は、計画末尾の用語解説に説明を記載しています。

ると同時に、地域経済や雇用にも影響を与える政策分野として整理されています。

これらの動向を背景に、廃棄物分野の法制度も段階的に整備されてきました。従来の廃棄物処理法や各種リサイクル関連法に加え、令和元年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律※」、令和4年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律※」など、近年の社会課題に対応した制度が運用されています。

さらに、国際的にはSDGs※の達成に向け、海洋ごみの削減や食品ロス※・食品廃棄物の抑制など、廃棄物対策に対する役割が一層強まっています。令和5年に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画※」では、2050年カーボンニュートラル※の実現に向け、廃棄物処理システム全体での温室効果ガス※排出削減と、社会全体の脱炭素化への貢献が明確に位置づけられました。

今後の廃棄物行政においては、これらの国内外の動向を踏まえ、適正処理を確保しつつ、資源・エネルギー循環を通じて地域の持続可能性を高めていく視点が不可欠となっています。

## 第2項 計画策定の趣旨及び目的

---

本市では、令和7年1月に策定した「熱海市脱炭素ロードマップ」に基づき、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指しています。この中では、廃棄物分野においても重要な役割が位置づけられており、紙ごみの再資源化の推進などにより、2030年度までに市内で排出される可燃ごみを30%削減する目標を掲げています。

また、本市は観光都市として、多くの来訪者を迎える特性を有しており、家庭系ごみに加えて事業系ごみや観光に伴う廃棄物の発生が、市域全体の廃棄物量や処理体制に影響を与えています。このため、地域の実情を踏まえたごみの減量・資源化施策を計画的に進めることができます。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が策定する中長期的な基本計画です。本市では、平成27年3月に本計画を改定し、ごみの減量化、分別回収の推進、適正処理の確保に取り組んできました。

今回、前回計画の策定から10年が経過することを踏まえ、これまでの取組状況や成果を検証するとともに、社会情勢や法制度の変化、脱炭素化への対応など、新たな課題を整理した上で、次期計画を策定するものです。

本計画は、適正処理の確保を前提としながら、ごみの発生抑制、再使用、再資源化を一体的に推進し、資源循環を通じて地域の持続可能性を高めることを目的としています。併せて、市民・事業者・観光客と連携し、生活や事業活動と調和した廃棄物行政を開することで、市民生活の質の向上と環境負荷※の低減を両立させることを目指します。



清掃事業のシンボルマーク

「やどかり」を図案化し、清潔な町を保つ「目」と、ごみを拾う「手」、また、運動の輪を大きくする「円」を組み合わせたものです。

### 第3節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、自治体が長期的、総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物の処理推進を図るための基本方針となるもので、一般廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項の規定により策定することが位置づけられています。定めるべき事項は、次のとおりです。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物処理基本計画の位置づけは、図1-1に示すとおりです。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の資源化、収集・運搬、中間処理※、最終処分までの今後10~15年先までの方向を定める計画です。

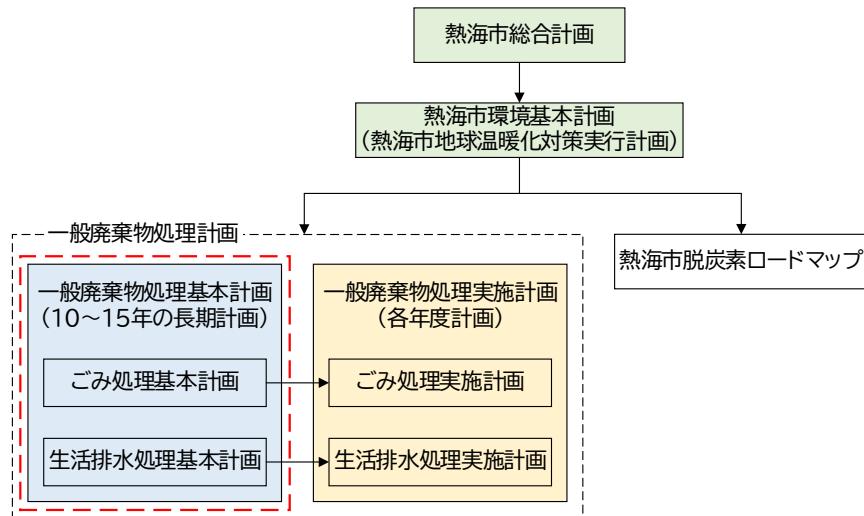


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

#### 第4節 計画の期間

本計画は、令和 8 年度を初年度とした計画期間 15 年の計画とします。目標年度は令和 22 年度となります。

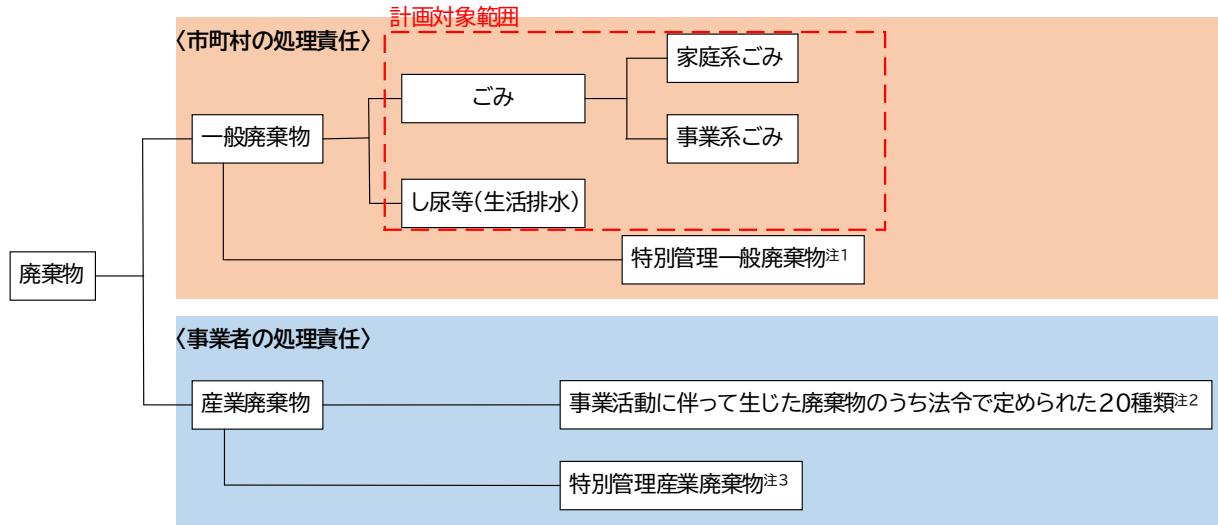
なお、おおむね 5 年ごと、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

H27	H28	.....	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	.....	R20	R21	R22
改定											目標 年度			
					策定						本 計 画			目標 年度

図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の計画期間

#### 第5節 計画の範囲

本計画の対象範囲は、本市において発生する廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた一般廃棄物（ごみ及びし尿等（生活排水※））とします。



注1:特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

2:事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残渣(さ)、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

3:特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料:環境白書(環境省)

図1-3 廃棄物の区分

## 第2章 熱海市の概況

### 第1節 位置及び沿革

#### 第1項 位置

本市は、静岡県の最東部、伊豆半島東岸基部に位置しています。東は相模灘に面し、三方を山に囲まれ、北東は2級河川千歳川を県境として神奈川県に接しています。東西7.52km、南北13.90kmで南北に長い形をしています。総面積は61.70km<sup>2</sup>です。

また、沖合約10kmには県内唯一の有人離島である初島（面積：0.44km<sup>2</sup>）があります。

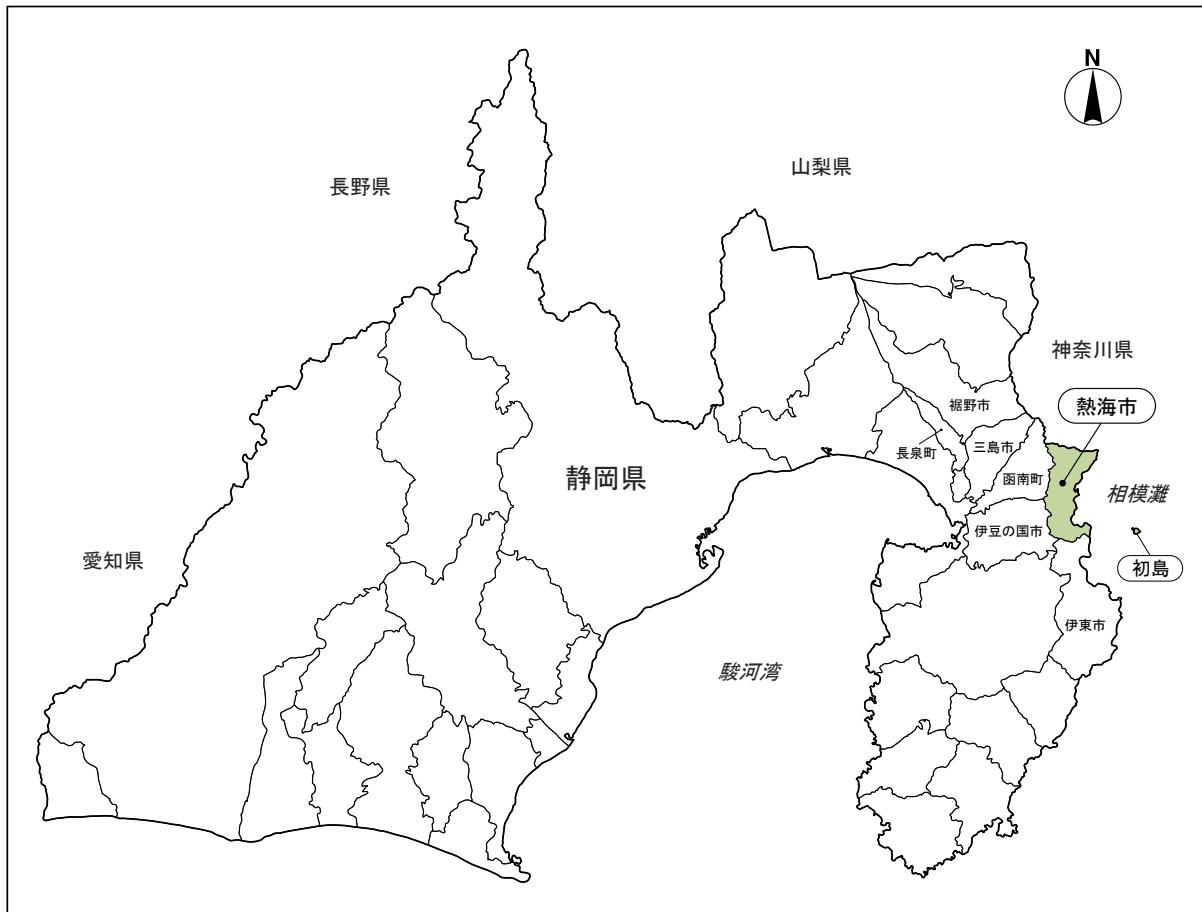


図2-1 位置図

表2-1 面積及び広ぼう

面 積	km <sup>2</sup>	61.70	
広 ぼ う	東西	km	7.52
	南北	km	13.90

資料:「熱海市統計書 令和6年版」(令和7年  
4月 熱海市)

## 第2項 沿革

本市の沿革は、表2-2に示すとおりです。明治22年に热海村が、伊豆山村、泉村、初島村を合併して、新しい热海村となり、上多賀村と下多賀村は合併して多賀村となりました。明治24年に热海村は热海町となり、昭和12年4月10日多賀村と合併して热海市が誕生しました。さらに、昭和32年には網代町と合併して現在に至っています。

表2-2 市の沿革

年月日	沿革
明治22年3月1日	热海村、伊豆山村、泉村、初島村を合併し热海村となる
明治24年6月11日	町制を布き、热海町となる
昭和12年4月10日	多賀村と合併、热海市制施行
昭和32年4月1日	田方郡網代町と合併

注)合併等は除く。

資料:「热海市统计书 令和6年版」(热海市)

## 第2節 自然条件

### 第1項 地象

市域は、地形のほとんどが火山活動により形成され、起伏に富み、急峻な地形のため平坦地が少ない地形となっています。西部は箱根から天城山へ続く山地となっており、尾根部を市境としています。この急峻な山地が東部の相模灘に向かって迫っており、平地は河岸付近から谷に向かってヒトデ状に広がる僅かなものとなっています。市街地はこの僅かな平坦地に広がっています。

また、緑が豊かで、温泉に恵まれています。海岸線は急な崖地が連なっています。

### 第2項 水象

市内を流れる主な河川は、表2-3に示す12河川があります。距離が短く、流量の少ない河川が多くなっています。

表2-3 主な河川

2級河川	千歳川、逢初川、糸川、初川、和田川、大川、宮川、仲川、鍛冶川、水神川
準用河川	鳴沢川
普通河川	藤沢川

河川の水質測定結果は表2-4(1)に示すとおりです。環境基準※の類型指定はありませんが、環境基準河川C類型(資料編P資-43,表4-2(2)参照)の達成を当面の目標としており、測定しているどの河川もほぼ満足しています。

海域の水質測定結果は表2-4(2)に示すとおりです。海域は、伊豆沿岸海域A類型の環境基準が指定されており、測定しているどの海域も満足しています。

## 第2章 熱海市の概況

表2-4(1) 河川別水質測定結果(令和6年)

項目	測定箇所	千歳川	鳴沢川	逢初川			藤沢川	糸川	
		千歳橋付近	ビーチライン橋付近	ビーチライン橋付近	逢初橋付近	消防旧第4分団下	増田新聞店付近	来宮神社付近	新柳橋付近
流量	m <sup>3</sup> /分	130.8	6.93	6.87	4.59	5.46	0.441	9.9	8.1
一般項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	7.75	7.8	7.75	7.65	7.65	7.65
	溶存酸素(DO)	mg/l	10.0	9.3	10.2	10.1	10.05	8.25	9.95
	浮遊物質量(SS)	mg/l	4.0	6.75	5.9	6.55	5.3	8.8	7.4
	化学的酸素要求量(COD <sup>※</sup> )	mg/l	1.65	2.85	1.55	1.7	1.1	1.85	2.5
	生物化学的酸素要求量(BOD <sup>※</sup> )	mg/l	0.55	1.15	0.85	0.9	0.6	0.95	0.85
	大腸菌数	CFU/100ml	1,200	198.5	915	1,015	475	3,957	7,800
指定項目	全窒素(T-N)	mg/l	0.82	3.4	1.3	1.2	1.2	0.96	0.96
	全磷(T-P)	mg/l	0.040	0.31	0.067	0.059	0.046	0.059	0.035
	全炭素(TOC)	mg/l	0.5	1.4	0.5未満	0.5	0.5未満	0.8	0.6
健康項目	鉛(Pb)	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	砒素(As)	mg/l	0.006	0.01	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.007	0.005未満
	総水銀(T-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	糸川								
一般項目	測定箇所		瑞穂橋付近	水口橋付近	梅園内	大石原橋付近	赤宮橋付近	臨港橋付近	潮路橋付近
	流量	m <sup>3</sup> /分	9.6	25.2	21.3	27.0	10.8	11.7	16.2
	水素イオン濃度(pH)	—	7.65	7.85	8.3	7.85	7.85	8.0	7.95
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.25	10.1	9.95	9.95	10.0	10.2	9.5
	浮遊物質量(SS)	mg/l	8.05	3.1	5.05	4.35	1.3	1.7	1.8
	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	2.75	1.55	1.6	1.7	0.85	0.85	1.25
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.25	1.1	1.5	0.6	0.75	0.65	0.85
	大腸菌数	CFU/100ml	6,400	18,000	23,000	370	400	320	380
	全窒素(T-N)	mg/l	0.99	1.0	1.0	1.0	1.3	1.3	1.4
	全磷(T-P)	mg/l	0.038	0.046	0.065	0.032	0.027	0.025	0.026
指定項目	全炭素(TOC)	mg/l	0.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
	鉛(Pb)	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	砒素(As)	mg/l	0.028	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	総水銀(T-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
健康項目	測定箇所		戸又港側溝	宮川	仲川	鍛冶川	水神川	網代栄町排水溝	網代町場排水溝
	戸又港側溝出口付近		宮川橋付近	仲川橋付近	鍛冶川橋付近	潮騒橋付近	網代栄町排水溝付近	網代町場排水溝付近	
	流量	m <sup>3</sup> /分	0.396	6.84	3.78	5.97	2.01	0.0375	0.198
	水素イオン濃度(pH)	—	7.55	7.85	7.95	7.85	7.8	7.05	5.55
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.5	10.0	10.35	9.95	9.65	4.25	1.85
	浮遊物質量(SS)	mg/l	5.1	3.25	2.1	4.0	3.15	31.5	156.5
	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	2.35	1.45	2.55	1.6	1.85	32	263
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.05	0.65	1.85	0.95	0.8	42.5	485
	大腸菌数	CFU/100ml	975	170	6,430	485	1,030	265,000	485,000
	全窒素(T-N)	mg/l	3.8	0.91	2.6	1.2	1.2	20	40
指定項目	全磷(T-P)	mg/l	0.19	0.045	0.11	0.035	0.05	2.5	15
	全炭素(TOC)	mg/l	1	0.5未満	1.7	0.5	0.8	20	110
	鉛(Pb)	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
健康項目	砒素(As)	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.027	0.008
	総水銀(T-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	mg/l	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

資料:環境課(調査年月:令和6年8月・12月)

表 2-4(2) 海域水質測定結果(令和6年)

資料:環境課(調査年月:令和6年8月)

### 第3項 気象

過去 5 年間（令和 2 年～令和 6 年）の平均気温は 17.2℃ であり、一年中温暖な気候となっており、冬は温暖で、夏は清涼で良好な気候となっています。降水量は、過去 5 年平均で 2,179.8mm となっており、比較的降水量の多い地域です。特に令和 6 年には 8 月に起きた台風 10 号の影響により多くなっています。

表 2-5 平均気温と降水量

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	気温:平均 降水量:計
平均 気温 (°C)	R2	8.9	9.4	11.6	13.5	19.2	22.9	24.2	28.0	24.1	18.2	15.4	9.7	17.1
	R3	7.1	(9.6)	12.9	14.6	19.1	21.7	25.0	26.5	22.4	18.9	14.5	9.7	16.8
	R4	(6.3)	6.4	11.6	15.4	18.4	22.2	(26.4)	26.8	24.1	18.2	15.9	9.2	16.7
	R5	7.2	8.3	13.1	16.3	18.4	22.4	27.3	27.8	26.0	19.1	15.4	10.6	17.7
	R6	9.0	9.2	10.7	16.3	19.2	22.3	28.0	27.9	26.5	21.1	15.1	9.8	17.9
	平均	7.7	8.6	12.0	15.2	18.9	22.3	26.2	27.4	24.6	19.1	15.3	9.8	17.2
降水量 (mm)	R2	111.5	70.0	188.5	191.5	80.0	335.5	564.5	67.0	179.5	258.5	13.0	15.0	2,074.5
	R3	51.0	122.5	(90.5)	105.0	187.0	137.0	483.5	325.0	282.0	141.0	142.5	111.0	2,178.0
	R4	33.5	54.5	108.5	287.0	250.5	253.5	220.5	(230.5)	326.0	117.0	95.0	42.5	2,019.0
	R5	18.5	55.0	179.0	111.5	238.0	324.5	93.0	254.0	140.0	174.0	65.0	49.5	1,702.0
	R6	44.0	147.5	252.5	197.5	266.5	562.0	162.5	705.5	90.0	328.0	168.0	1.5	2,925.5
	平均	51.7	89.9	163.8	178.5	204.4	322.5	304.8	316.4	203.5	203.7	96.7	43.9	2,179.8

注)( )は欠測を含む数値を表す。

資料：氣象局（觀測地：網代特別地域氣象觀測所）

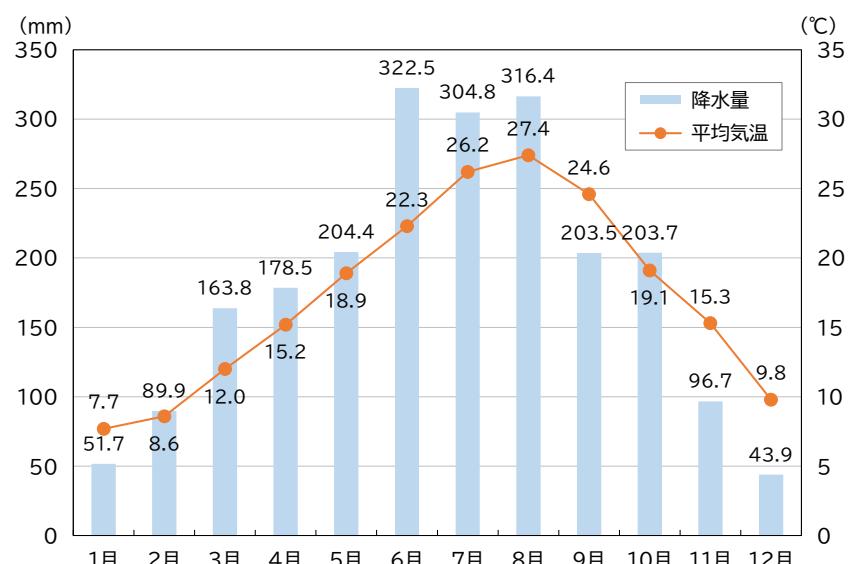


図 2-2 平均気温と降水量(過去 5 年の平均)

## 第3節 社会条件

### 第1項 人口動態

本市の過去10年間（平成27年度～令和6年度）の人口及び世帯数は、表2-6に示すとおりです。人口、世帯数ともに減少傾向を示しています（図2-3参照）。人口はこの10年間で約4,700人の減少となっています。1世帯当たりの人員も減少しており、令和6年度に1.60人/世帯となっています。

表2-6 人口及び世帯数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	人	38,120	37,798	37,576	37,084	36,665	36,085	35,331	34,629	34,042	33,388
世帯	世帯	21,233	21,346	21,500	21,492	21,521	21,455	21,231	20,986	20,884	20,812

資料：人口は一般廃棄物処理実態調査（令和6年度は速報値）  
世帯数は市のホームページ（9月の人口及び世帯）



図2-3 人口及び世帯数の推移

令和2年の年齢（5歳階級）・男女別人口は、図2-4に示すとおりです。男女ともに70～74歳が最も多く、次いで75～79歳が多くなっています。

また、本市の高齢化率は48.8%\*となっており、全国〔29.2%〔令和6年4月〕（総務省）〕と比較すると高い値を示しています。

\*48.8% = 16,409人（65歳以上）／33,603人（総人口）〔令和6年4月〕

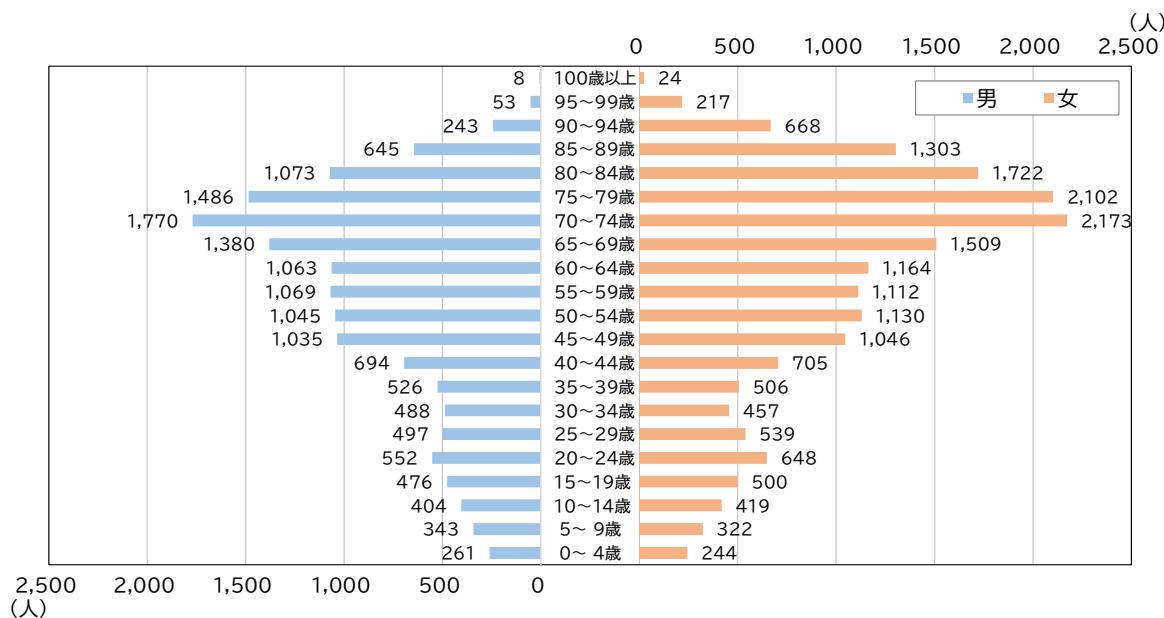


図2-4 年齢(5歳階級)・男女別国勢調査人口(令和2年)

## 第2項 産業の動向

事業所数及び従業者数の総数は、表2-7に示すとおりです。

令和6年の産業別従業者数をみると、宿泊業・飲食サービス業が5,024人(32.4%)と最も多く、次いで医療・福祉2,577人(16.6%)、卸売業・小売業2,345人(15.1%)となっています。

表2-7 産業別事業所数及び従業者数

		令和6年			
		事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率
全産業(事業内容不詳を含む)		1,541	100.0%	15,530	100.0%
全産業(公務除く)		1,541		15,530	
第一次 産業	農林漁業	4	0.3%	80	0.5%
	小計	4	0.3%	80	0.5%
第二次 産業	鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	146	9.5%	714	4.6%
	製造業	43	2.8%	287	1.8%
	小計	189	12.3%	1,001	6.4%
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.2%	44	0.3%
	情報通信業	20	1.3%	75	0.5%
	運輸業・郵便業	22	1.4%	353	2.3%
	卸売業・小売業	368	23.9%	2,345	15.1%
	金融業・保険業	16	1.0%	193	1.2%
	不動産業・物品賃貸料	130	8.4%	1,414	9.1%
	学術研究・専門・技術サービス業	57	3.7%	196	1.3%
	宿泊業・飲食サービス業	356	23.1%	5,024	32.4%
	生活関連サービス業・娯楽業	91	5.9%	613	3.9%
	教育・学習支援業	22	1.4%	247	1.6%
	医療・福祉	107	6.9%	2,577	16.6%
	複合サービス事業	10	0.6%	123	0.8%
	サービス事業(他に分類されないもの)	146	9.5%	1,245	8.0%
	公務(他に分類されないものを除く)	—	—	—	—
小計		1,348	87.5%	14,449	93.0%

注)事業所数及び従業者数の上位3位までを で示します。

比率(%)は、端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

資料:「経済センサス-基礎調査」

### 第3項 土地利用状況

本市における地目別面積は、表2-8に示すとおりです。本市は、急峻な山地に伴う山林が、約5割を占めています。

宅地は、市全体の約2割を占めており、住宅の他に宿泊施設等があり、これは国際観光温泉文化都市としての熱海の大きな特色となっています。

表2-8 地目別面積

	総数	田	畠	宅地	鉱泉地	山林	原野	雑種地	1月1日現在(単位:km <sup>2</sup> )
令和2年	33.72	—	3.79	6.96	0.001	16.67	3.51	2.78	
令和3年	33.70	—	3.55	6.95	0.001	16.90	3.51	2.79	
令和4年	33.70	—	3.53	6.95	0.001	16.90	3.51	2.80	
令和5年	33.71	—	3.52	6.99	0.001	16.90	3.51	2.79	
令和6年	33.70	—	3.50	7.00	0.001	16.91	3.51	2.78	

注)端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

資料:「熱海市統計書 令和6年版」

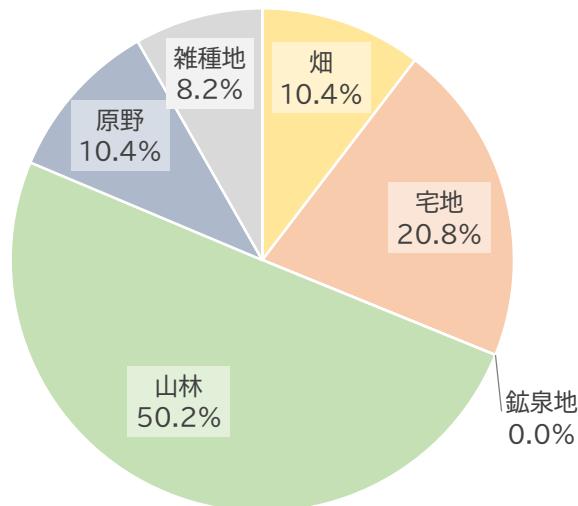


図2-5 地目別面積(令和6年)

### 第4項 交通

道路は、南北に延びて神奈川県湯河原町及び伊東市に繋がっている国道135号、県道熱海函南線は函南町と繋がり、県道熱海箱根峠線は函南町や神奈川県箱根町に繋がっています。また、本市の幹線的な道路としては、市道熱海駅和田浜線等が市の中央部にあります。

鉄道は、東海道新幹線（JR東海）、東海道本線（JR東日本、JR東海）、伊東線（JR東日本）の3路線が運行されており、首都圏や関西圏、伊東・下田方面を結ぶ重要路線として機能しています。

## 第5項 観光

本市は、伊豆湯河原温泉、伊豆山温泉、熱海温泉、伊豆多賀温泉、網代温泉及び初島の6地区から成る、海と山に囲まれた自然豊かな観光地となっています。温泉の他に起雲閣、MOA美術館等の文化施設も充実しています。

観光入込客数は、表2-9に示すとおりです。令和2年度・3年度における観光入込客数の減少は、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。令和4年度以降は行動制限が緩和されたことから、現在では回復傾向にあります。

表2-9 観光入込客数

(単位:人)

年	総 数	宿泊施設利用人員	観光施設・イベント客数
令和元年度	7,217,162	3,341,690	3,875,472
令和2年度	3,489,900	1,675,895	1,814,005
令和3年度	3,799,657	1,926,451	1,873,206
令和4年度	5,515,520	2,779,297	2,736,223
令和5年度	6,273,274	3,279,141	2,994,133

資料:「熱海市統計書 令和6年版」

## 第4節 総合計画等との関係

上位計画である「熱海市総合計画」、「環境基本計画」等のごみ及び生活排水に関する施策等を以下に示します。

### ① 総合計画

名 称	第五次熱海市総合計画後期基本計画【案】(2026年2月2日版)		
計画期間	令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)		
ごみ関係	<p>■資源環境と廃棄物の減量及び適正処理の推進</p> <p>【協働の取組】</p> <p>市民：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物削減のため、6Rに取り組む。</li> <li>②ミックスペーパーの回収事業や分別・資源化に参加し、ごみ減量に取り組む。</li> <li>③食品ロスに関する意識を持つ。</li> </ul> <p>地域活動等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物削減のため、6Rを実践する。</li> <li>②ミックスペーパー回収事業や分別収集に参加、協力し、ごみ減量とリサイクルを推進する。</li> </ul> <p>事業者：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物削減のため、6Rを実践する。</li> <li>②食品ロスを削減するため、計画的な製造・販売を実施する。</li> <li>③定められた分別方法で、ごみの分別・排出を行う。</li> <li>④ミックスペーパー回収事業などに参加し、自発的にごみ減量とリサイクルに取り組む。</li> </ul> <p>【行政の取組】</p> <p>市民・地域活動等・事業者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①6Rの啓発を行う。</li> <li>②ミックスペーパー回収事業への活動支援や排出方法の工夫により、ごみ減量とリサイクルに対する意識啓発を行う。</li> <li>③食品ロス削減に関する意識啓発を行う。</li> <li>④わかりやすい分別ルールを積極的に発信する。</li> </ul> <p>主体的に実施する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物の発生回避・排出抑制を基本とし、再利用・再生利用の効率的な推進と廃棄物の適正処理を行う。</li> <li>②分別品目の拡充と新たな収集体制の確立を推進するとともに、効率的な再生処分先を確保する。</li> <li>③食品ロス削減に向けた施策を検討する。</li> <li>④現行施設の安定稼働に努めるとともに、廃棄物処理の広域化を含め、今後の廃棄物処理施設の方向性について検討を進める。</li> </ul> <p>【指標と目標値】</p>		
	指 標	現状値 [R5]	目指す値 [R12]
ごみの総排出量	21,638 t	14,053 t	6Rやミックスペーパー回収事業の推進などにより、ごみの総排出量減少を目指します。
生活系ごみ	12,055 t	3,969 t	
事業系ごみ	9,583 t	10,084 t	
ミックスペーパー回収量	110 t	4,974 t	再資源化の意識向上により、可燃ごみに含まれるミックスペーパーを分別回収します。
生ごみ混入割合	10.9%	7.6%	食品ロス削減を行うことにより、廃棄物の減量化を促進します。
リサイクル率	21.9%	28.5%	再資源化品目の拡充と意識の向上により、リサイクル率の向上を目指します。

生活排水 関係	■環境の保全と地球温暖化対策の推進（以下、主に浄化槽関連を整理）
	【協働の取組】 市民： ①浄化槽の適切な維持管理を行う。 事業者： ①浄化槽の適切な維持管理を行う。 【行政の取組】 市民・地域活動等・事業者に対する支援 ①補助制度拡充により単独浄化槽から合併処理浄化槽※への転換を促す。 ②省エネ・再エネ・廃棄物削減などの脱炭素につながる活動を推進する。 主体的に実施する取組 ①河川及び海の水質保全のため、（一社）静岡県浄化槽協会や静岡県と協力し、適正な浄化槽の管理を強化する。

## ② 環境基本計画

名 称	第三次熱海市環境基本計画（令和4年12月策定）		
計画期間	2022(令和4)年度～2031(令和13)年度		
ごみ関係	基本目標：脱炭素で 資源の循環するまち 取組方針：ごみを少なくする 3R（ごみ減量・再利用・再資源化）の啓発・調査、生ごみ・食品ロス、廃プラスチック、雑がみ、事業系ごみや観光ごみなど、ごみを減らすための取組を推進します。 【市の取組】 ①3R（ごみ減量・再利用・再資源化）の啓発・調査をする （一例）市発行物、町内会の会合やイベント、学校や地域での環境学習やごみ処理施設での見学などで啓発を行います。 ②生ごみ・食品ロスへの対策を行う （一例）生ごみ処理機器の普及を図り、生ごみの自己処理を推進します。 ③「プラスチック資源循環法」への対策を行う （一例）3R+Renewable（再生可能な資源に替えること）によるサーキュラー・エコノミー※への移行を推進します。 ④事業系ごみや観光ごみへの対策を行う （一例）事業系ごみについては、自己搬入の徹底を図るとともに、再生可能な廃棄物の適切な処理・処分などを行うことにより、減量に努めるよう要請します。 【数値目標】		
	指 標	現状 [R2]	中間目標 [R8]
	ごみの総排出量	20,462 t /年	21,235 t /年
	1人1日当たりのごみの排出量	1,565 g /人・日	1,829 g /人・日
	生活系ごみ（観光ごみ除く）排出量	833.7 g /人・日	723.7 g /人・日
	事業系ごみ（観光ごみ除く）排出量	17.30 t /日	17.50 t /日
	観光ごみの排出量	3,229 t /年	6,418 t /年
	雑がみ回収プロジェクトの回収量	91,469kg/年	95,000kg/年
	最終目標 [R13]		
	20,153 t /年		
	1,871 g /人・日		
	700.5 g /人・日		
	16.94 t /日		
	6,418 t /年		
	100,000kg/年		

取組方針：ごみを収集・適正処理する  
 3Rでも残ってしまったごみは、廃棄物処理施設で適正に処理する必要がありますが、最終処分場の埋立容量にも限界があることから、焼却灰の資源化など埋

## 第2章 熱海市の概況

ごみ関係	<p>立量の削減による延命化を図ります。 さらに、グリーン購入※の推進による環境配慮製品の普及を図ります。</p> <p><b>【市の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの分別収集・集団回収を推進する (一例) インターネットや紙による媒体を併用し、ごみの出し方パンフレットなどの最新化を図るとともに、新たに分別が変わる品目などの情報を取り込むことにより、より多くの利用者が適切に理解できるようにします。</li> <li>②廃棄物処理施設などを管理する (一例) 既存のごみ処理施設（エコ・プラント姫の沢）については、周辺環境の保全に努め、保全工事にて行った延命効果を保ちつつ、最小限の投資で最大限の効果が得られるよう、効率的な管理運営を図ります。</li> <li>③グリーン購入を推進する (一例) 「グリーン購入法」や「環境配慮契約法」に基づく取組を推進し、市庁舎内の省資源・省エネルギー※化に努めます。</li> </ul>								
生活排水 関係	<p>基本目標：みんなが快適に過ごせる 安全・安心なまち 取組方針：安全・安心な生活環境にする 大気環境や水環境の保全、悪臭・騒音・振動・土壤汚染の防止、有害化学物質による汚染や公害を未然に防止することにより、安全・安心な生活環境を目指します。</p> <p><b>【市の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水環境を保全する (一例) 公共下水道接続促進のため、公共下水道接続改造費助成制度、公共下水道接続改造資金貸付制度を実施します。</li> <li>②合併処理浄化槽への転換 (一例) 単独処理浄化槽※から合併処理浄化槽への付け替えにかかる補助制度の周知を行い、合併処理浄化槽への転換を促します。</li> </ul> <p><b>【数値目標】</b></p> <table border="1" data-bbox="355 1208 1378 1313"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>現状 [R2]</th> <th>中間目標 [R8]</th> <th>最終目標 [R13]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>76%</td> <td>80%</td> <td>83%</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	現状 [R2]	中間目標 [R8]	最終目標 [R13]	汚水処理人口普及率	76%	80%	83%
指 標	現状 [R2]	中間目標 [R8]	最終目標 [R13]						
汚水処理人口普及率	76%	80%	83%						

### ③ その他

名 称	熱海市脱炭素ロードマップ（令和7年1月策定）
計画期間	2025(令和7)年度～2030(令和12)年度
ごみ関係	<p><b>【基本方針】循環型社会※の形成</b> 地域の特徴として、ごみの排出量が多いことから、これまで推進してきた「雑がみの再資源化」を継続しつつ、ごみの発生抑制、プラスチックごみや食品ロスの削減を検討します。</p> <p><b>【重点施策】3R+Renewable の推進</b></p> <p><b>【市の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の啓発・調査をする (一例) 「雑がみ回収プロジェクト」の活動支援、ごみ減量とリサイクルに対する意識啓発に努めます。</li> <li>②生ごみ・食品ロスへの対策を行う (一例) 生ごみ処理機やディスポーザーの普及を図り、生ごみの自己処理を推進します。</li> </ul>

ごみ関係	③「プラスチック資源循環法」への対策を行う (一例) 3R+Renewable (再生可能な資源に替えること) によるサーキュラー・エコノミーへの移行を推進します。
	④事業系ごみや観光ごみへの対策を行う (一例) 事業系ごみについては、自己搬入の徹底を図るとともに、再生可能な廃棄物の適切な処理・処分などを行い、減量に努めるよう要請します。

【数値目標】		
指 標	現状 [R3]	中間目標 [R12]
ごみの総排出量	20,076 t/年	14,053 t/年
1人1日当たりのごみの排出量	1,557 g/人・日	1,089 g/人・日
生活系ごみ排出量	948 g/人・日	663 g/人・日
事業系ごみ排出量	609 g/人・日	426 g/人・日
紙資源循環プロジェクトの回収量	82,543kg/年	120,000kg/年



## II. ごみ処理基本計画編



## 第3章 ごみ処理の現況

### 第1節 ごみ処理行政の沿革

過去約30年間（平成7年度～令和7年11月）における本市のごみ処理行政の沿革は、表3-1(1)～(2)に示すとおりです。直近では可燃ごみの減量及び紙類の資源化拡大に向け、新たにミックスペーパーの分別回収・再資源化の取り組みを始めました。

表3-1(1) ごみ処理行政の沿革

年度	月	収集	施設	施策等
平成7				
平成8	4月			「生ごみ処理機器購入費補助金交付制度」の開始
平成9	4月		施設係、計量・受入・プロセス作業委託化	
平成10	4月	ピン回収業務委託開始		「初島デポジットシステム」開始
	11月			熱海市指定袋制開始(45,30,20ℓ)
	1月			
	3月	南熱海地区古紙・古布等委託回収開始	大黒崎清掃工場廃止	
平成11	4月		IC・プロト姫の沢供用開始 焼却施設運転管理業務委託 受入及びリサイクル関連運転管理直営	
	11月	PETボトル・発泡トレー回収モデル地区開始(4町内会)		
平成12	4月	PETボトル・発泡トレー回収モデル地区拡大(7町内会)	IC・プロト姫の沢焼却時間変更(准連続16h/日→全連続24h/日)	
平成13	4月		IC・プロト姫の沢への家電4品目搬入禁止	
	12月		焼却灰等溶融固化処分業務委託開始	
平成14	4月	可燃ごみ毎日収集廃止(全市週3回(月・水・金)に統一(25町内会対象)、飲料缶・金属類の回収日変更(63町内会対象)) マンション収集業務委託開始		
	10月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(5町内会)	初島生ごみ堆肥化開始	
	12月		初島清掃工場ダボキシング類対応型焼却炉稼働(旧焼却炉2基休止)	
平成15	4月	市内中心部早朝収集委託業務開始		
	6月		IC・プロト姫の沢焼却灰等リサイクル一部委託開始	
	10月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(4町内会)		
平成16	4月	南熱海地区可燃ごみ等委託収集開始(15町内会)		資源ごみ集団回収事業奨励金交付金単価改正(7円/kg→6円/kg)
	8月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(6町内会)		
	9月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(7町内会)		
	11月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(1町内会)		
	12月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(1町内会)		
	1月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(1町内会)		
	2月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(1町内会)		
	3月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(1町内会)		
平成17	4月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(4町内会) 泉地区可燃ごみ等委託収集開始		
	11月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(8町内会)		
平成18	4月	西部地区可燃ごみ等委託収集開始		
	9月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大(1町内会)		
	10月	PETボトル・発泡トレー回収地区拡大((1町内会))		

資料:一般廃棄物処理事業等のまとめ(令和6年度)他

### 第3章 ごみ処理の現況

表3-1(2) ごみ処理行政の沿革

年度	月	収集	施設	施策等
平成19	4月			資源ごみ集団回収事業奨励金交付金単価改正(6円/kg→3円/kg)
	7月			初島離島自動車リサイクル開始(使用済自動車海上輸送費補助金制度)
	10月			ごみ減量審議会発足
平成20	4月		リサイクル施設運転管理委託業務開始	資源ごみ集団回収事業奨励金交付金,単価改正(3円/kg→2円/kg)
	10月	PETボトル・発泡トレ-回収地区拡大(3町内会)		
	11月	PETボトル・発泡トレ-回収地区拡大(14町内会)		
	12月	PETボトル・発泡トレ-回収地区拡大(9町内会)		
平成21	4月	マジンごみ等収集委託業務廃止 地区別収集業務委託へ組込み		粗大ごみ有料化開始 生ごみ処理機補助金額上限改定(2万円→3万円)
	10月	PETボトル・発泡トレ-回収地区拡大(3町内会)		
平成22	4月		初島清掃工場休止中焼却炉改修(既設炉撤去) エコ・プラント姫の沢焼却灰全量リサイクル開始	可燃ごみ有料化開始 資源ごみ集団回収事業奨励金交付金,単価改正(2円/kg→4円/kg)
平成23	4月	泉・伊豆山地区可燃ゴミ等委託収集開始		事業用有料指定袋(75l)導入
	7月		初島清掃工場発泡スチロール減溶機導入	
平成24	4月		エコ・プラント姫の沢焼却灰二次運搬処理業務委託開始(リサイクル)	
平成25	4月		小型家電リサイクル法に伴う小型家電のピッカップ回収開始	
	7月		ガラス・セトモノ類のリサイクル開始 蛍光灯のリサイクル開始	
平成26	9月			三島市可燃ごみ受入(~11月)
	3月		エコ・プラント姫の沢延命化基本計画等策定	一般廃棄物処理基本計画[改訂版]策定
平成27	4月		エコ・プラント姫の沢焼却灰三次運搬処理業務委託開始(リサイクル)	
	5月			湯河原町真鶴町衛生組合可燃ごみ受入 雑がみ回収ボックスを新庁舎1階北に設置
	6月		エコ・プラント姫の沢焼却施設保全工事開始(H27~H30の4か年実施)	
	9月			三島市可燃ごみ受入(~11月)
平成28	6月			雑がみ回収ボックスを福祉センターに設置
	3月			熱海市災害廃棄物処理計画策定
平成29	4月		水銀性製品運搬処理業務委託開始	
	5月			雑がみ回収ボックスを南熱海マリンホールに設置
	1月			伊豆の国市可燃ごみ受入
	2月			雑がみ回収ボックスを市役所内各課机上に設置
	3月	ごみステーション管理システム導入(GIS)		
平成30	11月			東河環境センター(東伊豆町・河津町一部組合)可燃ごみ受入(~12月)
	3月		エコ・プラント姫の沢焼却施設保全工事完了	
令和元				
令和2	4月	西部地区収集業務委託範囲追加(梅園周辺)		
令和3	7月	伊豆山土石流災害により一時泉・伊豆山地区収集不可	笹尻災害廃棄物仮置場設置	【伊豆山土石流災害発生(3日)】 災害廃棄物処理事業開始
	3月			熱海市新廃棄物処理施設建設候補地基礎調査業務委託完了
令和4	4月	ガラス類、セトモノ類の分別細分化		
	9月	乾電池等回収缶を設置(市内協力店)		
令和5	4月			箱根町可燃ごみ受入(R7現在まで継続)
	1月		初島生ごみ処理装置一部稼働	
	3月		笹尻災害廃棄物仮置場閉鎖	
令和6	4月		初島生ごみ堆肥化装置撤去 初島生ごみ処理装置稼働	
	8月		エコ・プラント姫の沢施設山側土砂崩れによる断水(10月まで)	
	1月			湯河原町真鶴町衛生組合可燃ごみ受入(R7現在まで継続)
	3月		エコ・プラント姫の沢精密機能検査及び整備計画書策定	
令和7	10月	ミックスペーパー回収モデル地区開始(2地区)		
	11月	ミックスペーパー回収モデル地区拡大(1地区)		

資料:一般廃棄物処理事業等のまとめ(令和6年度)他

## 第2節 分別区分と処理フロー

### 第1項 分別区分

ごみ分別区分は、表3-2に示すとおりです。市内\*と初島とでは、若干の違いがあり、初島には生ごみの分別区分がありますが、市内にはありません。また、市内では雑がみの資源化を行っていますが、初島では行っていません。

\*熱海市の初島を除く地域とします。

表3-2 ごみの分別区分

分別区分	内 容	
	市 内	初 島
可燃ごみ	①台所ごみ類(調理くず) ②その他(プラスチック類、ビニール類、革製品、紙屑・ゴム類、落ち葉、草、板切れ、剪定枝等)	
生ごみ	(可燃ごみ扱い)	野菜の切りくず、魚のアラ、食品残渣など
資源	カン類	飲料カンなどで3リットル未満、かつ、一辺が最大20cm以下のカン
	金属類	①3リットル以上20リットル未満のカン類 ②傘(骨のみ) ③包丁、ナイフなどの刃物 ④鍋、釜など ⑤ラジカセ、トースター、ドライヤー、ポット、炊飯器などの小物家電 ⑥蛍光灯型LEDランプ
	電池類	①アルカリ乾電池、マンガン乾電池 ②コイン電池(二酸化マンガンリチウム電池、フッ化黒鉛リチウム電池) ③ボタン電池(酸化銀電池、空気亜鉛電池、アルカリ電池)
	びん	空きびん
	セトモノ類、ガラス類	①茶碗、湯飲み、皿、植木鉢などのセトモノ類 ②コップ、割れガラス等のガラス類
	蛍光管	蛍光管など
	古紙・古布類	①雑誌、本、新聞紙、ダンボール、牛乳パックなどの紙類 ②古着等の布類 ③雑紙等の紙類
	雑がみ 【拠点回収】	割り箸の包み紙・メモ用紙・カレンダー・紙コップ・牛乳パック・封筒・はがきなど
	ペットボトル 【拠点回収】	ペットボトルマークの表示がついているもの 
	白色トレー(発泡スチロール含む) 【拠点回収】	発泡トレーマークの表示がついている「白色トレー・白色発泡スチロール」 
	水銀を含むごみ	①体温計・血圧計 ②ボタン式電池【協力店のリサイクルボックス】
粗大ごみ	①テーブル、タンスなどの家具類 ②自転車、トランクケース、はしごなどの生活用品類 ③ふとん、マットレス、ベッドなどの寝具 ④石油・電気ストーブ、電子レンジ、ミシンなどの電化製品	

資料:ごみの分別・出し方(令和5年4月改訂版)



#### コラム：リチウムイオン電池の危険性について

リチウムイオン電池は、外側から強い力や衝撃が加わると異常発熱を起こし、膨張、変形したり、激しく火花が噴出し、火災に至る事例があるため、可燃ごみに混ぜて排出しないようお願いします。

**コラム：標準的な分別区分**

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月(平成25年4月改訂)(令和7年3月一部改訂))では、適正な循環的利用・適正処分の観点から分別収集区分についても定めており、標準的な分別収集区分を表3-3に示します。

表3-3 一般廃棄物の標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分			熱海市	備考
循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収	プラスチック	ペットボトル	○	
		プラスチック製容器包装	×	「燃えるごみ」扱い
		製品プラスチック	×	「燃えるごみ」扱い
	バイオマス	廃食用油	×	「燃えるごみ」扱い
		生ごみ	△	初島のみ
		剪定枝	×	「燃えるごみ」扱い
	古紙、紙製容器包装	古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ(容器包装以外の紙と一緒に括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む))	○	
		紙製容器包装	△	「雑がみ」扱い 市内のみ
	繊維製品(衣類)		○	
	ガラス類(ガラスびん)		○	
	金属類(アルミ缶・スチール缶、小物金属)		○	
	小型家電		○	「金属類・粗大ごみ」扱い
	リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品		△	金属類の収集日に分か るように排出
	その他専用の処理のために分別するごみ		—	
粗大ごみ			○	
燃やさないごみ			—	
燃やすごみ			○	

資料:「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月(平成25年4月改訂)(令和7年3月一部改訂)環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)

## 第2項 処理フロー

ごみの処理・資源化方法についても、市内と初島とでは違いがあります。

### ① 市内

市内の処理・資源化方法は、表3-4(1)に示すとおりです。処理フローは図3-1(1)に示すとおりです。

表3-4(1) 市内の処理・資源化方法

分別区分等	処理・資源化方法
可燃ごみ 破碎選別後の可燃物	『熱海市エコ・プラント姫の沢(ごみ焼却施設)』で焼却処理しています。焼却残渣(全量)を業者委託により「再資源化」し、建設資材*等に再生利用しています。不適物は、『熱海市姫の沢最終処分場』で埋立処分しています。
カン類	『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』の「缶類選別設備」で選別・プレスし、委託業者で「再資源化」しています。
金属類	『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』にて、小型家電は抜き取り、その他の破碎が必要なものについては、同施設の「破碎・選別設備」で破碎選別後、プレスし、委託業者で「再資源化」しています。
電池類	『熱海ふれあい作業所』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
びん	『熱海ふれあい作業所』で「選別・粉碎・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
セトモノ類、ガラス類	『熱海ふれあい作業所』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
蛍光管	『熱海ふれあい作業所』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
古紙・古布類	『古紙回収事業者』で「選別・貯留」し、「再資源化」を行っています。
雑がみ	市役所等3か所に雑がみ回収箱を設置し、「再資源化」を行っています。
ペットボトル	『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。不適物は、焼却処理しています。
白色トレー (発泡スチロール含む)	『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。不適物は、焼却処理しています。
粗大ごみ	『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』にて、小型家電を抜き取り、それ以外のものを「破碎・選別設備」で破碎処理し、可燃残渣、不燃残渣、金属類に分別しています。可燃残渣は「ごみ焼却施設」で焼却処理し、不燃残渣は「最終処分場」で埋立処分し、金属類は「再資源化」しています。

\*建設資材：碎砂や碎石の代替品として道路の路盤材等に利用しています。

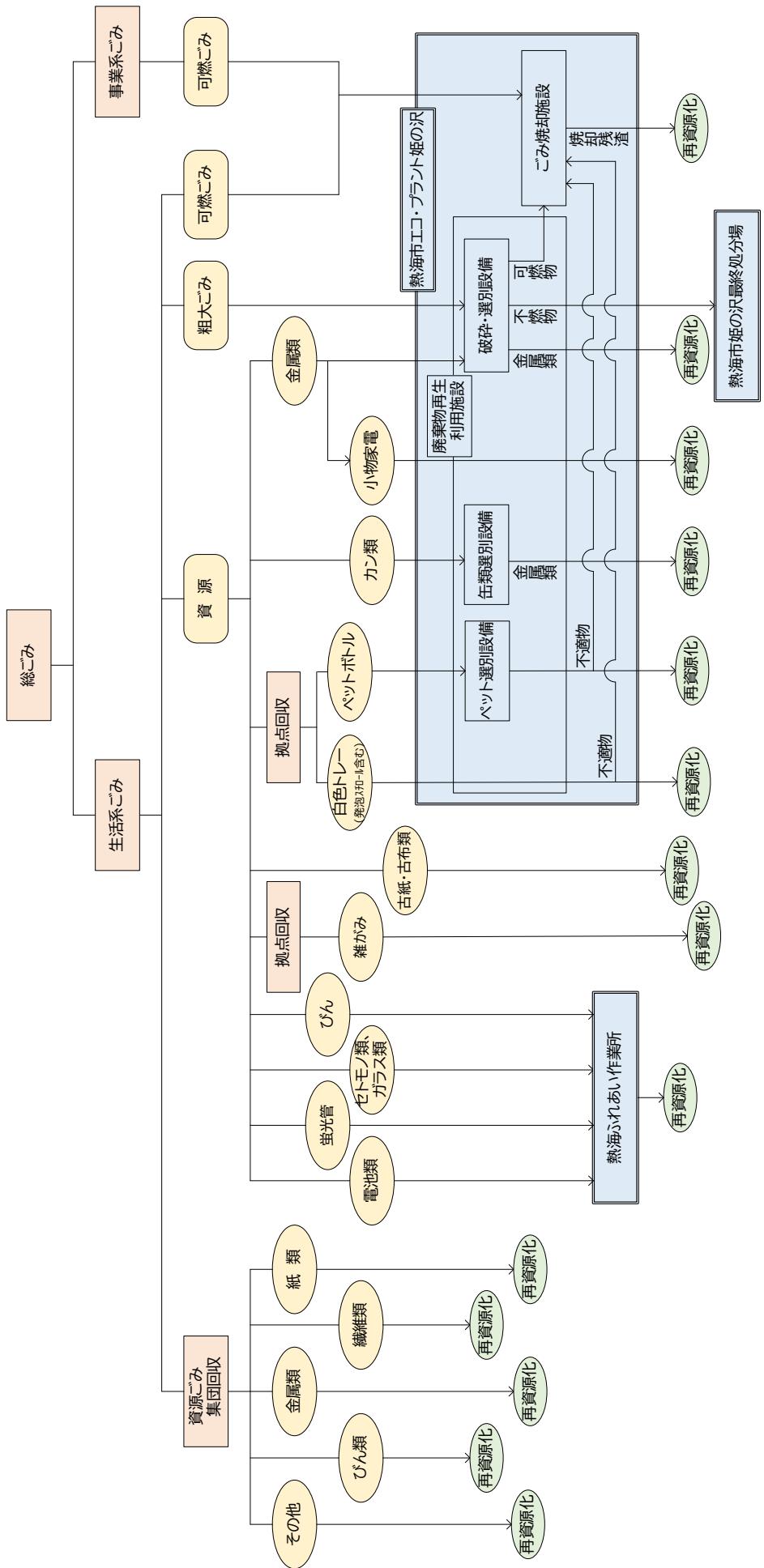


図3-1(1) ごみ処理フロー (市内)

## ② 初島

初島の処理・資源化方法は、表3-4(2)に示すとおりです。処理フローは図3-1(2)に示すとおりです。

表3-4(2) 初島の処理・資源化方法

分別区分等	処理・資源化方法
可燃ごみ	『初島清掃工場』で焼却処理し、焼却残渣は『熱海市姫の沢最終処分場』で埋立処分しています。
生ごみ	「生ごみ処理装置」で減量化しています。
カン類	『初島清掃工場』の「カンプレス機」で選別・プレスし、委託業者で「再資源化」しています。
金属類	『初島清掃工場』の「金属類置場」に一時保管し、『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』の「破碎・選別設備」で破碎処理しています。
電池類	『初島清掃工場』で「選別・保管」し、市内の『熱海ふれあい作業所』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
びん	『初島清掃工場』で「選別・貯留」し、市内の『熱海ふれあい作業所』で「選別・粉碎・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
セトモノ類、ガラス類	『初島清掃工場』で「選別・保管」し、市内の『熱海ふれあい作業所』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
蛍光管	『初島清掃工場』で「選別・保管」し、市内の『熱海ふれあい作業所』で「選別・貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
古紙・古布類	『初島清掃工場(紙類置場)』で「選別・貯留」し、民間業者により「再資源化」を行っています。
ペットボトル	『初島清掃工場』で「選別・貯留」し、『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』で「貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
白色トレー (発泡スチロール含む)	『初島清掃工場』で「減容化」し、『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』で「貯留」し、民間業者による「再資源化」を行っています。
粗大ごみ	『初島清掃工場』の「粗大置場」で一時保管し、『熱海市エコ・プラント姫の沢(廃棄物再生利用施設)』の「破碎・選別設備」で破碎処理しています。

注) 初島での資源ごみ集団回収は、行っていません。

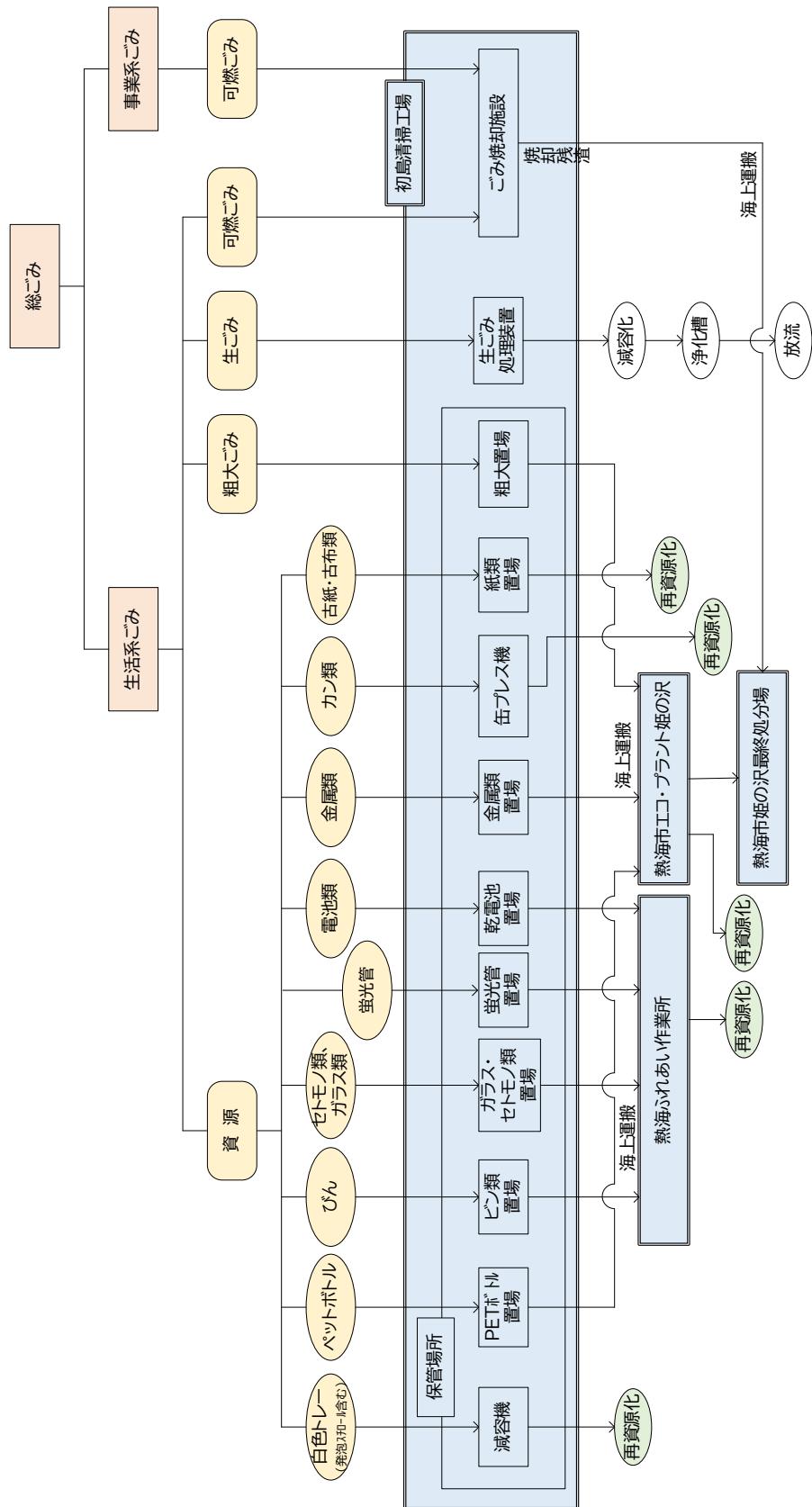


図3-1(2) ごみ処理フロー(初島)

## 第3節 ごみ発生量の実績及び性状

### 第1項 ごみ発生量の実績

ごみ発生量の実績は、表3-5に示すとおりです。令和2年度・3年度にごみ量が減少したのは（図3-2参照）、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の大幅な減少が原因と思われます。その結果、可燃ごみも減少しました。令和4年度以降は行動制限が緩和されたことから観光客が増加し、可燃ごみも増加したと考えられます。

表3-5 ごみ発生量の実績

		(単位:t/年)									
人 口 (人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
生 活 系 ごみ	10,244	10,114	10,390	10,079	10,154	9,300	8,908	8,964	8,655	8,237	
資源	3,191	3,071	3,024	2,966	2,956	2,678	2,635	2,765	2,801	2,753	
粗大ごみ	264	304	334	336	376	422	367	395	461	453	
計	13,699	13,489	13,748	13,381	13,486	12,400	11,910	12,124	11,917	11,443	
集団回収	593	575	557	521	436	335	319	186	141	128	
事 業 系 ごみ	9,375	9,685	9,375	9,537	9,373	7,521	7,673	8,700	9,440	9,842	
資源	91	101	113	106	111	101	88	93	86	75	
粗大ごみ	61	65	63	76	97	107	87	65	57	74	
計	9,527	9,851	9,551	9,719	9,581	7,729	7,848	8,858	9,583	9,991	
合 計	23,819	23,915	23,856	23,621	23,503	20,464	20,077	21,168	21,641	21,562	
(g/人・日)	1,707	1,733	1,739	1,745	1,751	1,554	1,557	1,675	1,737	1,769	

注)人口は10月1日現在の数値とします。

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)

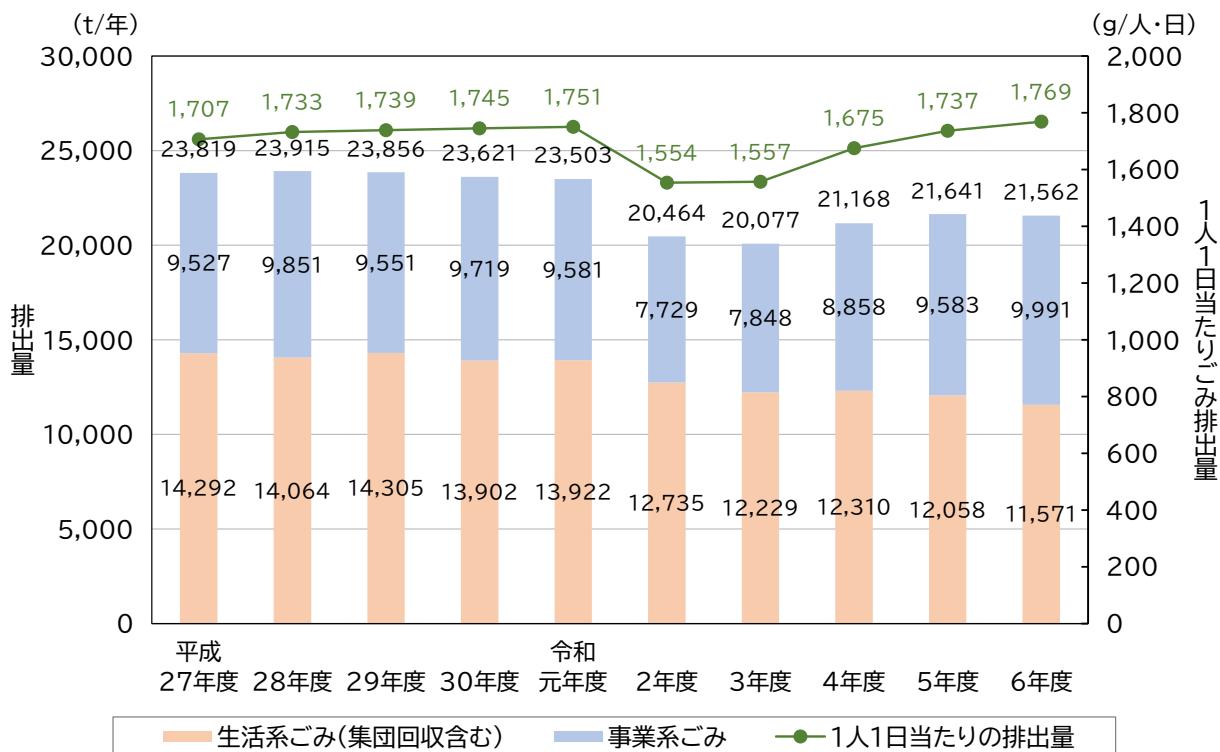


図3-2 ごみ発生量の推移

### 第3章 ごみ処理の現況

国や県との比較で、1人1日当たりのごみ排出量をみると、図3-3に示すとおりです。本市は県や国に比べ高い値を示しています。

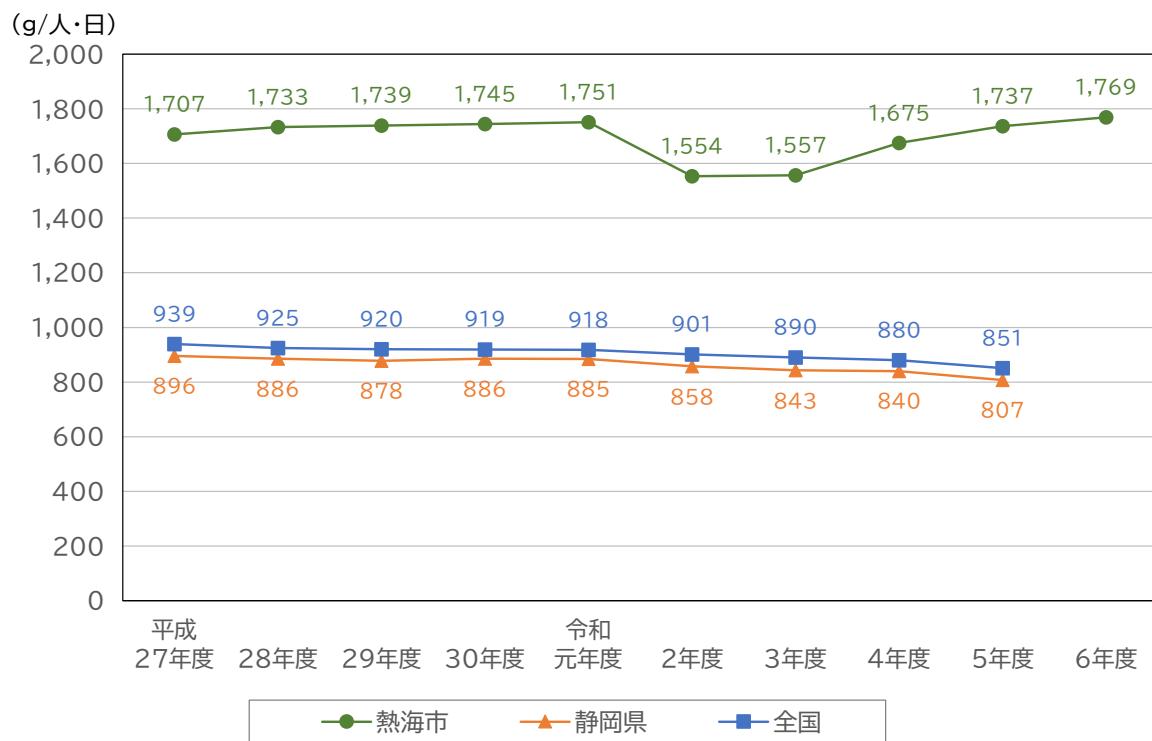


図3-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

## 第2項 ごみの性状

可燃ごみのごみ質分析を熱海市エコ・プラント姫の沢において、年4回実施しています。その結果は、表3-6に示すとおりです。5か年平均で紙・布類が最も高く37.8%、次いで木・竹・わら類が23.4%、ビニール・合成樹脂類が21.1%となっています。

表3-6 可燃ごみのごみ質分析

			令和2年度					令和3年度					
			6月	8月	11月	2月	平均	6月	9月	11月	2月	平均	
ごみ組成	紙・布類	%	50.5	48.9	40.1	29.4	42.2	36.9	19.8	31.3	20.3	27.1	
	ビニール・合成樹脂類	%	24.8	11.7	24.5	23.3	21.1	29.4	19.7	12.5	21.3	20.7	
	木・竹・わら類	%	16.6	29.1	15.2	31.3	23.0	16.7	19.3	34.1	46.3	29.1	
	ちゅう芥類※	%	1.2	7.3	9.6	5.6	5.9	13.4	2.5	6.6	4.4	6.7	
	不燃物	%	0.3	0.8	1.7	0.1	0.7	2.7	21.5	1.7	2.8	7.2	
	その他	%	6.6	2.2	8.9	10.4	7.0	0.9	17.2	13.8	4.9	9.2	
三成分	水分	%	29.8	34.7	47.0	45.3	39.2	56.6	39.6	42.8	49.6	47.2	
	灰分	%	5.9	5.6	6.2	3.8	5.4	2.7	23.8	9.0	4.4	10.0	
	可燃分	%	64.3	59.7	46.8	50.9	55.4	40.7	36.6	48.2	46.0	42.9	
	低位発熱量	kJ/kg	14,150	10,680	9,980	9,980	11,198	6,820	7,810	8,310	7,970	7,728	
単位容積重量			kg/m <sup>3</sup>	140	160	200	130	158	180	240	200	190	203
ごみ組成	令和4年度							令和5年度					
			6月	9月	11月	2月	平均	6月	9月	11月	2月	平均	
	紙・布類	%	43.9	34.0	38.5	34.6	37.8	43.7	31.2	27.7	42.8	36.4	
	ビニール・合成樹脂類	%	18.8	23.8	18.2	23.7	21.1	23.6	28.4	13.1	22.9	22.0	
	木・竹・わら類	%	28.3	33.6	28.8	7.4	24.5	2.6	29.4	39.4	25.7	24.3	
	ちゅう芥類	%	4.4	3.3	9.9	29.5	11.8	28.5	2.6	8.5	4.0	10.9	
三成分	不燃物	%	1.5	1.1	0.8	1.4	1.2	0.2	4.9	5.2	1.3	2.9	
	その他	%	3.1	4.2	3.8	3.4	3.6	1.4	3.5	6.1	3.3	3.6	
	水分	%	52.1	44.7	48.0	61.0	51.5	50.7	47.9	10.5	45.7	38.7	
	灰分	%	3.8	5.2	2.2	3.0	3.6	1.6	6.0	12.1	3.7	5.9	
ごみ組成	可燃分	%	44.1	50.1	49.8	36.0	45.0	47.7	46.1	77.4	50.6	55.5	
	低位発熱量	kJ/kg	7,520	9,210	7,880	5,460	7,518	7,900	8,840	14,500	8,240	9,870	
	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	270	210	220	360	265	290	150	170	230	210	
	令和6年度							5か年平均					
三成分			6月	9月	11月	2月	平均						
	紙・布類	%	65.8	49.8	29.5	37.7	45.7	37.8					
	ビニール・合成樹脂類	%	17.6	20.3	23.6	20.9	20.6	21.1					
	木・竹・わら類	%	9.2	15.5	16.9	23.2	16.2	23.4					
	ちゅう芥類	%	2.5	10.0	22.2	11.5	11.6	9.4					
	不燃物	%	3.3	1.6	0.8	2.6	2.1	2.8					
ごみ組成	その他	%	1.6	2.8	7.0	4.1	3.9	5.5					
	水分	%	46.1	43.6	64.0	54.3	52.0	45.7					
	灰分	%	6.0	3.8	3.0	4.0	4.2	5.8					
	可燃分	%	47.9	52.6	33.0	41.7	43.8	48.5					
低位発熱量			kJ/kg	8,720	9,010	5,080	8,610	7,855	8,834				
単位容積重量			kg/m <sup>3</sup>	210	220	260	230	230	213				

資料:環境課

### 第3章 ごみ処理の現況

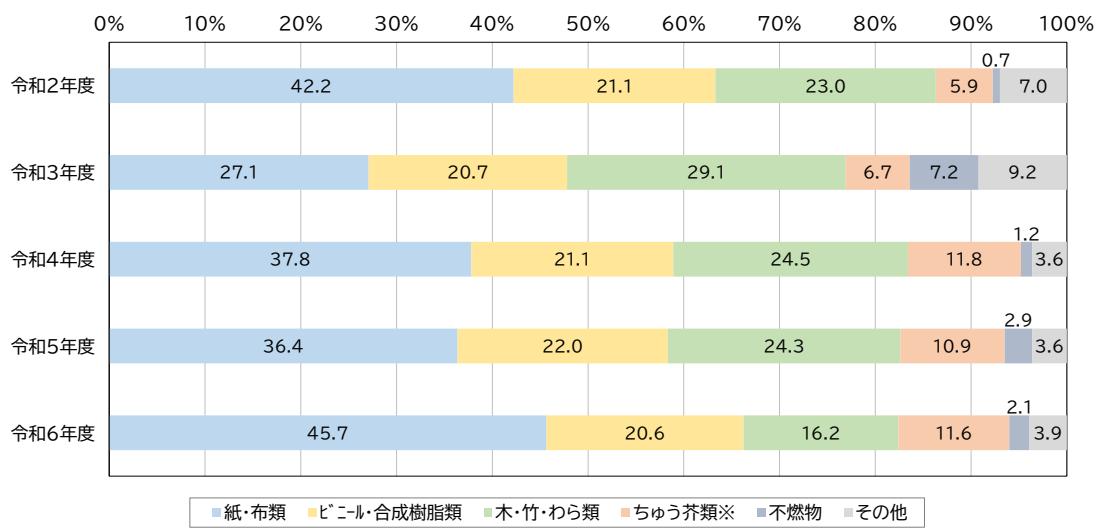


図3-4 ごみ組成

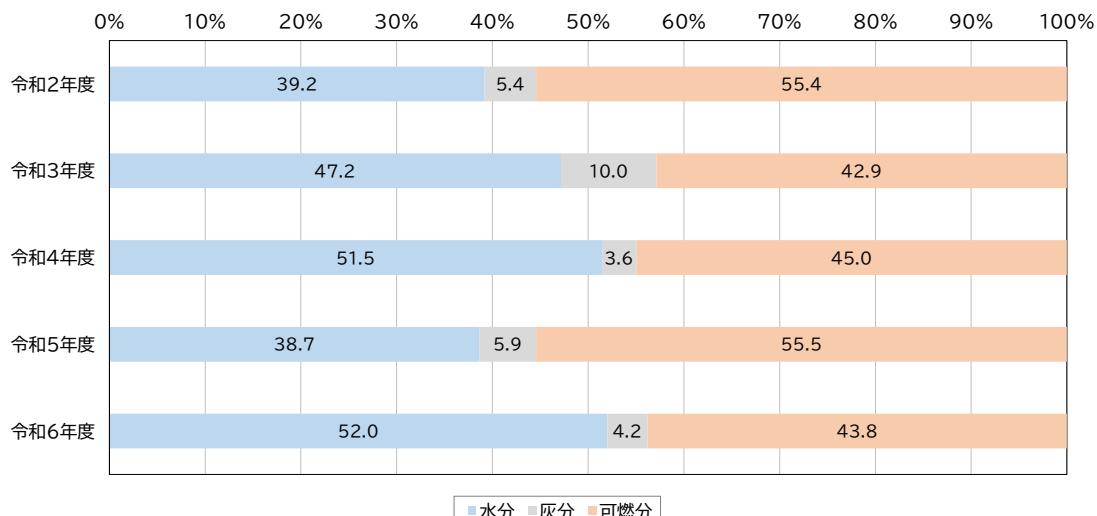


図3-5 三成分

#### ■ 令和6年度のごみ組成(湿ベース)予測

ここで、ごみ種別ごとの含水率を設定し、ごみステーションに出された状態と同様に水分を含んだごみ組成(湿ベース)を予測すると、図3-6に示すとおりとなります。ちゅう芥類が約4割、紙・布類は約3割、ビニール・合成樹脂類が約1割となります。

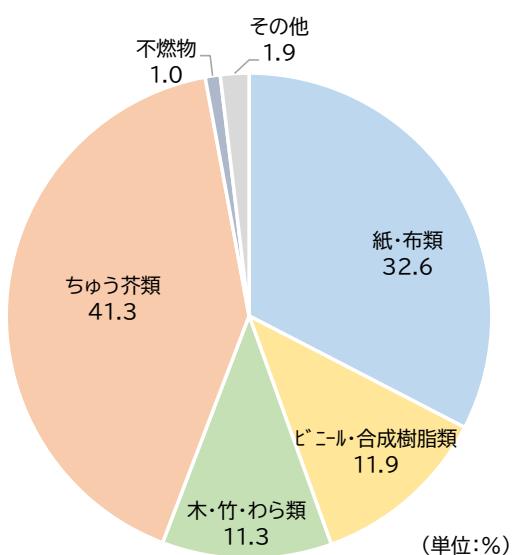


図3-6 令和6年度のごみ組成(湿ベース)

## 第4節 ごみの減量化・再生利用の実施状況

### 第1項 ごみの減量化・再生利用施策の実施状況

現在実施しているごみの減量化・再生利用の主な取り組みの実施状況を、以下に示します。

可燃ごみ及び粗大ごみの有料化	(収入額は表3-7参照)
<p>排出量に応じた費用負担及びごみの排出量を抑制するため、可燃ごみは熱海市指定ごみ袋で、直接搬入や粗大ごみはそれぞれ処理手数料を徴収しています。また、無料で回収できる資源物と分別することでリサイクルの促進を図っています。</p> <p>有料化により得られる収入は、環境衛生施設等の運営費や積立金、焼却灰のリサイクル費用、熱海市指定ごみ袋の製造販売経費等に充てています。</p>	
生ごみ処理機器購入補助事業	(設置基数は表3-8参照)
<p>生ごみをたい肥化したり、乾燥させて量を減らすことにより生ごみの減量を図ることを目的に生ごみ処理機または生ごみ処理容器を購入する市民に対し、必要な経費の一部として補助金を交付しています。</p> <p>補助金の額は購入費の1/2で、生ごみ処理機は30,000円、生ごみ処理容器は3,000円を限度としています。</p>	
生活系資源ごみ等の回収	(回収量は表3-9参照)
<p>① 資源ごみの分別回収</p> <p>資源ごみは、令和4年4月にセトモノ類、ガラス類の分別細分化を開始しており、更なる再資源化に取り組んでいます。市内全域でステーションによる分別回収を行っています。</p> <p>② 拠点回収</p> <p>町内会で決められた場所（拠点回収場所）において、PETボトル、トレー（発泡スチロール）の回収を行っています。</p> <p>③ 生ごみ処理事業（初島地区のみ、島内ホテル運営会社が設置し市が委託）</p> <p>生ごみを微生物により分解し、水分として排出し、排水処理を行い放流する減容処理を行っています。</p>	
資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度	(回収量は表3-10参照)
<p>廃棄物の再資源化とごみの減量化を図るため、昭和63年度から資源ごみの集団回収を実施した団体に奨励金を交付しています。</p> <p>交付対象団体は、町内会、子供会、老人会、婦人会、ボランティア等の地元市民団体で、対象となる資源ごみは、古紙（古新聞、紙、ダンボール、古雑誌）、古布、空き缶、鉄くず、びん、その他資源として再利用できるもので、奨励金の額は業者に卸した重量1kgに対し4円を交付しています。</p>	
事業系資源ごみ等の回収	(回収量は表3-11参照)
<p>○ 生ごみ処理事業（初島地区のみ）</p> <p>生ごみを微生物により分解し、水分として排出し、排水処理を行い放流する減容処理を行っています。</p>	

#### 【参考】

雑がみ回収事業
<p>可燃ごみの削減及び資源循環の更なる促進として、市庁舎等に回収ボックスを設置し、市職員も雑がみ回収を行っています。年間約100t程度の実績となってます。</p>

### 第3章 ごみ処理の現況

表3-7 热海市指定ごみ袋・粗大ごみ収入額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
热海市指定ごみ袋収入	105,524.5	103,552.4	111,360.8	116,270.8	113,149.4
可燃直接搬入収入	17,853.5	18,690.3	19,518.5	22,525.2	23,305.9
粗大ごみ処理収入	10,266.2	8,964.0	8,984.9	9,806.8	10,148.0

資料:令和6年度 一般廃棄物処理事業等のまとめ 他

表3-8 生ごみ処理機器の設置基数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみ処理機	3	5	5	7	11
生ごみ処理容器	1	2	2	2	1

資料:热海市の環境(令和6年12月)他

表3-9 (生活系)資源の分別回収量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飲料缶	130	131	127	120	118	104	104	104	103	94
金属類	116	108	116	117	124	149	133	120	128	110
乾電池	15	15	13	12	14	15	13	12	12	13
びん	816	819	836	827	822	737	747	780	771	758
セトモノ類、ガラス類	239	266	237	230	240	244	191	207	225	200
蛍光管	13	13	12	11	11	10	9	8	7	8
古紙	ダンボール	1,175	1,166	1,162	1,160	1,187	1,018	1,051	1,159	1,175
	雑誌	257	191	189	184	165	162	144	168	169
	新聞	317	267	261	224	203	188	197	158	159
	紙パック	1	0	0	1	1	0	0	0	0
紙	雑紙	2	2	2	2	2	2	2	1	3
初島	ダンボール	15	14	15	16	16	7	5	8	9
	雑誌	3	2	3	2	2	2	2	2	2
	新聞	2	2	2	2	2	2	1	2	1
	計(古紙)	1,772	1,644	1,634	1,591	1,578	1,381	1,403	1,498	1,517
古布		17	15	15	14	12	12	11	12	11
ペットボトル		30	21	14	9	7	7	2	2	13
白色トレー(発泡仔)		3	3	3	3	2	0	2	1	0
ロール含む)										0
初島生ごみ		40	36	17	32	28	19	20	21	14
総計		3,191	3,071	3,024	2,966	2,956	2,678	2,635	2,765	2,801
										2,753

注)紙パックや白色トレー(発泡仔)において、0.5t未満のものは「0」表記となっています。 資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)他

表3-10 資源ごみ集団回収量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数(団体)	49	46	47	46	46	40	37	34	28	33
紙類	新聞紙	190	172	151	143	121	86	82	54	38
	ダンボール	263	273	281	259	209	168	159	83	61
	雑誌	107	96	91	86	76	56	56	33	28
	紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	560	541	523	488	406	310	297	170	127
繊維類(衣類)		1	1	1	1	0	1	0	0	0
金属類	アルミ缶	31	32	33	32	29	24	22	16	14
	鉄類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	銅・真鍮類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	31	32	33	32	29	24	22	16	14
ガラス類(ビン類)		1	1	0	0	1	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計		593	575	557	521	436	335	319	186	141
										128

注)紙パックや鉄類等において、0.5t未満のものは「0」表記となっています。 資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)他

表3-11 事業系資源ごみ量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飲料缶	47	50	42	8	6	8	6	7	4	6
金属類	28	35	58	85	92	81	69	70	69	57
びん	13	13	12	11	10	8	8	10	10	10
初島生ごみ	3	3	1	2	3	4	5	6	3	2
計	91	101	113	106	111	101	88	93	86	75

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)他

## 第2項 減量化・再生利用の啓発活動

啓発活動の実施状況について、以下に整理します。

### ごみ減量啓発推進と再資源化の推進

#### ① マイバッグ※キャンペーンの実施

販売業者の協力を得てマイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）を実施し、買い物に行くときには買い物袋を持参するよう呼びかけています。

#### ② 環境施設見学の実施

「熱海市エコ・プラント姫の沢」では、市内小学校、市外視察団体の受入を通して、ごみの減量・リサイクル活動、環境美化の啓発を進めています。

#### ③ みんなの消費生活展への参加

毎年、「みんなの消費生活展」において、ごみの分別、リサイクル品目等の資料を展示し、市民に啓発推進を行っています。

#### ④ 環境教育※の実施

市内小学4年生を対象に、ごみの分別処理、ごみの出し方を学ぶなど、環境教育の強化に努めています。

また、主に小学5年生を対象に、日常生活での省資源・省エネルギー活動に取り組むことにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減していくこうとする取り組みであるアース・キッズ事業を熱海市、市内小学校、静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者で連携協力の上実施しています。

### きれいなまちづくりの推進

#### ① 県下統一美化キャンペーン

毎年5月30日から6月5日まで、県下統一美化キャンペーンを行っています。

#### ② 千歳川清掃

昭和55年度から千歳川の河川清掃を泉地区の町内会及び湯河原町との広域連携により実施しています。

#### ③ 热海市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

平成8年3月27日、清潔で美しい景観及び快適な生活環境の確保を目的とした「熱海市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」（通称ポイ捨て条例）が施行され、道路や公園などに空き缶やたばこの吸殻などの投げ捨てを禁止し、ごみ持ち帰り運動を市民に呼びかけています。

### 全市一斉清掃デーの推進

平成元年8月から毎月第1日曜日を全市一斉清掃デーに定めて、地域で清掃活動する場合に熱海市指定ごみ袋の無料配布等により、市民がより積極的に清掃活動に参加しやすい環境づくりをしています。

### 空き缶等散乱防止の推進

平成2年度から春と秋（現在は春のみ実施）の各強調月間にティッシュペーパー等を観光客等に配布し、「空き缶等の散乱防止」、「きれいなまちづくり」を呼びかけています。また、同期間中は不法投棄※防止パトロールを強化するとともに、市民に環境保全の啓発活動を行っています。

### 不法投棄の監視・防止活動

静岡県では、年2回県下統一不法投棄パトロールを行っています。

本市では、電化製品、建築廃材、自動車、バイクなどが、山や森林に無断で捨てられないよう市内各地区への監視パトロールを実施し、12月には夜間不法投棄パトロールも行っています。また、函南町及び湯河原町との広域連携により合同でパトロールを行っています。

## 第5節 収集・運搬の現状

### 第1項 収集対象

市の収集責務の対象は、市内の生活系ごみとします。

事業系ごみについては、事業者自ら搬入するか、許可業者による収集としています。

### 第2項 収集運搬体制・収集方式・収集頻度・排出方式

収集運搬体制、収集頻度及び排出方式は、表3-12に示すとおりです。収集方式は、市内はステーション方式、初島は自己搬入としています。市内のごみステーション（集積所）は、現在、約1,800か所設置しています。

また、本市は観光地であることから、まちの美観を損なわないよう、駅周辺等の市中心部においては、ごみの早朝収集を行っています。

表3-12 生活系ごみの収集運搬体制(市内)

分別区分	収集回数	排出方式	排出場所	収集運搬体制
可燃ごみ	3回/週	指定袋[黄色]	ごみステーション	直営・委託
資源	カン類	1回/週	他のごみと区別して、コンテナ等へ排出	ごみステーション
	金属類	1回/週	他のごみと区別して、コンテナ等へ排出	ごみステーション
	電池類	1回/週	透明の袋	ごみステーション
	びん	1回/週	他のごみと区別して、コンテナ等へ排出	ごみステーション
	セトモノ類、ガラス類	1回/週	他のごみと区別して、コンテナ等へ排出	ごみステーション
	蛍光管	1回/週	他のごみと区別して、コンテナ等へ排出	ごみステーション
	古紙・古布類	2回/月	古紙:ひもで十文字に縛る 古布:袋に入れる	ごみステーション
	ペットボトル	2回/月	回収ネット[青色]	拠点収集場所
	白色トレー (発泡スチロール含む)	2回/月	回収ネット[緑色]	拠点収集場所
水銀を含むごみ	1回/週	他のごみと区別して、割れないようコンテナへ排出	ごみステーション 販売店等	委託
粗大ごみ	2回/週 予約制	粗大ごみ処理券を貼る	ごみステーション	原則自己搬入 (自己搬入できない場合、市の指定日に回収)

注)金属類、びん、古紙・古布類は、資源ごみ集団回収でも回収しています。

電池類は、乾電池等回収協力店でも回収しています。

### 第3項 収集運搬量実績

市内の収集日当たりの収集量は、表3-13に示すとおりです。

表3-13 収集日当たりの収集量(市内)[令和6年度]

		可燃ごみ	資源					拠点回収	
			カン類	金属類	びん	セトモノ類、ガラス類	古紙・古布類	ペットボトル	白色トレー(発泡スチロール含む)
収集量	t/年	7,941	94	110	758	200	1,502	39	0.28
収集日数	日	156	104	104	261	261	144	72	72
収集日1日当たり収集量	t/収集日	50.9	0.9	1.1	2.9	0.8	10.4	0.5	0.004

注)古紙・古布類以外は初島を含んだ量となっています。

[収集日数]

可燃ごみ:(全地区)月・水・金曜日

365日×3/7=156日

カン類:火曜日地区・木曜日地区

365日×2/7=104日

金属類:火曜日地区・木曜日地区

365日×2/7=104日

びん:月曜日地区・火曜日地区・水曜日地区・木曜日地区・金曜日地区

365日×5/7=261日

セトモノ類、ガラス類:月曜日地区・火曜日地区・水曜日地区・木曜日地区・金曜日地区

365日×5/7=261日

古紙・古布類:第1・第3月曜日地区、第2・第4月曜日地区、水曜日地区、金曜日地区

12日×12か月=144日

ペットボトル:第2・第4火曜日地区、木曜日地区、金曜日地区

6日×12か月=72日

白色トレー(発泡スチロール含む):第1・第3火曜日地区、木曜日地区、金曜日地区

6日×12か月=72日

### 第4項 その他

#### ○ ごみ置き場設置費等補助金交付制度

地域の環境美化のため、町内会等がごみステーション(集積所)にごみ棚などを設置又は修繕する場合に補助金を交付しています。

[交付額]

設置の場合:設置費×1/2(上限:50,000円/件)

修繕の場合:修繕費×1/2(上限:15,000円/件)

表3-14 ごみ置き場設置・修繕の件数及び金額

内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置	件数	件	11	6	9	7
	金額	千円	369	126	419	323
修繕	件数	件	1	0	4	3
	金額	千円	15	0	60	37
合計	件数	件	12	6	13	10
	金額	千円	384	126	479	360
						357

## 第6節 中間処理の現状

中間処理施設として、ごみ焼却施設と廃棄物再生利用施設を併せ持つ『熱海市エコ・プラント姫の沢』と初島にあるごみ焼却施設の『初島清掃工場』があります。

『熱海市エコ・プラント姫の沢』の焼却灰は全量資源化し、建設資材等に再利用しており、初島清掃工場の焼却灰は埋立処分しています。

### 第1項 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表3-15(1)及び表3-15(2)に示すとおりです。

表3-15(1) 中間処理施設の概要

施設名	熱海市エコ・プラント姫の沢	
所在地	熱海市熱海字笹尻 1804 番地の8	
敷地面積	約 22,300m <sup>2</sup>	
	ごみ焼却施設	廃棄物再生利用施設
処理方式	ストーカー式	破碎形式 2軸せん断式破碎機 衝撃せん断回転式破碎機 缶類系磁選機 アルミ選別機
処理能力	204t/日 (102t/24h×2炉) 〔ごみ焼却 180t/日 下水泥汚泥 24t/日〕	破碎選別設備 10t/日 缶類選別設備 9t/日
余熱利用	場内給湯・暖房、白煙防止対策	——
供用開始	平成11年4月 焼却施設変更(焼却時間を16時間から24時間に変更) 平成13年3月26日	

表3-15(2) 中間処理施設(初島)の概要

施設名	初島清掃工場
所在地	熱海市初島字清寿 735 番地2
敷地面積	1,502m <sup>2</sup>
処理方式	バッチ方式
処理能力	1.16t/6h (0.58t/6h×2炉)
供用開始	平成5年4月(焼却炉改修:平成22年4月稼働)

## 第2項 稼働状況

ここでは、焼却施設の稼働状況について整理します。

### ①熱海市エコ・プラント姫の沢（ごみ焼却施設）

熱海市エコ・プラント姫の沢（ごみ焼却施設）の稼働状況は、表3-16(1)に示すとおりです。令和6年度の稼働率は、1号炉30.1%、2号炉48.8%です。1号炉は修繕のため停止時間が長くなっています。また、負荷率は、1号炉84.9%、2号炉86.7%となっています。

〔稼働率〕 1号炉：110日／365日 = 30.1%

2号炉：178日／365日 = 48.8%

〔負荷率〕 1号炉：9,012.29[ t /年] / 2,498[時間] / (102[ t /日] / 24[時間]) = 84.9%

2号炉：14,604.02[ t /年] / 3,964[時間] / (102[ t /日] / 24[時間]) = 86.7%

表3-16(1) 热海市工コ・プラント姫の沢(ごみ焼却施設)の稼働状況

	全 体			1 号 焼			2 号 焼					
	都市ごみ 焼却量 (t)	下水汚泥 焼却量 (t)	総焼却量 (t)	稼働日数 (日)	都市ごみ 焼却量 (t)	下水汚泥 焼却量 (t)	総焼却量 (t)	稼働日数 (日)	都市ごみ 焼却量 (t)	下水汚泥 焼却量 (t)	総焼却量 (t)	稼働日数 (日)
令和2年度	18,293.62	1,602.16	19,895.78	294	10,221.68	899.12	11,120.80	161	3,658	8,071.94	703.04	8,774.98
令和3年度	19,774.19	1,700.76	21,474.95	284	10,764.22	880.22	11,644.44	151	3,374	9,009.97	820.54	9,830.51
令和4年度	19,699.42	1,863.91	21,563.33	275	13,033.17	1,231.69	14,264.86	178	3,972	6,666.25	632.22	7,298.47
令和5年度	25,309.48	2,030.67	27,340.15	339	14,914.48	1,201.49	16,115.97	200	4,630	10,395.00	829.18	11,224.18
令和6年度	21,226.05	2,390.26	23,616.31	288	8,060.44	951.85	9,012.29	110	2,498	13,165.61	1,438.41	14,604.02
4月	2,148.96	216.02	2,364.98	28	2,148.96	216.02	2,364.98	28	664	0.00	0.00	0.00
5月	1,270.95	120.70	1,391.65	18	177.34	16.82	194.16	3	57	1,093.61	103.88	1,197.49
6月	2,077.51	205.57	2,283.08	26	0.00	0.00	0.00	0	0	2,077.51	205.57	2,283.08
7月	1,696.42	190.15	1,886.57	23	0.00	0.00	0.00	0	0	1,696.42	190.15	1,886.57
8月	1,760.25	162.82	1,923.07	24	0.00	0.00	0.00	0	0	1,760.25	162.82	1,923.07
9月	1,314.72	128.60	1,443.32	18	0.00	0.00	0.00	0	0	1,314.72	128.60	1,443.32
10月	1,829.13	228.15	2,057.28	25	0.00	0.00	0.00	0	0	1,829.13	228.15	2,057.28
11月	1,770.34	225.58	1,995.92	24	865.33	126.38	991.71	12	257	905.01	99.20	1,004.21
12月	1,900.06	243.07	2,143.13	27	0.00	0.00	0.00	0	0	1,900.06	243.07	2,143.13
1月	1,981.39	236.36	2,217.75	27	1,981.39	236.36	2,217.75	27	609	0.00	0.00	0
2月	1,694.67	227.46	1,922.13	23	1,694.67	227.46	1,922.13	23	519	0.00	0.00	0
3月	1,781.65	205.78	1,987.43	25	1,192.75	128.81	1,321.56	17	392	588.90	76.97	665.87

注)令和3年度の都市ごみには、可燃性災害廃棄物(904.05t/年)分が含まれる。令和3年7月に熱海市伊豆山土石流災害が発生

令和4年度の都市ごみには、可燃性災害廃棄物(81.01t/年)分が含まれる。

令和5年度の都市ごみには、箱根町都市ごみ(5,533.96t/年)分及び可燃性災害廃棄物(31.26t/年)分が含まれる。

令和6年度の都市ごみには、箱根町都市ごみ(1,602.59t/年)分及び湯河原町衛生組合都市ごみ(208.01t/年)分が含まれる。

資料:環境課

## ②初島清掃工場

初島清掃工場の稼働状況は、表3-16(2)に示すとおりです。令和6年度の稼働率は、1号炉39.5%、2号炉42.2%です。また、負荷率は、1号炉59.7%、2号炉59.8%となっています。

〔稼働率〕 1号炉：144日／365日＝39.5%

2号炉：154日／365日＝42.2%

〔負荷率〕 1号炉：66.53[ t /年] / 1,152[時間] / (0.58[ t /日] / 6[時間]) = 59.7%

2号炉：71.24[ t /年] / 1,232[時間] / (0.58[ t /日] / 6[時間]) = 59.8%

表3-16(2) 初島清掃工場の稼働状況

	全 体		1号炉			2号炉		
	都市ごみ焼却量 (t)	稼働日数 (日)	都市ごみ焼却量 (t)	稼働日数 (日)	稼働時間 (時間)	都市ごみ焼却量 (t)	稼働日数 (日)	稼働時間 (時間)
令和2年度	96.35	206	44.28	95	760	52.06	111	888
令和3年度	99.31	225	47.11	107	856	52.20	118	944
令和4年度	113.06	256	55.28	125	1,000	57.78	131	1,048
令和5年度	133.77	281	65.31	138	1,104	68.45	143	1,144
令和6年度	137.76	298	66.53	144	1,152	71.24	154	1,232
4月	10.53	23	5.44	12	96	5.09	11	88
5月	11.82	26	6.01	13	104	5.81	13	104
6月	9.49	20	4.15	9	72	5.34	11	88
7月	13.72	30	6.96	15	120	6.76	15	120
8月	16.51	35	7.96	17	136	8.54	18	144
9月	12.90	28	6.62	14	112	6.28	14	112
10月	9.83	21	4.80	10	80	5.03	11	88
11月	11.38	24	5.24	11	88	6.15	13	104
12月	10.10	22	4.62	10	80	5.48	12	96
1月	10.05	23	4.75	11	88	5.31	12	96
2月	9.56	21	3.99	9	72	5.57	12	96
3月	11.86	25	5.98	13	104	5.87	12	96

資料：環境課

## 第3項 中間処理量の実績

中間処理施設の処理量は、表3-17～表3-21に示すとおりです。

表3-17 ごみ焼却施設(熱海市工コ・プラント姫の沢+初島清掃工場)の処理量(他市町村分含む)

		(単位:t/年)									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理量	工コ・プラント姫の沢	23,175	22,201	22,347	22,599	22,922	19,121	20,480	20,736	26,289	22,418
	生活系可燃ごみ	10,084	9,960	10,248	9,954	10,031	9,204	8,809	8,851	8,521	8,099
	事業系可燃ごみ	9,375	9,685	9,375	9,537	9,373	7,521	7,673	8,700	9,440	9,842
	可燃性災害廃棄物	-	-	-	-	-	-	1,701	768	355	0
	破碎・選別設備	239	254	290	315	370	395	332	350	416	414
	かららの可燃物										
	資源処理設備	25	26	24	22	20	14	15	10	11	13
	かららの可燃物	1,325	0	85	461	882	0	0	0	5,534	1,811
	他市町村										
	かららの可燃物										
	下水道汚泥	2,127	2,276	2,325	2,310	2,246	1,987	1,950	2,057	2,012	2,239
	初島清掃工場	160	154	142	125	123	96	99	113	134	138
	可燃ごみ	160	154	142	125	123	96	99	113	134	138
	総計	23,335	22,355	22,489	22,724	23,045	19,217	20,579	20,849	26,423	22,556
処理後	工コ・プラント姫の沢	2,221	2,067	2,094	2,199	2,085	1,867	3,087	2,205	2,486	2,003
	焼却灰(埋立)	0	54	0	0	0	0	416	0	0	0
	熱海可燃ごみ	0	54	0	0	0	0	144	0	0	0
	熱海災害ごみ	0	0	0	0	0	0	272	0	0	0
	焼却灰(資源化)	2,221	2,013	2,094	2,199	2,085	1,867	2,671	2,205	2,486	2,003
	熱海可燃ごみ	1,886	1,804	1,866	1,926	1,799	1,669	1,580	1,901	1,728	1,635
	熱海下水道汚泥	206	209	220	227	204	198	187	223	194	205
	他市町可燃ごみ	129	0	8	46	82	0	0	0	532	163
	熱海災害ごみ	0	0	0	0	0	0	904	81	32	0
	初島清掃工場	13	12	9	11	11	9	8	10	17	14
	焼却灰(埋立)	13	12	9	11	11	9	8	10	17	14
	焼却灰(埋立)計	13	66	9	11	11	9	424	10	17	14
	焼却灰(資源化)計	2,221	2,013	2,094	2,199	2,085	1,867	2,671	2,205	2,486	2,003
	総計	2,234	2,079	2,103	2,210	2,096	1,876	3,095	2,215	2,503	2,017

資料:環境課

表3-18 廃棄物再生利用施設[破碎・選別設備]の処理量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
粗大ごみ	325	369	397	412	473	529	454	460	518	527	
金属類 (破碎処理必要量)	144	143	174	202	216	230	202	190	197	167	
計	469	512	571	614	689	759	656	650	715	694	
可燃物	239	254	290	315	370	395	332	350	416	414	
不燃物	9	9	6	9	9	6	9	9	9	8	
金属類	72	63	76	73	83	84	82	73	74	69	
計	320	326	372	397	462	485	423	432	499	491	
金属類(破砕不適物)	28	40	40	44	47	57	43	42	43	41	
直接金属類(磁選不適物)	30	42	48	48	51	61	55	48	53	54	
資源化	スプレー缶	18	19	18	14	15	17	16	17	18	20
小型家電製品	73	85	93	111	114	139	119	111	102	88	
計	149	186	199	217	227	274	233	218	216	203	
総計	469	512	571	614	689	759	656	650	715	694	

資料:環境課

表3-19 廃棄物再生利用施設[資源処理設備]の処理量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理量	飲料缶	177	181	169	128	124	112	110	111	107	100
可燃物	25	26	24	22	20	14	15	10	11	13	
不燃物	5	5	3	2	2	1	1	1	1	1	
金属類	147	150	142	104	102	97	94	100	95	86	
スチール缶	103	105	96	60	56	51	47	48	44	38	
アルミ缶	44	45	46	44	46	46	47	52	51	48	
計	177	181	169	128	124	112	110	111	107	100	

資料:環境課

注)黄色網掛け部分は、実態調査報告時に初島のプレス品(スチール缶、アルミ缶)を含んでいません。

表3-20 その他資源化施設の処理量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	資源	回収分(缶除)	1,101	1,122	1,099	1,078	1,083	1,004	951	998	1,016
處理量	直接搬入分	28	28	9	25	23	17	21	22	22	22
	計	1,129	1,150	1,108	1,103	1,106	1,021	972	1,020	1,038	1,128
資源化量	ガラス類	990	994	980	973	1,011	864	807	855	917	895
	ペットボトル	30	21	14	9	7	7	2	2	13	39
処理後	白色トレー(発泡スチロール含む)	3	3	3	3	2	0	2	1	0	0
	その他	28	28	25	23	25	25	22	20	19	21
計	1,051	1,046	1,022	1,008	1,045	896	833	878	949	955	

注)白色トレー(発泡スチロール)において、0.5t未満のものは「0」表記となっています。

表3-21 生ごみ処理施設(初島清掃工場)の処理量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	資源	直接搬入分	43	39	18	34	31	23	25	27	17
處理量	直接搬入分	43	39	18	34	31	23	25	27	27	17
	資源化	13	13	5	7	7	7	7	7	7	1

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)

## 第7節 最終処分の現状

本市の最終処分場は、焼却残渣や廃棄物再生利用施設からの残渣の埋立を行っています。平成22年度から熱海市エコ・プラント姫の沢（ごみ焼却施設）の焼却灰の全量資源化、平成25年7月からガラス・セトモノ類、蛍光灯の資源化を実施しており、埋立量の削減による施設の延命化を図っています。

### 第1項 最終処分場の施設概要

最終処分場の施設概要は、表3-22に示すとおりです。残余容量は、令和6年度末時点で13,872m<sup>3</sup>（令和6年度の埋立容量：322m<sup>3</sup>）となっています。

表3-22 最終処分場の施設概要

施設名	熱海市姫の沢最終処分場	
所在地	熱海市伊豆山字姫の沢1164番地の1	
埋立面積	9,840m <sup>2</sup>	
埋立容量	95,300m <sup>3</sup>	
埋立終了予定	令和28年	
浸出液 処理施設	処理能力	60m <sup>3</sup> /日（最大90m <sup>3</sup> /日）
	処理方式	回転円板式生物処理法+凝集沈殿法+砂ろ過+活性炭吸着+キレート吸着+消毒
供用開始	平成3年4月	

### 第2項 最終処分量の実績

最終処分量は、表3-23に示すとおりです。令和3年度は、土砂災害発生に伴う廃棄物処理量の増加により焼却灰が一時的に多くなっています。

表3-23 最終処分量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ総排出量	23,819	23,915	23,856	23,621	23,503	20,464	20,077	21,168	21,641	21,562
直接埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰	13	66	13	10	11	9	152	10	17	14
エコ・プラント姫の沢	0	54	0	0	0	0	144	0	0	0
初島清掃工場	13	12	13	10	11	9	8	10	17	14
破碎・選別設備 からの不燃物	9	9	6	9	9	6	9	9	9	8
資源処理設備 からの不燃物	5	5	3	2	2	1	1	1	1	1
計	27	80	22	21	22	16	162	20	27	23
最終処分率(%)	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%

資料:環境課

## 第8節 資源化量及びリサイクル率

施設以外の直接資源化量は、表3-24に示すとおりです。

表3-24 直接資源化量

			(単位:t/年)									
搬入量	資源	回収分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		直接搬入分	20	18	20	20	20	11	8	11	13	9
		計	1,789	1,659	1,649	1,605	1,590	1,393	1,414	1,510	1,528	1,522
内訳 資源化量	紙類	1,769	1,642	1,632	1,588	1,575	1,379	1,401	1,496	1,516	1,508	
	紙パック	1			1	1						
	紙製容器包装	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	
	布類	17	15	15	14	12	12	11	12	11	11	11
	計	1,789	1,659	1,649	1,605	1,590	1,393	1,414	1,510	1,528	1,522	

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)

資源化量及びリサイクル率は、表3-25に示すとおりです。総資源化量及びリサイクル率ともに近年減少傾向を示しており、令和6年度に総資源化量4,599t/年、リサイクル率21.3%となっています。

表3-25 資源化量及びリサイクル率【ごみ関連】

(単位:t/年)												
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ焼却施設からの資源化量		1,886	1,804	1,866	1,926	1,799	1,669	1,580	1,901	1,728	1,635	
破碎・選別設備からの資源化量		221	249	275	290	310	358	315	291	290	272	
資源処理設備等からの資源化量		1,198	1,196	1,164	1,112	1,147	993	927	978	1,044	1,041	
堆肥化施設からの資源化量		13	13	5	7	7	7	7	7	7	1	
直接資源化		1,789	1,659	1,649	1,605	1,590	1,393	1,414	1,510	1,528	1,522	
集団回収		593	575	557	521	436	335	319	186	141	128	
計		5,700	5,496	5,516	5,461	5,289	4,755	4,562	4,873	4,738	4,599	
リサイクル率		23.9%	23.0%	23.1%	23.1%	22.5%	23.2%	22.7%	23.0%	22.3%	22.7%	23.0%

注)焼却施設からの資源化量は熱海市分のみを示します。

資料:焼却施設は一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)

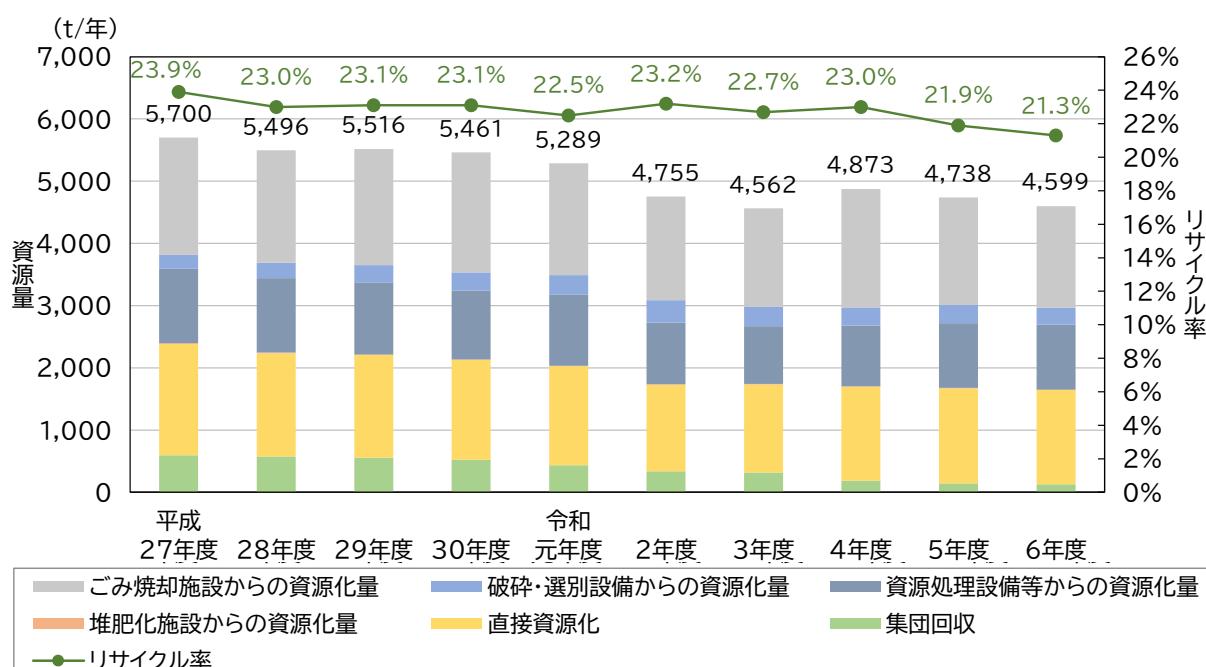


図3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

## 第9節 一般廃棄物の処理体制

### 第1項 運営・維持管理体制

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分等に係る運営・維持管理体制は、表3-26に示すとおりです。

表3-26 運営・維持管理体制

		生活系ごみ	事業系ごみ
収集運搬	可燃ごみ	直営・委託	許可
	カン類	直営・委託	許可
	金属類	直営・委託	許可
	電池類	委託	許可
	びん	委託	許可
	セトモノ類、ガラス類	委託	許可
	蛍光管	委託	許可
	古紙・古布類	委託	許可
	ペットボトル	直営	許可
	白色トレー(発泡スチロール含む)	直営	許可
中間処理施設	水銀を含むごみ	委託	許可
	粗大ごみ	直営	
	熱海市エコ・プラント姫の沢		委託
	初島清掃工場		委託
	最終処分場		委託

注)事業系ごみのうち、産業廃棄物に該当するものは、市の処理対象外となります。

## 第2項 ごみ処理に係る経費

ごみ処理事業経費は表3-27に示すとおりです。ごみ処理事業経費(総額)は令和3年度から4年度にかけて減少し、それ以降は増加傾向を示しています(図3-8参照)。

1t当たり・1人当たりの処理事業経費も、令和3年度から4年度にかけて減少し、それ以降は増加傾向を示しています。

表3-27 ごみ処理事業経費

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	1,010,815	1,043,124	887,047	1,129,992	1,195,466
人件費	109,589	114,150	101,861	105,207	106,085
一般職	35,863	39,126	46,572	43,491	50,874
収集運搬	73,726	75,024	55,289	61,716	55,211
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	348,834	369,406	202,643	413,807	454,031
収集運搬費	11,745	11,608	14,290	13,583	14,313
中間処理費	331,667	356,562	182,574	397,249	431,304
最終処分費	5,422	1,236	5,779	2,975	8,414
車両等購入費	13,211	0	0	11,614	0
委託費	539,181	559,568	582,543	599,364	635,350
収集運搬費	188,467	194,187	209,456	204,922	218,214
中間処理費	341,421	350,731	363,978	384,933	407,558
最終処分費	9,108	9,108	8,924	9,324	9,393
その他	185	5,542	185	185	185
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	3,394	3,398	3,795	3,675	4,632
総計	1,014,209	1,046,522	890,842	1,133,667	1,200,098
総計(建設改良費除く)	1,014,209	1,046,522	890,842	1,133,667	1,200,098

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)

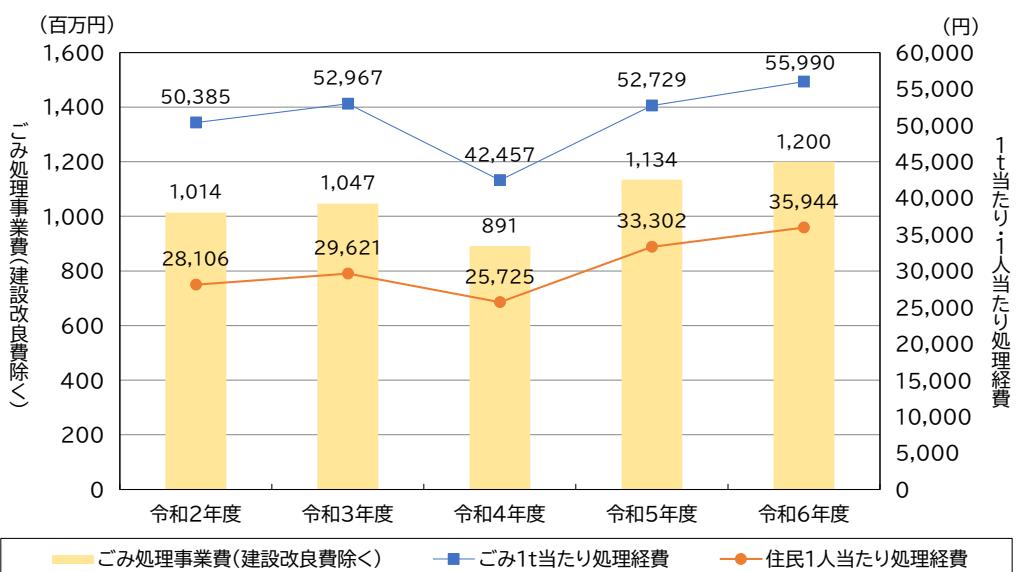


図3-8 ごみ処理事業経費(建設改良費除く)の推移

## 第10節 ごみ処理行政の動向

### 第1項 近隣市町の動向

近隣市町の動向として、施設の設置状況について整理します。対象地域は、後述に示す熱海市、三島市、裾野市、函南町及び長泉町とします（表3-28～表3-31参照）。

表3-28 焼却施設（溶融施設含む）

地方公共団体名	施設名称	施設の種類	処理方式	炉型式	処理能力(t/日)	炉数	使用開始年度
熱海市	熱海市工コ・プラント姫の沢	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	204	2	H11
	熱海市初島清掃工場廃棄物焼却炉	焼却	固定床式	バッチ運転	1.16	2	H22
三島市	三島市ごみ焼却施設	焼却	流動床式	全連続運転	180	2	H1
裾野市	裾野市美化センター	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	93	2	S63
長泉町	長泉町塵芥焼却場	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	2	S49
函南町	函南町ごみ焼却場	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	105	2	H12

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)

表3-29 粗大ごみ処理施設

地方公共団体名	施設名称	処理方式	処理能力(t/日)	使用開始年度
熱海市	廃棄物再生利用施設(破碎・選別施設)	破碎・圧縮	10	H11
三島市	三島市粗大ごみ処理施設	破碎・圧縮	55	H2
裾野市	裾野市美化センター	破碎・圧縮	5	S63
函南町	函南町リサイクルプラザ	破碎・圧縮	15	H12

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)

表3-30(1) 資源化等を行う施設

地方公共団体名	施設名称	施設区分	処理内容	処理能力(t/日)	使用開始年度
熱海市	廃棄物再生利用施設(缶類選別施設)	リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	9	H11
	PETボトル梱包施設	リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	1	H11
裾野市	裾野市美化センター	ストックヤード	選別、圧縮・梱包	15	S63

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)

表3-30(2) 保管施設

地方公共団体名	施設名称	施設区分	屋内面積(m <sup>2</sup> )	屋外面積(m <sup>2</sup> )	使用開始年度
三島市	三島市ペットボトルストックヤード	ストックヤード	96	0	H12
	三島市アルミ・スチールストックヤード	ストックヤード	0	45	H9
	三島市ガラスストックヤード	ストックヤード	0	60	H9
	三島市白色トレイストックヤード	ストックヤード	14	0	H12
裾野市	裾野市最終処分場ストックヤード	ストックヤード	0	75	R4
長泉町	長泉町資源物ストックヤード	ストックヤード	685	780	H18
函南町	函南町リサイクルプラザ	ストックヤード	97	41	H12

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)

表3-31 最終処分場

地方公共団体名	施設名称	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	埋立開始年度	残余容量 (m <sup>3</sup> )
熱海市	熱海市姫の沢最終処分場	9,840	95,300	H 3	17,146
三島市	三島市一般廃棄物埋立処分場(第3)	9,800	81,630	H 8	22,936
裾野市	裾野市一般廃棄物最終処分場	7,900	44,000	H28	32,028
長泉町	長泉町一般廃棄物最終処分場	10,394	49,923	H18	21,821
函南町	函南町一般廃棄物最終処分場	9,258	63,602	S61	5,291

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)

## 第2項 広域化の動向

「静岡県一般廃棄物処理広域化マスターplan」(令和4年3月)を受け、熱海市を含む東部地域ブロック3市2町(熱海市、三島市、裾野市、長泉町及び函南町)と県は検討を重ね、将来的に人口減少や地球温暖化対策等により、ごみの減量が進むと予想される中、廃棄物を安定的・効率的に処理するためには広域的な施設整備の検討が必要であること、3市2町はいずれも現行のごみ処理施設の更新時期が近付いていることなどから、令和5年5月、一般廃棄物処理に係る広域的な連携取組を推進することを目的に、市町主導により担当課職員を構成員とする「ごみ処理広域化等連絡会」を設置しました。

3市2町は、令和6年度、共同で一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査を実施し、連絡会で協議・検討を重ね、ごみ処理広域化により得られる効果及び課題の調査、整理を行いました。その結果を踏まえ、令和7年3月、連絡会を発展させ、3市2町の副市長・副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、広域一般廃棄物処理施設建設候補地の検討等、引き続きごみ処理広域化の実現に向けて協議を進めています。

また、令和7年4月、3市2町共同で、学識経験者や各市町担当部長による「一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」を設置、建設候補地の選定に係る評価・検討を実施しています。今後も引き続き、こうした評価検討結果等を踏まえ、建設候補地の選定、広域化に参加する枠組みの決定等、広域化の実現に向けた協議、検討を進めています。

表3-32 これまでの経緯



図3-9 東部地域ブロック

年月	内容
令和4年3月	県が一般廃棄物処理広域化マスターplanを策定 県東部3市2町の枠組みは、現状よりも経済面、環境面で効果が高いものとして評価
令和5年5月	3市2町担当課による連絡会を設置し、協議を開始
令和6年10月	一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査を取りまとめ
令和7年3月	3市2町副市長・副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」を設置
令和7年4月	「一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」を設置

## 第11節 関連法令

### 第1項 国の関係法等

廃棄物に関する法体系は、図3-10に示すとおりです。近年では令和元年10月に「食品ロス削減推進法」、令和4年4月には「プラスチック資源循環促進法※」が施行されました。

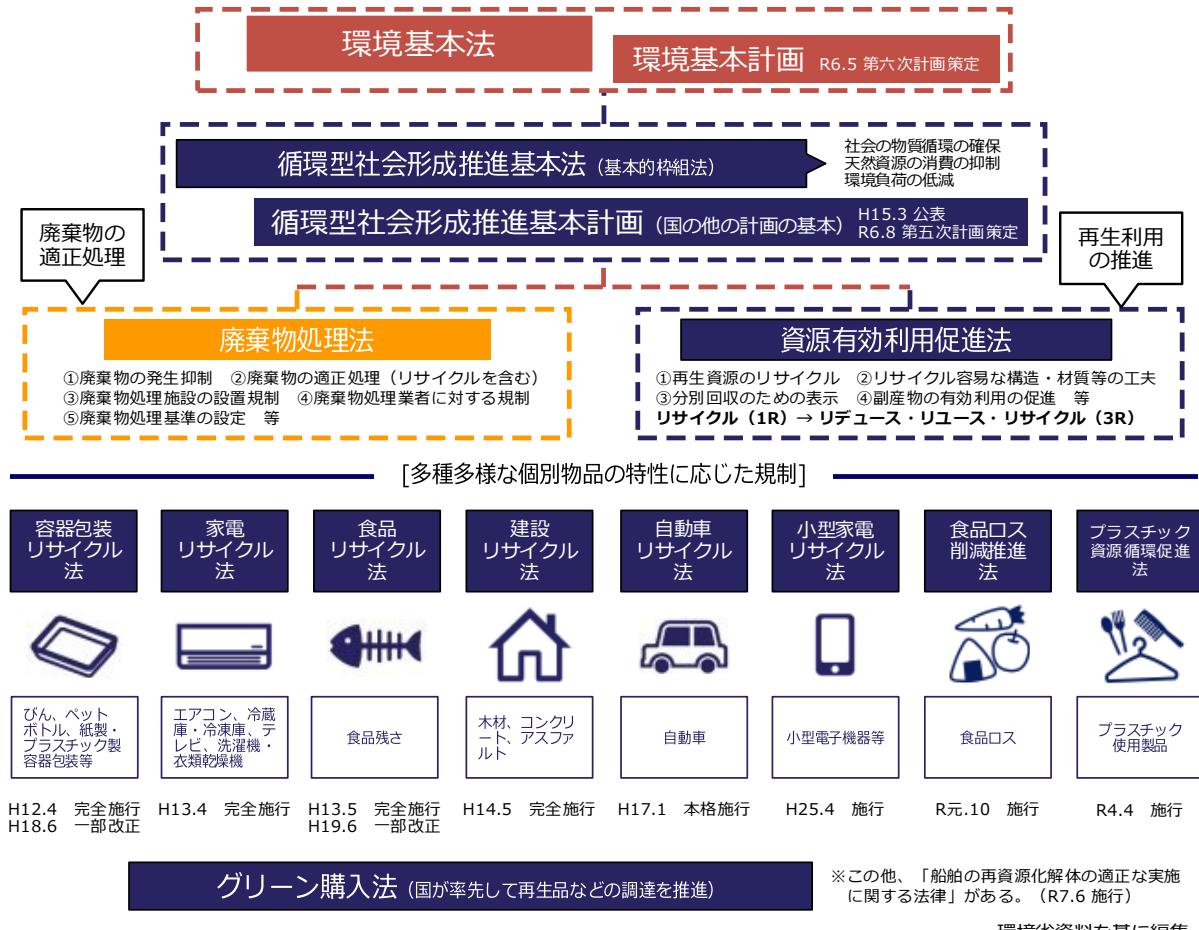


図3-10 循環型社会を形成するための法体系

環境省資料を基に編集

**第2項 市の関係法令等**

「熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を昭和47年12月27日に公布し、それ以降、ごみの適正な処理に向け、条例・規則や要綱を制定・告示しています。

表3-33 ごみに関する条例等

関係法令	公布・制定等年月日
熱海市ごみ置場設置費等補助金交付要綱	昭和57年3月31日告示
熱海市資源ごみ集団回収事業奨励金交付要綱	昭和63年3月30日告示
熱海市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例	平成8年3月27日制定
熱海市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例施行規則	平成8年3月27日制定
熱海市廃棄物処理施設設置条例	平成11年3月29日制定
熱海市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	平成14年3月26日告示
熱海市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成20年9月29日公布
熱海市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	平成21年2月6日制定
熱海市事業系生ごみ処理機購入費補助金交付要領	平成22年3月31日告示

注)「熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」は、「熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に平成20年9月に変わりました。

## 第4章 ごみ処理の評価及び課題

### 第1節 前計画の達成状況

#### 第1項 目標値の達成状況

前計画目標値の達成状況は、表4-1に示すとおりです。

生活系ごみ及び最終処分量は目標を達成していますが、事業系ごみは目標年度までに2.81t/日(=1,026t/年)の削減が必要です。

達成できていない事業系ごみは、大半を占める可燃ごみが計画より削減できなかったものによるものと考えられます。また、リサイクル率については、人口減少と地域活動の衰退などに伴う、資源や集団回収による回収量の減少が考えられます。

表4-1 前計画目標値の達成状況

		前計画		実績	達成状況
		予測値	目標値		
		令和6年度	令和11年度		
生活系ごみ	g/人・日	1,009.8	1,000.3	949.5	達成
事業系ごみ	t/日	24.84	24.56	27.37	未達成
リサイクル率	%	25.9	26.0	21.3	未達成
最終処分量	t/年	61	55	23	達成

参考に国及び県の目標値を示すと、表4-2に示すとおりとなります。

表4-2 国や県の目標値

		循環型社会形成 推進基本計画	廃棄物処理法に 基づく基本方針	循環型社会形成 推進基本計画	実績値
		(国の目標①)	(国の目標②)	(県の目標)	
目標年度		令和12年度	令和12年度	令和8年度	令和6年度
ごみ排出量	t/年		19,263 (令和4年度に対し 約9%削減)		21,562
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人・日			848	1,769
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/人・日		478		713
出口側の循環利用率	%		約26		-
1人1日当たりの ごみ焼却量	g/人・日	約580	約580		1,519
最終処分量	t/年		19 (令和4年度に対し 約5%削減)		23
1人1日当たりの 最終処分量	g/人・日			39	2

注)「出口側の循環利用率」とは、廃棄物等の発生量のうち、再使用・再生利用量が占める割合

- 「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月策定)
- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月18日告示)
- 「第4次静岡県循環型社会形成計画」(令和4年3月策定)

## 第2項 施策の実施状況

前計画の施策の実施状況について、以下に示します。評価として、計画どおりに進んでいる施策を◎、概ね進んでいるものを○、十分とは言えないものを△とします。

前計画の施策	評価	実施状況
広報啓発		
<ul style="list-style-type: none"> <li>市発行物での広報啓発 市の広報やホームページをはじめ、ごみの分別・出し方パンフレットやごみの収集日程など、ごみを排出する市民、事業者の目に留まるものを活用し、ごみ減量、資源化に関する情報提供、啓発を実施すると共に更なる内容の充実を図ります。また、重点的に行う施策については、専用のチラシ、パンフレット等の作成により周知徹底を図ります。</li> </ul>	◎	<p>広報誌やホームページを通して、ごみ減量、資源化に関する情報提供を行っています。</p> <p>新たに実施するものに関しては、チラシ配布や出前講座を行うなど周知を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と対面による啓発 町内会の会合や市民参加のイベント等、市民と対面で交流できる場を活用し、情報発信を行っていきます。また、ごみ処理施設の見学者受け入れを積極的に行い、あわせて情報提供、啓発に努めます。</li> </ul>	○	<p>市内小学校を対象に環境施設見学を実施しています。また、市外施設団体の受入も行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習の推進 ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育や、小学生を対象としたごみ処理施設の見学会、リサイクル教室など、教育啓発活動に積極的に取り組みます。特に子供のごみ減量意識向上は、今後の課題解決に向けて重要なため、積極的に取り組みます。</li> </ul>	◎	<p>市内小学4年生を対象に、環境教育の強化に努めています。</p> <p>また、主に小学5年生を対象に、アース・キッズ事業を実施しています。</p>
ごみの減量		
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光ごみ等の影響把握・指導 ごみ排出量が多い要因として、事業系ごみの影響が懸念されます。小売業、宿泊業、飲食業等の事業者に対し、業種ごとの業界団体を通じて協力を呼びかけ、状況を把握するとともに、分別資源化に向けた協力を求めます。また、別荘利用による一時的な滞在者に対しても、ごみ減量や分別指導徹底に向けたチラシ等の配布による協力を求めていきます。</li> </ul>	△	<p>ホームページ等を通じて、事業系ごみの適正排出を呼び掛けています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ排出状況の現状把握推進 ごみ排出量が他の類似都市と比較して非常に多いという現状について、市民、事業者に広く情報発信し、正しい現状認識を広めることで、減量意識を高めます。</li> </ul>	○	<p>一般廃棄物基本計画等を通じて、広報しています。</p>

前計画の施策	評価	実施状況
・先進的な取組事例の紹介 優れたごみ減量の取組、導入事例について、市民、事業者に対して紹介します。市民に対しては家庭でできる取組例（水切り、マイバッグ持参等）を示し、事業者に対しては、先進的な取り組みを実施している事業者を紹介することで、イメージアップを図り活動の奨励につなげます。	△	広報誌等を通じて、家庭でできる取り組み事例を紹介しています。
・自家処理・減量化の推進 生ごみ処理機器の購入補助制度の実施や、自家処理方法の情報提供など、家庭ごみの自家処理を推進します。また、事業者の自家処理に関する情報発信に努めます。	○	生ごみ処理機器購入費補助事業を継続実施しています。 また、初島地区では、生ごみ処理事業を実施しています。
・搬入指導 ごみの減量、分別徹底に向け、家庭、事業者の持込みごみについて、適宜搬入指導を行います。また、多量排出事業者に対しては、更なる減量協力を求め、ごみ減量を推進します。	△	必要に応じて、適宜指導を行っています。
資源化		
・集団回収・拠点回収の活用 市民の自主的な資源回収である集団回収や拠点回収を推進します。集団回収に関しては奨励金を継続し活用推進に努めます。また拠点回収については、拠点の拡大や回収対象品目の拡大なども検討します。	○	資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度を継続実施しています。 町内会で決められた場所（拠点回収場所）において、P E Tボトル、トレー（発泡スチロール）の回収を行っています。
・市民による自主回収の把握 事業者責任として、自らが販売した資源を店頭などで回収する事業者が増えつつあります。市民にとって排出場所の拡大に繋がるため、資源化の推進が考えられます。一方で、現時点では、事業者の自主回収量を市のごみ量として把握するに至っておらず、今後、資源の自主回収が進むことによって、資源化率が低下することも懸念されます。事業者と連携して、自主回収量の把握に努める必要があります。	△	小売店の店頭回収が継続的に実施されています。
・先進的資源化事例の調査 現在、資源化されていないごみについて、先進的な資源化事例に関する調査、研究を隨時実施し、更なる資源化を検討します。	○	新たな資源化に向けて、剪定枝等の回収量の把握に取り組んでいます。

## 第2節 ごみ処理の評価

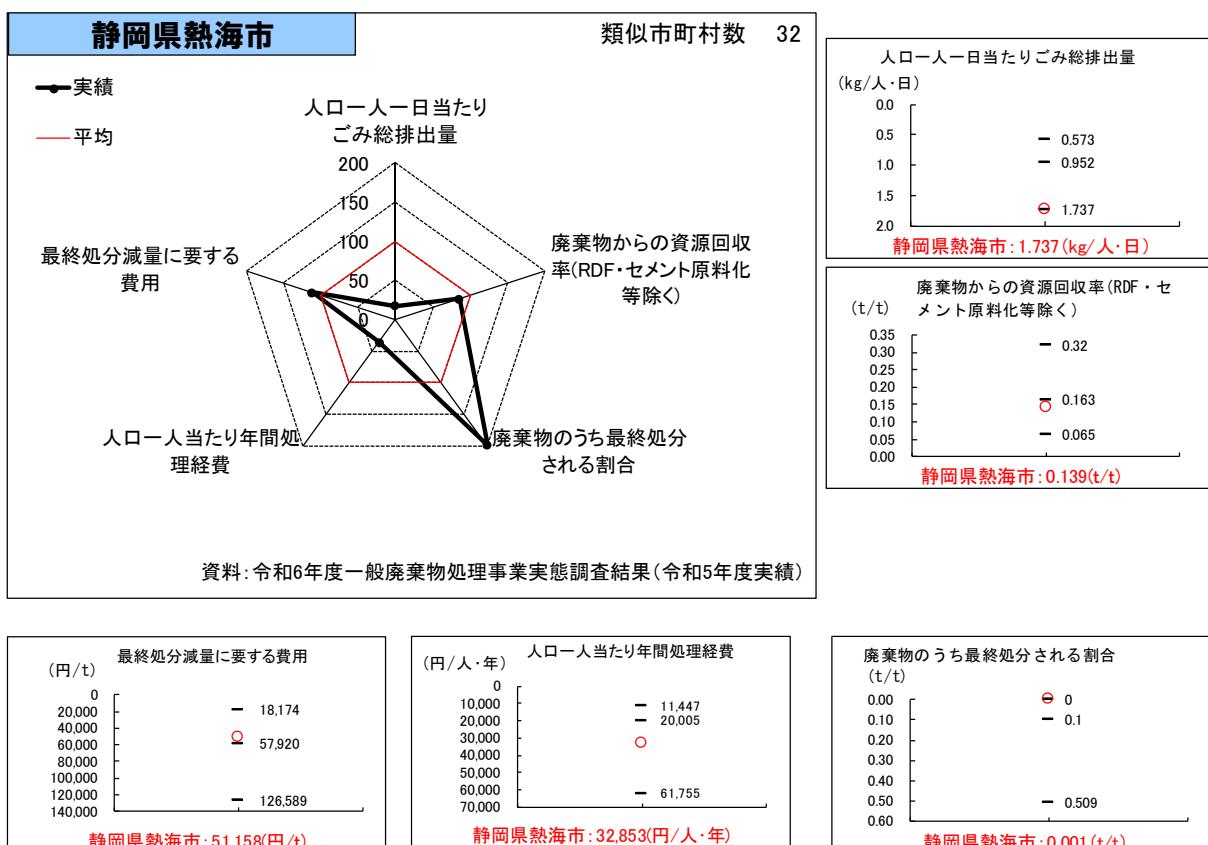
### 第1項 ごみ処理システムの評価

廃棄物処理の状況を評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月〔平成25年4月改訂〕環境省)の考え方に基づき、本市のごみ処理状況について全国の類似団体\*及び県内市(県内の本市を含む19市)との比較を行います。

\*全国の類似団体：客観的な評価の方法における、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指標表」に示される類型によるものです。

#### (1) 全国類似団体との比較

全国の類似団体との比較結果は、図4-1に示すとおりです。



注) 図は「システム評価支援ツール」(環境省)を用いて作成しています。なお、人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果(34,042人)を用いています。

図4-1 全国類似団体との比較(令和5年度実績)

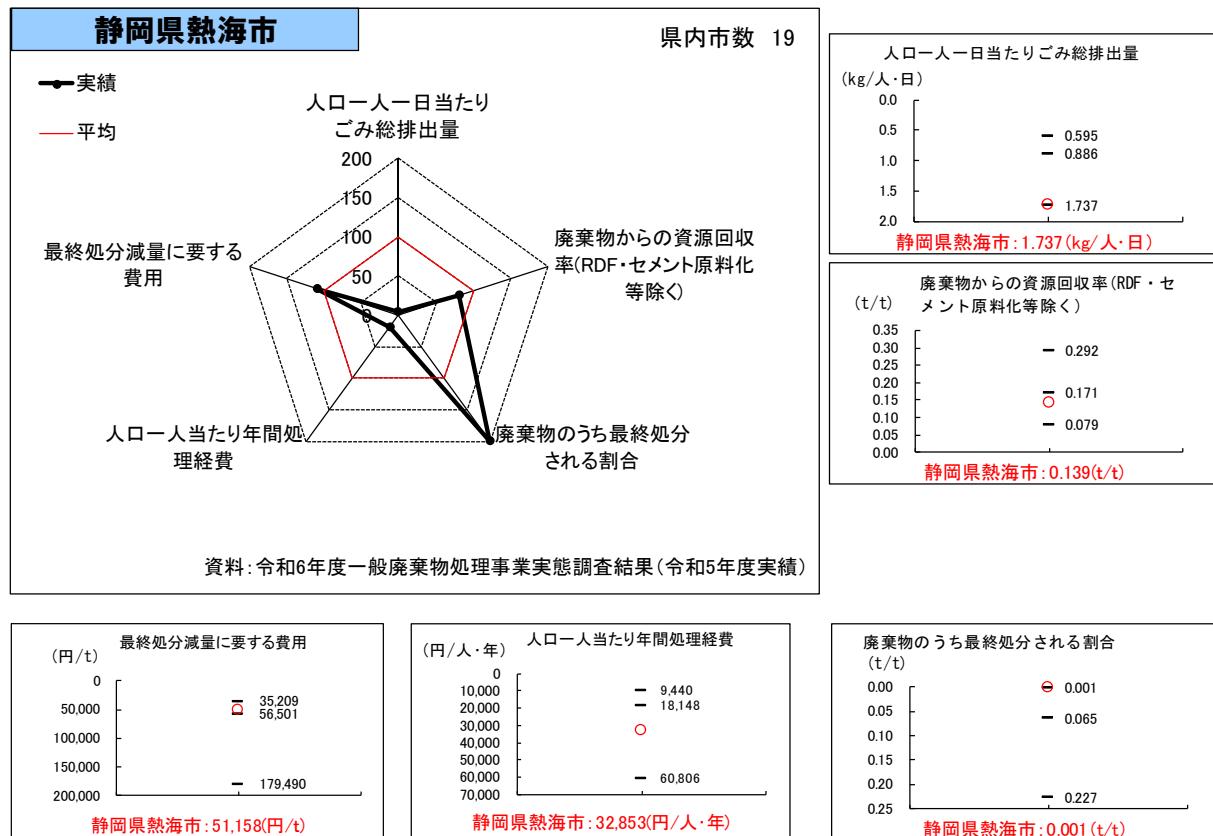
- ・「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用\*」が、全国類似団体平均より優れているのは、適正な処理処分が行われており、最終処分量が少ないからであると考えられます。

\*最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。

- ・「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「人口一人当たり年間処理経費」が全国類似団体より劣っているのは、観光によるごみ量が多いことが要因のひとつと考えられます。

## (2) 県内市との比較

県内市との比較結果は、図4-2に示すとおりです。



\*県内市平均である五角形より外側に位置するほど優れた状態であるといえます。

図4-2 県内市との比較(令和5年度実績)

- ・「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」が、県内市平均より優れているのは、適正な処理処分が行われており、最終処分量が少ないからであると考えられます。
- ・「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「人口一人当たり年間処理経費」が県内市平均より劣っています。

### 第3節 課題の抽出・整理

本市のごみに関する課題として、「①ごみの排出量・資源化」、「②収集運搬」、「③中間処理」、「④最終処分」、「⑤その他」の5つに分けて、課題を整理するとともに、課題に対する方向性を次に示します。

#### ① ごみの排出量・資源化に関する課題

##### 現状及び課題

- ①1人1日当たりの排出量は近年増加傾向を示しています（P27, 図3-2参照）。また、全国類似団体や県内市と比較すると、本市は高い値を示しています（P54, 図4-1、P55, 図4-2参照）。本市は観光都市であり、観光関連のごみが多いことも考えられます。観光ごみを含めたごみ排出量の削減にも努める必要があります。
- ②生活系ごみ（集団回収含む）は、近年減少傾向を示していますが、国の目標をみると（P51, 表4-2参照）、本市は高い値を示しています。
- ③事業系ごみは、近年大きく増加傾向を示しており（P27, 図3-2参照）、事業系ごみの更なる削減に努める必要があります。
- ④本市のリサイクル率は20%以上を示しており（P44, 表3-25参照）、比較的高い値を示していますが、二次資源化量（焼却灰の資源化を除く）を除いたリサイクル率は、全国類似団体や県内市より低い値を示しています（P54, 図4-1、P55, 図4-2参照）。更なる資源化率の向上を目指し、排出抑制・資源回収拡大に努める必要があります。
- ⑤可燃ごみの組成調査（令和6年度：湿ベース）で、紙・布類は約3割、ビニール・合成樹脂類が約1割となっています（P30, 図3-6参照）。その中には分別すれば再資源化できるものが含まれていると見込まれます。分別徹底のため、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。また、ちゅう芥類（生ごみ）の比率も高くなってきており（P30, 図3-4参照）、ごみ排出量削減のため生ごみの削減に努める必要があります。
- ⑥令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別回収、再商品化に取り組む必要があります。

##### 課題に対する方向性

- ・ごみの排出抑制や資源化のためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、資源化可能なものが見受けられます。ごみの排出抑制・資源化の必要性を十分に理解いただけるよう広報啓発に努めていきます。

⇒①②③④⑤に対する方向性

- ・事業系ごみを対象とした減量への広報啓発に努めるとともに、別荘などの一時的な排出ごみについても広報啓発活動に努めていきます。⇒①③に対する方向性

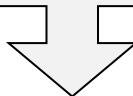
- ・事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行っていきます。  
⇒①③に対する方向性
- ・リサイクル率（二次資源化量除く）向上のため、新たな資源物の分別回収について検討を行っていきます。⇒①②④⑤に対する方向性
- ・「プラスチック資源循環促進法」に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討していきます。⇒⑥に対する方向性

## ② 収集運搬に関する課題

### 現状及び課題

- ⑦収集体制の直営、委託を問わず、収集作業員の高齢化が深刻な問題となっています。持続可能な収集運搬体制の構築を図っていく必要があります。
- ⑧現在、可燃ごみの分別収集を3回/週で実施していますが、令和8年度より、そのうち1回をミックスペーパー回収日とすることから、新たな課題等が発生する恐れがあります。ミックスペーパーの回収について柔軟に対応していく必要があります。
- ⑨高齢化等の影響により、ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な方が増えています。高齢者向けのごみ出し支援を検討する必要があります。

### 課題に対する方向性



- ・持続可能な仕組みを構築するため、DX\*・自動化の導入、地域協力の活用等を検討していきます。⇒⑦に対する方向性
- ・収集日や分別方法の変更を、市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を通じて周知徹底を図っていく必要があります。⇒⑧に対する方向性
- ・本市に見合ったごみ出し支援制度の導入を検討していきます。⇒⑨に対する方向性

### ③ 中間処理に関する課題

#### 現状及び課題

⑩焼却施設の稼働状況をみると、稼働率的には余力がある状況となっています（P38, P34 参照）。しかし、稼働時期をみると、令和7年4月時点で熱海市エコ・プラント姫の沢（ごみ焼却施設）は稼働開始26年（供用開始：平成11年4月）、初島清掃工場の焼却炉の改修（平成22年4月）から15年が経過しています。設備等の老朽化がみられ、施設の整備等の検討が必要です。

#### 課題に対する方向性

- ・焼却施設においては、ごみ処理広域化検討協議会等において、広域化の実現に向けて協議を進めています。そのため、広域化施設稼働開始までは現有施設等での処理を行っていく必要があります。基幹的設備の改修やメンテナンスの実施など、出来る限り現在の施設の延命化を図っていきます。 ⇒⑩に対する方向性

### ④ 最終処分に関する課題

#### 現状及び課題

⑪熱海市エコ・プラント姫の沢（ごみ焼却施設）の焼却灰は、業者委託で全量資源化し、建設資材等に利用しています。焼却灰の全量資源化は市単独で処理するには技術的・経済的に容易ではありません。

⑫姫の沢最終処分場の残余容量は 14,194m<sup>3</sup> であり、埋立終了予定は令和28年となっています。埋立完了までに 20 年余りありますが、本市に限らず、最終処分場の用地確保が困難な状況にあります。

#### 課題に対する方向性

- ・焼却灰の全量資源化に向けた体制の継続に努めていきます。 ⇒⑪に対する方向性
- ・最終処分場については、慎重かつ計画的な対応を図っていきます。

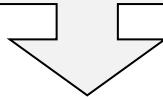
⇒⑫に対する方向性

## ⑤ その他の課題

### 現状及び課題

- ⑬ごみ処理事業経費（建設改良費除く）は、ごみ処理量の増加もありますが、近年光熱水費等の高騰により増加しています（P46, 図3-8 参照）。また、1人当たり年間処理費をみると、本市は観光客が多いこともあり、類似都市や県内市と比べても平均より高い費用となっています（P54, 図4-1、P55, 図4-2 参照）。効率的な運営と経費削減を図る必要があります。
- ⑭ポイ捨てや不法投棄等、排出ルールを守らないごみの排出などが見受けられます。適切な指導と啓発を行う必要があります。
- ⑮事業系ごみの適切な排出について、制度の周知徹底を行う必要があります。

### 課題に対する方向性



- ・ごみ処理事業経費は、光熱水費等の高騰により処理費が高くなっています。ごみの減量化及び適正な施設管理など、処理経費の低減化に向けた対策を検討していきます。⇒⑬に対する方向性
- ・不法投棄のパトロールなど監視体制の強化を検討するとともに、観光客に対するものも含めて、ルール違反のごみ排出を防止するよう、広報啓発を継続していきます。  
⇒⑭に対する方向性
- ・事業者に対して、適切なごみ排出の徹底を図るよう広報啓発を継続していきます。  
⇒⑮に対する方向性

## 第5章 基本理念・基本方針

### 第1節 基本理念

本市では、前基本計画に則ってごみの排出抑制と資源化に取り組み、循環型社会の形成を推進してきましたが、前述のような課題を抱えています。

また、現代社会においても、廃棄物の増加や資源の枯渇、環境負荷の拡大は大きな課題となっています。限りある資源を有効に活用し、次世代へ健全な環境を引き継ぐためには、廃棄物の発生抑制や再利用・再資源化を一層推進し、循環型社会の形成を図ることが求められます。こうした背景を踏まえ、本市では基本理念を以下のとおり掲げます。

### 持続可能な資源循環の推進

### 第2節 基本方針

廃棄物の適正処理と資源循環の推進は、環境保全と持続可能な社会の実現に向けて欠かすことのできない課題です。人口減少や生活様式の変化により、ごみの発生や処理を取り巻く状況は大きく変化しており、従来の取り組みだけでは十分とは言えません。市民・事業者・行政が協働し、資源を有効に活用しながら、安定的で持続可能な処理体制を整えていくことが求められています。こうした背景を踏まえ、本市では次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1:パートナーシップ<sup>※</sup>の推進

本市のみならず、ごみ問題は、市民・事業者一人ひとりがごみに対する意識を高め、日々の生活や事業活動において取り組んでいくことが重要です。市民・事業者は、市の施策に積極的に協力し、行政とともに三者が一体となり、ごみの排出抑制に努め、排出された廃棄物については減量化とリサイクルを推進していきます。

### 基本方針2:さらなる3R+Renewableの推進

廃棄物の削減に向けて、3Rである「Reduce：リデュース」（ごみを減らす）、を優先して取り組み、「Reuse：リユース」（繰り返し使う）、「Recycle：リサイクル」（資源として再生利用する）に「Renewable：リニューアブル」（再生可能な資源として使用）を推進し、さらなるごみの排出抑制・資源化を図っていきます。特に、近年の「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」の施行など、食品ロスとプラスチックごみの削減が持続可能な社会づ

くりを進めるうえでの課題であるとの認識のもと、これらへの対応に重点的に取り組んでいきます。

なお、海洋ごみ※に関しては、先の3Rに「Refuse：リフューズ」（ごみとなるものの受取りを断る）、「Return：リターン」（回収して資源循環に活用する）、「Recover：リカバー」（資源やエネルギーとして回復利用する）の6Rを推奨していきます。



### コラム：静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」

海を守るために、今日からできる6つの行動

－静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動－

私たちの暮らしの中で使われているプラスチックは、とても便利です。一方で、街に捨てられたごみは、川を通って海へ流れ出てしまいます。

そこで静岡県では、市町や企業、県民の皆さんと共に、プラスチックを減らす「6R」に取り組んでいます。

難しいことをする必要はありません。日々の行動を少し意識することが、海を守る力になります。



一人ひとりの行動は小さくとも、積み重なれば社会を動かす力になります。

## 基本方針3：持続可能な適正処理の確保

将来にわたって廃棄物の安定的かつ効率的な処理を行うため、人口減少社会に適応した維持可能な処理体制の整備を目指し、ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、持続可能な適正処理の確保に努めるとともに、ごみ処理広域化事業の計画的かつ着実な推進に向けた協議、検討に取り組んでいきます。

## 第6章 ごみ発生量の見込み

### 第3節 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ここでは新たな施策を行わず、現状の施策のまま推移した場合のごみ量を予測します。

推計方法は、生活系ごみ（家庭系ごみ、資源、集団回収）は、ごみ種別ごとの1人1日当たりのごみ排出量に、将来人口を乗じて算出します。ごみ種別ごとの1人1日当たりのごみ排出量は、基本的に過去10年間の実績を用いて時系列分析※を行っています。事業系ごみは人口に影響することは考え難く、1日当たりのごみ量を基に時系列分析を行っています。

ごみ発生量の見込みは、表6-1に示すとおりです。令和22年度に24,894t/年となり、令和6年度実績21,562t/年に対し、3,332t/年、15.5%の増加となります。

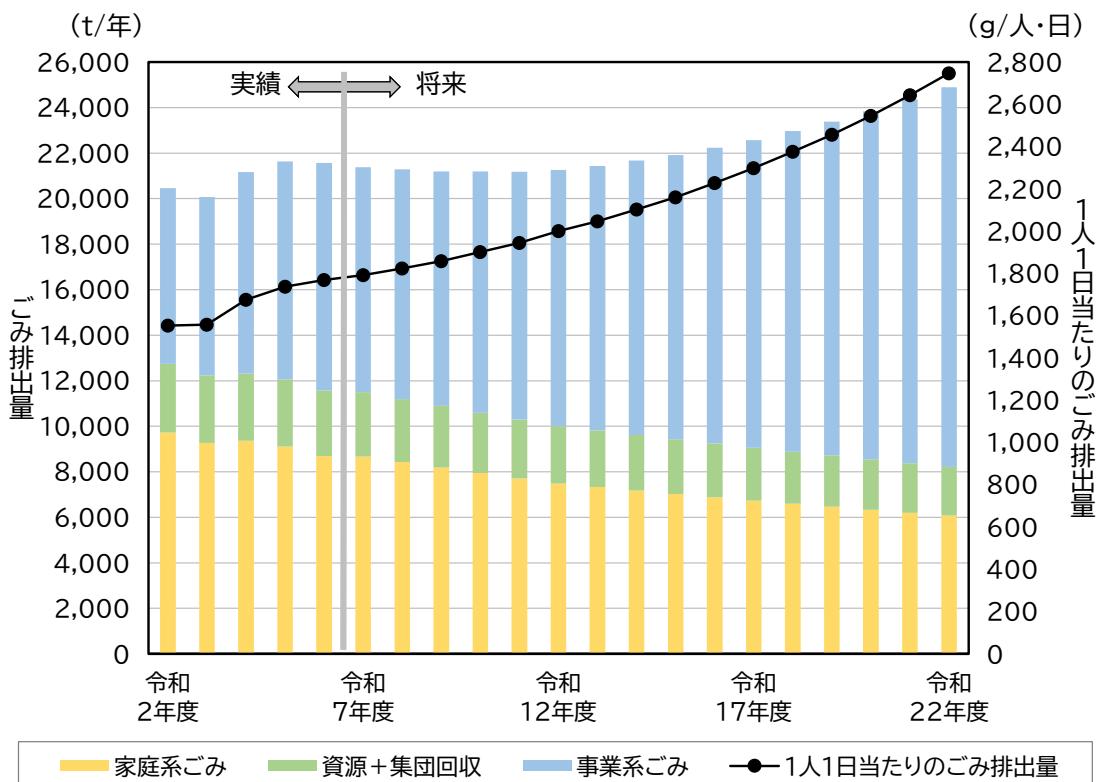


図 6-1 ごみ発生量の推移(施策現状維持の場合)

表6-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

		実績	見通し		
			令和6年度	令和12年度	令和22年度
人口	人	33,388	29,126	24,824	
生活系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	675.9	667.1	632.9
	分別収集	t/年	8,237	7,092	5,735
	カン類・金属類	g/人・日	346.9	18.1	17.3
	計	t/年	4,228	192	157
	分別回収	t/年	4,216	191	157
	資源集団回収	t/年	12	1	0
	電池類・蛍光管	g/人・日	329.21	329.21	329.21
	分別回収	t/年	4,012	3,500	2,983
	びん・ガラス類	g/人・日	62.2	62.7	63.0
	分別回収	t/年	758	667	571
	セトモノ類、ガラス類	g/人・日	16.4	16.4	15.9
	分別回収	t/年	200	174	144
	古紙類	g/人・日	133.5	133.5	133.5
	計	t/年	1,627	1,419	1,210
	分別回収	t/年	1,511	1,318	1,124
	資源集団回収	t/年	116	101	86
粗大ごみ	古布類	g/人・日	0.90	0.90	0.90
	計	t/年	11	10	8
	分別回収	t/年	11	10	8
	資源集団回収	t/年	0	0	0
	ペットボトル	g/人・日	3.20	3.20	3.20
	分別回収	t/年	39	34	29
	白色トレー(発泡スチロール含む)	g/人・日	0.00	0.00	0.00
	分別回収	t/年	0	0	0
	初島生ごみ	g/人・日	0.74	0.74	0.74
	分別回収	t/年	9	8	7
事業系ごみ	計(資源+集団回収)	g/人・日	893.05	564.75	563.75
		t/年	10,884	6,004	5,109
	粗大ごみ	g/人・日	37.2	37.2	37.2
	分別収集	t/年	453	395	337
計(生活系ごみ)	g/人・日	1,606.15	1,269.05	1,233.85	
	t/年	19,574	13,491	11,181	
うち家庭系ごみ	g/人・日	713.10	704.30	670.10	
	t/年	8,690	7,487	6,072	
資源	可燃ごみ	t/日	27.0	30.4	45.3
		t/年	9,842	11,096	16,535
	カン類・金属類	t/日	0.17	0.18	0.16
		t/年	63	67	59
	びん	t/日	0.027	0.027	0.027
		t/年	10	10	10
	初島生ごみ	t/日	0.005	0.005	0.005
		t/年	2	2	2
	計	t/日	0.202	0.212	0.192
		t/年	75	79	71
粗大ごみ	粗大ごみ	t/日	0.20	0.20	0.20
		t/年	74	74	74
	計	t/日	27.40	30.81	45.69
		t/年	9,991	11,249	16,680
総 計	t/年	29,565	24,740	27,861	
	g/人・日	2,426	2,327	3,075	

注)白色トレー(発泡スチロール)の年間量0.5t未満のものは、「0」表記となっています。

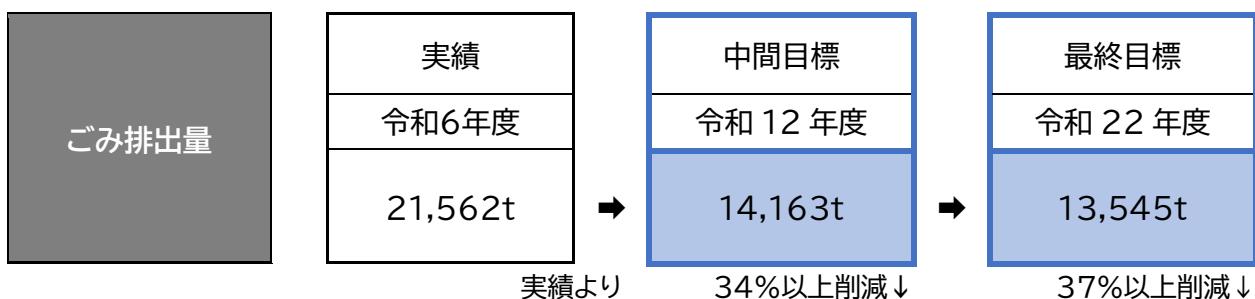
## 第4節 目標値の設定

ごみ発生量は、人口減少に伴い、減少傾向にあります (P62, 図6-1参照)、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向を示しています。リサイクル率については、資源や集団回収の減少等により、減少しています。今後ごみ処理の目指す方向として、排出抑制・減量化による減量目標を定めます。最終処分量は、ごみ排出量の減少等により最終処分量の削減が進んでいますが、更なる向上を図る方向で目標を定めます。

本計画における目標値を以下のように設定します。

### ① ごみ排出量の目標

食品ロスの削減をはじめとする排出抑制により、令和22年度には現状より37%以上の削減を目指します。



#### コラム：ごみ（排出量）の体系

家庭系ごみは、本市でいう可燃ごみ+粗大ごみです。家庭系ごみに、資源と集団回収を加えたものが生活系ごみとなります。

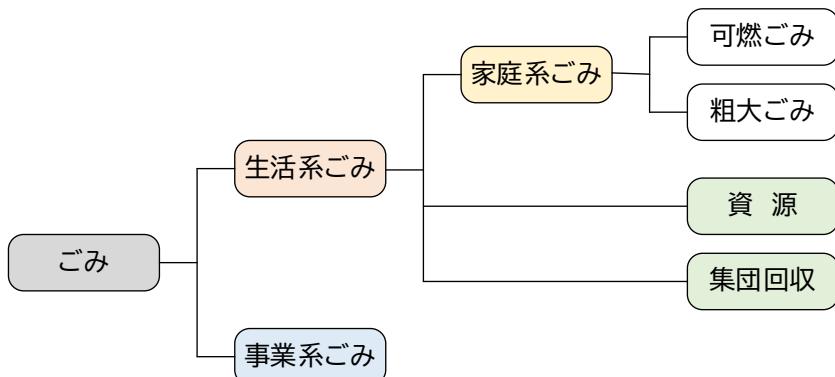


表6-2 ごみ(排出量)の体系

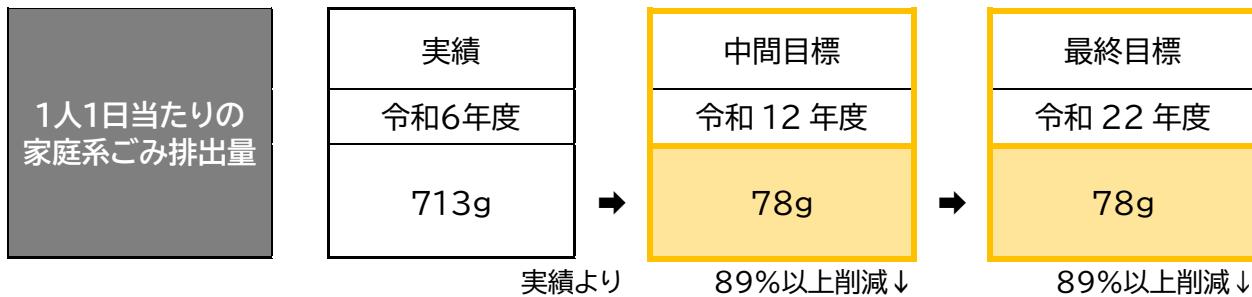


#### コラム：ごみ発生量とごみ排出量の違い

ごみ発生量は、社会・家庭・事業活動の中で、ごみとして生じた量をいい、ごみ排出量は、生じたごみのうち、自治体などによって収集されたものをいいます。

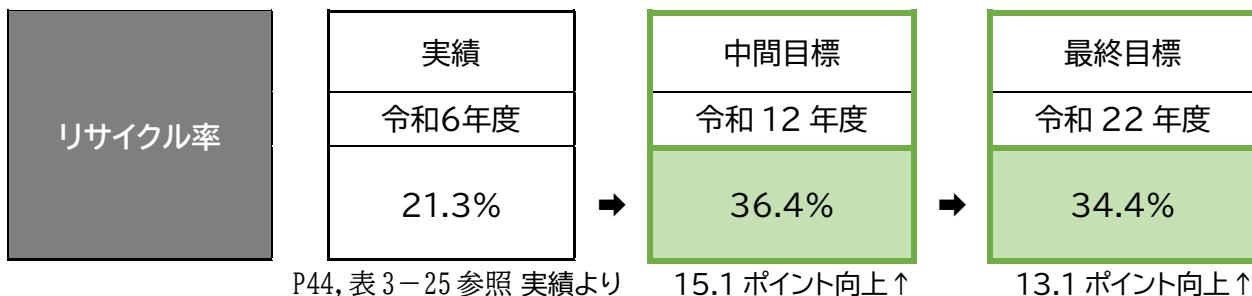
## ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標

食品ロスの削減をはじめとする排出抑制に加え、プラスチック資源や剪定枝の資源化を進めることで、令和22年度には現状より89%以上の削減を目指します。



## ③ リサイクル率の目標

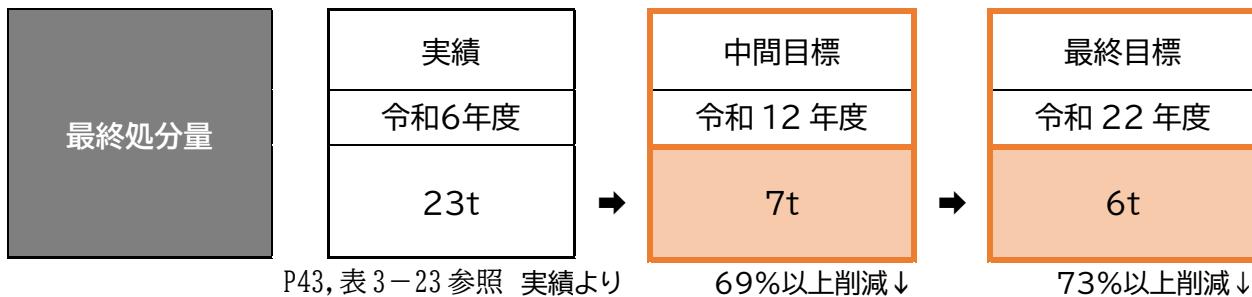
本市のリサイクル率は、比較的高い値を示しており（全国19.5%[令和5年度]、静岡県17.9%[同]）、更なる向上を図ります。



注）将来的に人口減少に伴い、ごみや資源量も減少することから、令和22年度のリサイクル率は令和12年度よりも低下する見込みです。

## ④ 最終処分量の目標

本市の最終処分量は、焼却灰等の有効利用等により少なく、さらなる削減に努め、令和22年度に73%以上の削減を目指します。



## 第5節 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

「第3節 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）」から、施策等の排出抑制や資源化拡大を行った場合のごみ発生量を、最終的なごみ発生量の見込みとして、以下に示します。

ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）は、表6-3に示すとおりで、令和22年度に13,545t/年となり、令和6年度実績21,562t/年に対し、8,017t/年、37.2%の減少となります。

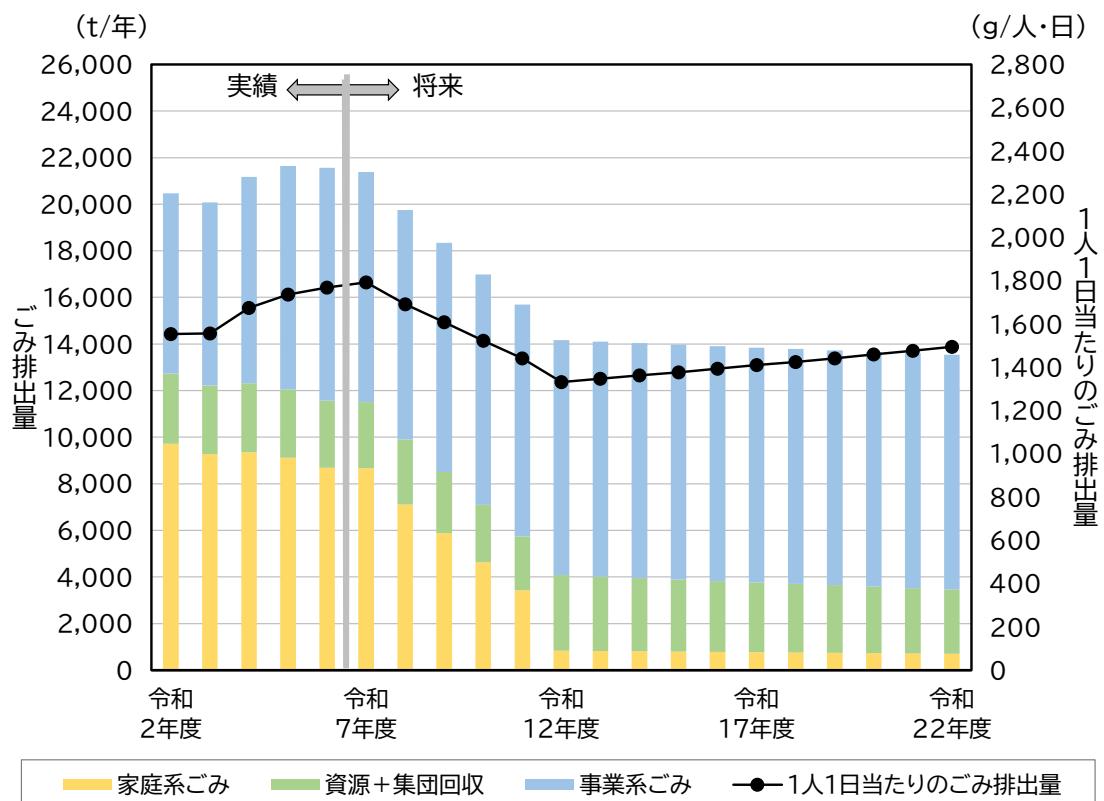


図6-2 ごみ発生量の推移(目標達成時の場合)

表6-3 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

		実績	見通し		
			令和6年度	令和12年度	令和22年度
人口	人	33,388	29,126	24,824	
可燃ごみ	(施策現状維持)	g/人・日 675.9	667.1	632.9	
	排出抑制(食口削減含む)	g/人・日 -	-490.1	-455.9	
	ミックスペーパー	g/人・日 -	-10.36	-10.36	
	ペットボトル拡大分	g/人・日 -	-3.80	-3.80	
	プラスチック資源	g/人・日 -	-35.6	-35.6	
	剪定枝	g/人・日 -	-67.8	-67.8	
	(目標達成時)	g/人・日 675.9	59.49	59.49	
	分別収集	t/年 8,237	632	539	
資源+集団回収	カン類・金属類	g/人・日 346.9	18.1	17.3	
	計	t/年 4,228	192	157	
	分別回収	t/年 4,216	191	157	
	資源集団回収	t/年 12	1	0	
	電池類・蛍光管	g/人・日 329.21	329.21	329.21	
	分別回収	t/年 4,012	3,500	2,983	
	びん・ガラス類	(施策現状維持) g/人・日 62.2	62.7	63.0	
	排出抑制(リユース)	g/人・日 -	-15.7	-15.8	
	(目標達成時)	g/人・日 -	47.0	47.2	
	分別回収	t/年 758	500	428	
生活系ごみ	セトモノ類、ガラス類	g/人・日 16.4	16.4	15.9	
	分別回収	t/年 200	174	144	
	古紙類	(施策現状維持) g/人・日 133.5	133.5	133.5	
	排出抑制	g/人・日 -	-33.4	-33.4	
	(目標達成時)	g/人・日 -	100.1	100.1	
	計	t/年 1,627	1,064	907	
	分別回収	t/年 1,511	963	821	
	資源集団回収	t/年 116	101	86	
	古布類	g/人・日 0.90	0.90	0.90	
	計	t/年 11	10	8	
事業系ごみ	分別回収	t/年 11	10	8	
	資源集団回収	t/年 0	0	0	
	ミックスペーパー	新規 g/人・日 -	10.36	10.36	
	分別回収	t/年 -	110	94	
	ペットボトル	(施策現状維持) g/人・日 3.20	3.20	3.20	
	資源化拡大分	g/人・日 0.00	3.80	3.80	
	(目標達成時)	g/人・日 3.20	7.00	7.00	
	分別回収	t/年 39	74	63	
	白色トレー(発泡スチロール含む)	g/人・日 0.00	0.00	0.00	
	分別回収	t/年 0	0	0	
資源	プラスチック資源	新規 g/人・日 -	35.6	35.6	
	分別回収	t/年 0	378	323	
	剪定枝	新規 g/人・日 -	67.8	67.8	
	分別回収	t/年 0	721	614	
	初島生ごみ	g/人・日 0.74	0.74	0.74	
	分別回収	t/年 9	8	7	
	計(資源+集団回収)	g/人・日 893.05	633.21	632.11	
		t/年 10,884	6,731	5,728	
	粗大ごみ	(施策現状維持) g/人・日 37.2	37.2	37.2	
	排出抑制(リユース)	g/人・日 -	-18.6	-18.6	
うち家庭系ごみ	(目標達成時)	g/人・日 -	18.6	18.6	
	分別収集	t/年 453	198	169	
	計(生活系ごみ)	g/人・日 1,606.15	711.30	710.20	
		t/年 19,574	7,561	6,436	
	可燃ごみ	(施策現状維持) t/日 27.0	30.4	45.3	
	排出抑制(食口削減含む)	t/日 -	-3.19	-18.09	
	剪定枝	t/日 -	-	-2.70	
	(目標達成時)	t/日 27.0	24.51	24.51	
		t/年 9,842	8,945	8,945	
	缶類・金属類	t/日 0.17	0.18	0.16	
粗大ごみ	びん	t/年 63	67	59	
	初島生ごみ	t/日 0.027	0.027	0.027	
	剪定枝	t/年 10	10	10	
	新規	t/日 0.005	0.005	0.005	
	分別回収	t/年 2	2	2	
	計	t/日 -	-	2.70	
		t/年 -	-	986	
	計	t/日 0.202	2.912	2.892	
		t/年 75	1,065	1,057	
	総計	t/日 0.20	0.20	0.20	
		t/年 74	74	74	
		t/年 27.40	27.62	27.60	
		t/年 9,991	10,084	10,076	
		t/年 2,426	1,660	1,822	
総計		t/年 29,565	17,645	16,512	
		g/人・日 2,426	1,660	1,822	

注)白色トレー(発泡スチロール)の年間量0.5t未満のものは、「0」表記となっています。

## 第7章 排出抑制・資源化施策

### 第1節 市民・事業者・行政の取組

#### 第1項 市民の取組

一般廃棄物の適正処理および減量化を推進するためには、市民一人ひとりの主体的な取り組みが必要です。市民が日常生活の中でごみの排出抑制・資源化に積極的に取り組むことにより、地域全体の環境負荷の軽減へと繋がっていきます。以下に市民の役割として代表的な取り組みを示します。取組内の **リデュース** (Reduce)：発生抑制、**リユース** (Reuse)：再利用、**リサイクル** (Recycle)：再生利用、**リニューアブル** (Renewable)：再生可能な資源として使用を示します。

区分	内 容
取組 1-1	<p>無駄のない購買行動 </p> <p>取組概要</p> <p>無駄なものは買わない・買わない、必要なもの・量だけを買うことや、買い過ぎや使いきれないことで発生する手つかずの食品廃棄物を減らすなどの購買行動に努める。</p> <p>また、商品の購入に当たっては、ごみができるだけ出ない商品や再生品を選択するなど、エシカル消費※の実践に努める。</p>
取組 1-2	<p>食品ロス・生ごみの削減 </p> <p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費量に見合った食材の購入・調理の実施 食材や食品は使い切る、食べ切ることを基本とし、食材は必要な分だけ購入し、食べる分だけ調理し、食べ残しをしないように努める。</li> <li>○「てまえどり」行動の実践 購入してすぐ食べるときは、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選び、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減に努める。</li> <li>○賞味期限・消費期限正しい理解 賞味期限（おいしく食べられる期限）・消費期限（安全に食べられる期限）を正しく理解し適量を購入し、食品ロスの削減に繋がる購買行動に努める。</li> <li>○生ごみ3切り運動（使い切り・食べ切り・水切り）の継続 買った食材を使いきる「使い切り」、食べ残しをしない「食べ切り」、生ごみを出す前に余分な水分を絞る「水切り」運動に努める。</li> <li>○生ごみ処理機器の活用 家庭から発生する生ごみを減量化・堆肥化を図るため、生ごみ処理機器等を活用し、生ごみの自己処理に努める。</li> </ul>

P85 『第9章 食品ロス削減計画』参照

取組1-3	繰り返し使える商品の使用の推進、使い捨て商品の使用自粛	リデュース	リユース
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易包装や詰め替え商品購入の推進 使い捨て商品の購入を自粛し、簡易包装や詰め替え商品の購入に努める。</li> <li>○割り箸やプラスチックスプーン等の店頭受取の自粛 スーパーやコンビニエンスストア等での会計時に、割り箸やプラスチックスプーン等の受け取りを自粛する。</li> <li>○マイボトル等の持参 学校や外出先等に自分用の水筒、タンブラー等を持参し、ペットボトル等の飲料容器の使用自粛に努める。</li> </ul>		
取組 1-4	ごみ分別排出の徹底	リデュース	リサイクル
取組概要	燃えるごみ（可燃ごみ）に資源化可能な紙類やペットボトルなどが混入しており、分別の徹底に取り組んでいく。		
取組 1-5	ミックスペーパーの分別の徹底 【新規】		リサイクル
取組概要	令和8年度よりミックスペーパー回収事業が始まり、家庭から排出される紙類を適切に分別回収し、さらなる資源の有効活用に取り組んでいく。		
取組 1-6	プラスチック資源の分別回収 【新規】		リサイクル
取組概要	本市は近い将来、ごみの排出抑制や環境負荷を目的に、プラスチック資源の分別回収を計画しており、開始された場合は、定められた分別ルールに従い、プラスチック資源の適切な排出に取り組む。		
取組 1-7	剪定枝の資源化 【新規】		リサイクル
取組概要	家庭や地域で発生する剪定枝について、分別に協力し、可燃ごみの削減に努める。		



### コラム：剪定枝の資源化

表7-1に剪定枝資源化の代表的なものを示します。

表7-1 剪定枝の資源化

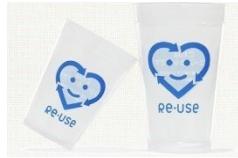
	技術の概要
チップ化	破碎（チップ化）し、農地還元する。
堆肥化	<p>剪定枝等の有機性廃棄物※を自然に存在する微生物によって、環境に害を及ぼすことなく、土壌還元可能な状態まで分解する技術で、古くから有機性廃棄物の処理方法として用いられている。</p> <p>剪定枝の堆肥化技術としては、破碎（チップ化）し水分調整剤として利用する方法があり、一般家庭からの生ごみ、剪定枝等のみで堆肥化する場合や、し尿処理場の汚泥、蓄糞等と混合して堆肥化している事例がある。</p>
炭化	ごみを低酸素、又は無酸素状態で加熱し、蒸し焼き状態で炭化（炭素だけが残る）させる技術。生成した炭化物は、原料、製法などにより、品質性能が大きく異なることが知られている。

取組 1-8	リチウムイオン電池の分別	リサイクル
取組概要	リチウムイオン電池を含む製品は、エコ・プラント姫の沢へ持ち込む、もしくは市内回収協力店に出すこととなっており、今後も火災等の事故防止のため、適切な分別とルールに沿った排出を行っていく。	
取組 1-9	リサイクル活動への積極的参加	リサイクル
取組概要	資源の分別回収はもとより再資源化に努めるとともに、地元の登録団体（町内会・子ども会等の登録団体等）が行っている集団回収活動への取り組みを率先して行っていく。	
取組 1-10	製品等の長期利用	リユース
取組概要	故障や破損した場合は、修理・補修して使用する等、製品を長く使い続けることで、廃棄されるごみの減量化に繋がるため、製品等の長期利用に努める。	
取組 1-11	リユース(再使用)の推進	リユース
取組概要	各種団体が実施するフリーマーケット、リサイクルショップやスマートフォンアプリ等を活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡すなど、リユース行動に努める。	
取組 1-12	フードドライブ活動への協力	リデュース
取組概要	家庭における食品ロスを削減するため、フードドライブ※活動に協力する。	

## 第2項 事業者の取組

事業活動に伴い発生する一般廃棄物の適正処理及び減量化を図るために、事業者による自主的かつ継続的な取り組みが必要です。以下に事業者の役割として代表的な取組を示します。

区分	内 容	
取組 2-1	簡易包装等の推進 [対象:全事業者]	リデュース リサイクル
取組概要	原材料の選択から製造工程、輸送工程における創意工夫や、需要量に応じた適切な生産の実施等、製造から流通・販売において、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みの実施に努める。 特に製造業者においては、使い捨て製品の製造や商品の過剰包装・梱包を自粛し、包装材・梱包材使用量の削減に努める。	
取組 2-2	長寿命製品、詰め替製品等の利用推進 [対象:製造業者]	リデュース リニューアブル
取組概要	繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。	
取組 2-3	循環資源活用の推進 [対象:製造業者]	リニューアブル
取組概要	製品生産時には天然資源の使用量を抑え、リサイクル品を利用するなど、循環資源※の積極的な活用に努める。	

取組 2-4	食品廃棄物の再生利用の推進 [対象:食品製造業者等]  
取組概要	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」*により、食品製造業者等は、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があり、最終的に残った食品廃棄物の再生利用等に取り組んでいく。
取組 2-5	生ごみ・食品ロス削減の推進 [対象:小売店等] 
取組概要	<p>○食品ロスの削減 小売店の売り場において消費者である市民向けに食品ロス削減（「てまえどり」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」等）に関わる推奨・啓発を行うことで、小売店から排出される食品ロスの削減に努める。</p> <p>○ばら売り・量り売り、割引き販売の推進 小売店等において、ばら売り・量り売り、割引き販売を推進し、消費者が必要なもののだけを購入できるよう取り組んでいく。</p>
取組 2-6	フードバンクへの提供 [対象:製造業者、販売業者等] 
取組概要	食品ロスの削減に向け、フードバンク*への提供を検討する。 
取組 2-7	事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進 [対象:製造業者・販売業者等] 
取組概要	「プラスチック資源循環促進法」に基づき、製造・販売業者等によるプラスチックの自主回収・資源化に努めていく。
取組 2-8	プラスチックスプーンや割り箸等の資源化の検討 [対象:小売店等] 
取組概要	プラスチックスプーン等の資源化を進めるための方策を検討していく。また、使用済み割り箸についても、資源化の可能性を検討していく。また、可能な範囲でワンウェイカトラリー*の提供削減に努める。
取組 2-9	30・10 運動の推進 [対象:飲食店等] 
取組概要	食品ロス削減を目的とした30・10運動、会食や宴会等で、「乾杯後30分は席を立たず料理をおいしく味わう時間。終了前10分は、残った料理、デザートをおいしく食べる時間」の30・10運動の推奨に努めていく。
取組 2-10	リユース食器の活用 [対象:飲食店等] 
取組概要	市内で開催するお祭りやイベント等において、使い捨て容器などを利用せず、リユース容器を利用するなど、ごみの発生抑制に努める。  リユース食器ネットワーク*

取組 2-11	先進的な取り組みの情報共有・意見交換 [対象:全事業者]	リデュース リサイクル
取組概要	ごみの排出抑制や資源化に対して、先進的な取り組みを実施している事業者行動が、他の事業者に伝わるよう、事業者間で情報共有や意見交換等が行える体制の整備に努めていく。	
取組 2-12	一般廃棄物減量計画の作成 [対象:多量排出事業者]	リデュース リサイクル
取組概要	多量の一般廃棄物排出事業者に対し、一般廃棄物減量計画を作成し、ごみの排出抑制や資源化に積極的に取り組んでいく。	
取組 2-13	包装の簡素化・選択制の導入検討 [対象:小売店等]	リデュース
取組概要	過剰包装の自粛や、包装の有無を選択できる仕組みについて検討を進めしていく。また、食べ歩きに伴う個包装の排出量削減にも取り組んでいく。	

### 第3項 行政の取組

行政は、一般廃棄物の適正処理及び減量化を推進するに当たり、計画的かつ継続的な施策の展開を通じて、市民・事業者との協働による環境負荷の低減を図る責務を担っています。市は、様々な角度から市民、事業者の自主的な取り組みを支援し、行動に結びつく意識の向上に努めます。

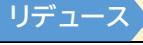
#### ■市民取組の支援等

区分	内 容	
取組 3-1	生ごみ・食品ロス削減の啓発活動の推進	リデュース
取組概要	<p>生ごみ削減の取り組みとして「3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）」を推奨し、消費者庁が発行する「食品ロス削減ガイドブック」を活用するなど、生ごみや食品ロス削減に向けた意識の向上を図っていく。</p> <p>また、生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器購入補助事業を継続して実施していく。</p>	 <p>食品ロス 削減 ガイドブック 概要版</p> <p>消費者庁</p> <p>食品ロス削減ガイドブック 概要版（令和7年度版）</p>
取組 3-2	エコ・クッキングの推進	リデュース
取組概要	廃棄の少ない調理の方法や余った料理のリメイクレシピなど、情報発信を行い、エコ・クッキング教室の開催等により、食品ロスの削減に向けた意識向上を図っていく。	

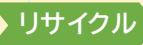
取組 3-3	資源化可能な紙類・ペットボトル分別徹底の促進	リサイクル
取組概要	可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類・ペットボトルを減らすため、広報誌や市ホームページ等を活用して情報を発信し、可燃ごみの排出抑制と資源物の回収拡大を図っていく。	
取組 3-4	ミックスペーパーの分別回収の実施 <b>【新規】</b>	リサイクル
取組概要	令和8年度よりミックスペーパー回収事業が始まり、家庭から排出されたミックスペーパーを回収し、さらなる資源の有効活用に取り組んでいく。また、トイレットペーパー等の還元も含め、資源循環に取り組んでいく。	
取組 3-5	プラスチック資源の分別回収の実施 <b>【新規】</b>	リサイクル
取組概要	「プラスチック資源循環促進法」の趣旨に沿い、プラスチック資源の分別回収及び再資源化の実施に向けて、運搬費用や再資源化ルートの確保など体制整備を進めていく。 また、開始の際には、市民に対し適正な分別方法の周知啓発を行っていく。	
取組 3-6	剪定枝の資源化 <b>【新規】</b>	リサイクル
取組概要	剪定枝の資源化に向けて、現在、伐採量の計量等を実施している。今後は、剪定枝の資源化方法を含め、本市に適した資源化手法について調査・研究を行っていく。	
取組 3-7	リチウムイオン電池の分別徹底 <b>【新規】</b>	リサイクル
取組概要	リチウムイオン電池の適切な分別およびルールに沿った排出が徹底されるよう、広報啓発活動を一層充実させていく。排出方法や誤った排出による事故等のリスクを分かりやすく伝えるとともに、市内回収協力店の利用促進や注意喚起を継続的に行い、適正排出の定着を図っていく。	
取組 3-8	資源ごみ集団回収事業の継続・推進	リサイクル
取組概要	地域市民団体が行う資源ごみ集団回収に対して、今後も活動を継続・推進するため、奨励金交付を継続し、市民の自主的な取り組みによる古紙、空き缶等のリサイクル活動の支援を行っていく。	
取組 3-9	拠点回収の拡充	リサイクル
取組概要	資源回収の拠点として、市民が日常的に利用できるよう常設資源回収場所の整備や運用方法を検討していく（品目の見直しや拠点場所の拡大など）。	
取組 3-10	イベント等におけるリユース食器の利用促進	リユース
取組概要	地域住民が行うイベント等でのごみの発生抑制や使用者のリユース意識の向上を図るため、市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を活用して、リユース食器の利用に関する情報を発信していく。	
取組 3-11	マイボトル・マイはし等の促進	リデュース
取組概要	出掛ける際には水筒等を持参することや、コンビニエンスストアやスーパーでもらう割り箸やスプーン・フォーク等の利用を自粛するよう、市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を通じて広報啓発に努めていく。	

取組 3-12	フリーマーケット等の情報発信	リユース
取組概要	<p>リユース品の利用促進のため、市内で開催される市民団体・NPO法人等が開催するフリーマーケット等の情報を、市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等で情報発信する等、リユースの促進に努めていく。</p> <p>また、実施場所の提供等の協力体制を検討していく。</p>	
取組 3-13	効果的な情報発信	リデュース リサイクル
取組概要	<p>市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を活用し、ごみの減量化・リサイクルに関する意識向上のため、ごみの出し方やリサイクルに関する情報について、わかりやすい情報発信を行っていく。</p> <p>また、ごみ分別ガイドブック「熱海市ごみ分別・出し方」は、市民から寄せられた意見や要望を参考に定期的に見直し、ごみ減量化・リサイクルに関する情報発信の重要なツールとして活用する。</p>	
取組 3-14	出前講座等による情報の提供	リデュース リサイクル
取組概要	自治会等に働きかけを行い、ごみ・環境に関する出前講座等を積極的に開催して、情報提供や意見交換する機会を増やしていく。ごみの分別や減量に役立つ暮らしのアドバイスなどを行い、市民の自発的な取り組みを支援する。	
取組 3-15	環境教育の充実	リデュース リサイクル
取組概要	<p>環境教育は、子どもの頃からごみや資源に关心を持つもらうのが重要であり、ごみや資源に対する意識の向上を図るため、副読本や動画教材等を活用し、小中学校等での環境教育の啓発活動を行っていく。さらに、出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催を通じて循環型社会に関する環境教育の推進及び充実を図っていく。</p> <p>また、自治会や市民団体等を対象とした出前講座に加え、地域の特性を活かした体験型プログラムや、市民と行政が協働して取り組む環境プロジェクトを展開する。VR*等のデジタル技術を活用した新しい学習手法や、地域企業等との連携による実践的な環境教育を推進し、参加者が主体的に環境保全に関わるきっかけづくりを図っていく。</p>	
取組 3-16	外国人への情報提供・啓発活動	リデュース リサイクル
取組概要	<p>多言語に対応した「熱海市ごみ分別・出し方」ガイドブックなどを、市役所・支所等での配布や市ホームページで配信することで、外国人向けのごみ分別・排出方法のルール等の周知啓発を行い、適正なごみ分別の推進を図っていく。</p> <p>自治会や共同住宅の管理者と連携し、ごみ集積所における多言語の啓発看板の掲示や住民へのリーフレット配布などを行うことで、ごみ出しルールの定着の促進を図っていく。</p>	
取組 3-17	高齢者等のごみ出し支援	
取組概要	本市に見合ったごみ出し支援制度の導入を検討していく。	

## ■事業者取組の支援等

区分	内 容
取組 3-18	事業系ごみの排出ルールの指導  
取組概要	<p>事業者自ら排出抑制・資源化を進めるため、受け入れる事業系ごみの排出ルールを指導し、資源化可能な紙類等については、資源化ルートの情報提供など、排出ルールの徹底に向けた指導を行っていく。</p> <p>また、異物混入を防ぎ、適正な分別排出を徹底するため、施設搬入時の検査を強化する。</p>
取組 3-19	許可業者と連携した排出事業者への働きかけ  
取組概要	事業系ごみ収集を行う許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行う。
取組 3-20	多量排出事業者の減量化・資源化の推進  
取組概要	<p>多量排出事業者*を把握した上で、多量の一般廃棄物を生ずる事業者に対し、減量化計画の作成及び提出を要請する。自己処理責任の周知徹底を図り、計画的な事業系ごみの減量化・資源化等を推進し、広報啓発・指導等を行っていく。</p> <p>*多量排出事業者：「廃棄物処理法」において年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業者を指す。一般廃棄物に関しては、自治体が条例により独自に制度を定める。</p>
取組 3-21	中小規模事業者における資源化の促進 
取組概要	<p>中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量を推進する。</p> <p>例えば、(公益財団法人)古紙再生促進センターでは、事業所から発生する古紙の資源化について、それぞれの事業所に合った資源化の案内を行っている。市は事業者に対し、様々な情報を提供し、事業系ごみの資源化を促進する。</p>
取組 3-22	事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発  
取組概要	事業者の優れた取り組みを紹介するなど、事業者が自主的・自発的に活動できるよう、市ホームページ等を通じて事業者向けの情報を広報・啓発していく。
取組 3-23	一般廃棄物の越境に係る事前協議制度 
取組概要	事業系ごみの資源化を図るため、他自治体の中間処理施設で処理(資源化)することができる市町村協議を行う制度がある。市はこの制度について必要があれば対応(相手自治体との協議する仕組み)を図っていく。
取組 3-24	フードバンク・フードドライブの促進 
取組概要	食品関連企業や小売店等から規格外の食材・食品や賞味期限が近づいた食品を寄付するフードバンクや、家庭から余った食品を寄付するフードドライブなどの活動を紹介することにより、食品ロスの削減を図っていく。
取組 3-25	事業者間での情報交換・情報共有の支援  
取組概要	ごみの排出抑制や資源化を進めている事業者の先進的な取り組みが、情報として他の事業者へ伝わるように事業者間で情報交換・情報共有できるよう支援する。

## ■その他

区分	内 容
取組 3-26	先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究 
取組概要	持続可能な社会の実現に向け、発生するごみを資源として活用するため、事業者等と連携し、廃棄物系バイオマス※（畜産資源※、食品資源※など）の利活用やマテリアルリサイクル※などの先進事例などの調査を行っていく。これら先進事例を参考にした新たなリサイクル方法について調査・研究し、広域処理なども含め実施に向け検討を行っていく。
取組 3-27	水平リサイクルの推奨 
取組概要	企業との連携のもと、ペットボトルやその他のプラスチック製品を元のプラスチックと同様の品質に戻す水平リサイクルの取り組みを検討する。 例えば「ボトル to ボトル」、ペットボトルからペットボトルに再生することは、新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO <sub>2</sub> を約60%削減できるといわれている。再生されたペットボトルを利用してすることで、リサイクル意識の高揚に繋げていく。
取組 3-28	適正なごみ処理手数料の検討 
取組概要	ごみ処理経費の負担の公平化を図るため、周辺市町の状況把握や課題事項などの調査・研究に努め、適正なごみ処理手数料について検討を行っていく。

## 第8章 ごみ処理基本計画

### 第1節 将来の分別収集区分

将来の分別収集区分及び排出方法は、表8-1に示すとおりです。ミックスペーパー回収事業は、令和8年4月より全市域への実施を計画しており、新たにプラスチック資源や剪定枝の資源化にも取り組んでいきます。分別収集開始予定を表8-2に示します。

表8-1 将来の分別区分及び排出方法

分別区分	地域		排出方法
	市内	初島	
可燃ごみ	○	○	熱海市指定ごみ袋に入れる
生ごみ	可燃ごみ扱い	○	清掃工場の専用バケツに投入
資源	カン類	○	他のごみと区別する(無料)
	金属類	○	他のごみと区別する(無料)
	電池類*	○	他のごみと区別する(無料)
	びん、セトモノ類、ガラス類	○	他のごみと区別する(無料)
	蛍光管	○	他のごみと区別する(無料)
	古紙類	○	十文字に縛る(無料)
	古布類	○	十文字に縛る(無料)
	ミックスペーパー【新規】	○	他のごみと区別する(無料)
	ペットボトル	○	他のごみと区別する(無料)
	白色トレー(発泡スチロール含む)	○	他のごみと区別する(無料)
	プラスチック資源【新規】	○	(検討中)
	剪定枝【新規】	○	(検討中)
粗大ごみ		○	有料

\*リチウムイオン電池等充電式電池は、事故等のリスクを避けるため、問い合わせによる回収を推奨しています。

表8-2 新規の分別収集開始【予定】

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
ミックスペーパー														
プラスチック資源														
剪定枝														

## 第2節 収集・運搬計画

### 第1項 収集運搬の基本方針

収集体制の多様化や地域ニーズの変化に対応し、持続可能で効率的な収集体制の構築を目指します。適正な収集運搬の実施に向けて、委託業者との連携・調整を図ります。

### 第2項 収集運搬体制

収集運搬体制は、基本的に現状どおりとします。ミックスペーパー回収事業を開始するに当たり、可燃ごみの収集回数を2回/週とします。実施に当たり、市民の理解と協力を得ながら、円滑な運用を図っていきます。

表8-3 生活系ごみの収集運搬体制(市内)

分別区分	収集回数	排出方式	排出場所	収集運搬体制
可燃ごみ	2回/週	熱海市指定ごみ袋	ごみステーション	直営・委託
資源	カン類	1回/週 他のごみと区別して コンテナへ排出	ごみステーション	直営・委託
	金属類	1回/週 他のごみと区別して コンテナへ排出	ごみステーション	直営・委託
	電池類*	1回/週 透明の袋	ごみステーション	委託
	びん	1回/週 他のごみと区別して コンテナへ排出	ごみステーション	委託
	セトモノ類、ガラス類	1回/週 他のごみと区別して コンテナへ排出	ごみステーション	委託
	蛍光管	1回/週 他のごみと区別して コンテナへ排出	ごみステーション	委託
	古紙・古布類	2回/月 古紙:ひもで十文字に縛る 古布:袋に入れる	ごみステーション	委託
	ミックスペーパー【新規】	1回/週 紙袋等に入れる	ごみステーション	委託
	ペットボトル	2回/月 回収ネット	拠点収集場所	直営
	白色トレー (発泡スチロール含む)	2回/月 回収ネット	拠点収集場所	直営
プラスチック資源【新規】		(検討中)	(検討中)	(検討中)
剪定枝【新規】		(検討中)	(検討中)	(検討中)
水銀を含むごみ		1回/週 他のごみと区別して、割れないようにコンテナへ排出	販売店等	委託
粗大ごみ		2回/週 予約制 粗大ごみ処理券を貼る	ごみステーション	原則自己搬入 (自己搬入できない場合、市の指定日に回収)

\*電池類は、乾電池等回収協力店でも回収しています。また、リチウムイオン電池等充電式電池は、事故等のリスクを避けるため、問い合わせによる回収を推奨しています。

### 第3項 収集運搬量

収集運搬量は、表8-4に示すとおりです。ペットボトルを除くごみ・資源は排出量の減少に伴い、収集運搬量も減少する見込みです。

表8-4 収集運搬量

(単位:t/年)

	実 績	見 通 し	
		令和6年度	令和12年度
可燃ごみ	7,941	609	520
資源	カン類	94	4
	金属類	110	187
	びん	758	500
	セトモノ類、ガラス類	200	174
	古紙・古布類	1,499	958
	ペットボトル	39	74
	白色トレー(発泡スチロール含む)	0.28	0.28
	プラスチック資源	—	378
			323

### 第4項 その他

#### (1) 行政収集を行わないごみの対応

行政収集を行わないごみの対応は、表8-5に示すとおりです。

表8-5 行政収集を行わないごみの対応

区分	対応方法
事業系ごみ	市内で発生する事業系一般廃棄物については、事業者自ら熱海市エコ・プラント姫の沢及び初島清掃工場へ搬入するか、許可業者によるものとします。
廃家電	購入先や家電小売店、または廃家電を取り扱う一般廃棄物処理業者によるものとします。
特別管理一般廃棄物*	基本的に市として処理しないものとし、販売店、メーカー等により円滑な回収ルートの確保に努めるものとします。
在宅医療廃棄物	市では処理しないものとし、専門の処理業者等によるものとします。ただし、インスリン器具など、感染や危険性のないものは、可燃ごみ等として出せます。

#### (2) 収集車両等

収集車両の低公害化（電動車・ハイブリッド自動車※）への移行や導入検討、アイドリングストップの徹底等により、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、収集ルートの最適化や作業状況の可視化を図るため、G P S※や収集記録システムの導入を検討していきます。

## 第3節 中間処理計画

### 第1項 中間処理の基本方針

中間処理においては、適正な運転管理による安定的なごみ処理を行っていきます。処理過程では環境への負荷を可能な限り低減し、また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないよう、適切な維持管理を行っていきます。

### 第2項 中間処理施設の運営・管理体制

中間処理施設（熱海市エコ・プラント姫の沢、初島清掃工場）の運営・管理は、現状どおり「委託」での体制を継続していきます。ただし、将来的に広域化による処理施設へ移行する場合には、現行の委託体制に限定せず、必要に応じて新たな運営方式を検討します。

### 第3項 中間処理量

各々の処理設備の処理量の見込みは、表8-6～表8-10に示すとおりです。

表8-6 ごみ焼却施設の処理量の見込み

(単位:t/年)

処理量	処理場	実績		見通し	
		令和6年度	令和12年度	令和22年度	令和22年度
エコ・プラント姫の沢	エコ・プラント姫の沢	20,607	11,844	11,513	11,513
	生活系可燃ごみ	8,099	621	530	530
	事業系可燃ごみ	9,842	8,945	8,945	8,945
	破碎・選別設備からの可燃物	414	257	226	226
	資源処理設備からの可燃物	13	11	9	9
	下水道汚泥	2,239	2,010	1,803	1,803
	初島清掃工場	138	11	9	9
初島清掃工場	可燃ごみ	138	11	9	9
	総計	20,745	11,855	11,522	11,522
処理後	エコ・プラント姫の沢	1,840	1,059	1,029	1,029
	焼却灰(埋立)	0	0	0	0
	熱海可燃ごみ	0	0	0	0
	焼却灰(資源化)	1,840	1,059	1,029	1,029
	熱海可燃ごみ	1,635	875	864	864
	熱海下水道汚泥	205	184	165	165
	初島清掃工場	14	1	1	1
焼却灰(埋立)	焼却灰(埋立)	14	1	1	1
	焼却灰(埋立)計	14	1	1	1
	焼却灰(資源化)計	1,840	1,059	1,029	1,029
	総計	1,854	1,060	1,030	1,030

表8-7 廃棄物再生利用施設[破碎・選別設備]の処理量の見込み

(単位:t/年)

処理量		実績	見通し	
		令和6年度	令和12年度	令和22年度
粗大ごみ		527	272	243
金属類(破碎処理必要量)		167	159	134
計		694	431	377
処理後	可燃物	414	257	226
	不燃物	8	5	4
	金属類	69	43	37
	計	491	305	267
	直接資源化	41	25	22
	金属類(磁選不適物)	54	34	29
	スプレー缶	20	12	11
	小型家電製品	88	55	48
	計	203	126	110
	総計	694	431	377

表8-8 廃棄物再生利用施設[資源処理設備]の処理量の見込み

(単位:t/年)

処理量		実績	見通し	
		令和6年度	令和12年度	令和22年度
飲料缶		100	89	73
処理後	可燃物	13	11	9
	不燃物	1	1	1
	金属類	86	77	63
	スチール缶	38	34	28
	アルミ缶	48	43	35
	総計	100	89	73

表8-9 その他資源化施設の処理量の見込み

(単位:t/年)

処理量		実績	見通し	
		令和6年度	令和12年度	令和22年度
ビン類・ガラス類		768	510	438
ガラス・セトモノ類		200	174	144
PETボトル		39	74	63
発泡スチロール		0	0	0
計		1,007	758	645
処理後	資源化量	ガラス類	895	-2,816
		ペットボトル	39	74
		白色トレー(発泡スチロール含む)	0	0
		その他	21	3,500
		計	955	758
				645

注)白色トレー(発泡スチロール)において、0.5t未満のものは「0」表記となっています。

## 第8章 ごみ処理基本計画

表 8-10 生ごみ処理施設の処理量の見込み

(単位:t/年)

		実 績	見 通 し	
			令和6年度	令和12年度
処理量	生ごみ	11	10	9
処理後	資源化	1	1	1

## 第4項 今後の中間処理施設

熱海市・三島市・裾野市・函南町・長泉町で構成する「ごみ処理広域化検討協議会」では、新施設の稼働開始予定を令和19年度としており、引き続き3市2町による協議・検討を進めています。初島における処理については、島内の現有施設で対応するか、引き続き検討を進めています。

## 第4節 最終処分計画

## 第1項 最終処分の基本方針

中間処理施設等で適正に処理した後に最終的に残ったもの（残渣）は、環境への影響を最小限に抑えるために無害化・安定化を図り、減量化・減容化に努めていきます。

## 第2項 最終処分場の運営・管理体制

最終処分場の運営・管理は、現状と同じ「委託」での体制を継続していきます。

### 第3項 最終処分量

最終処分量の見込みは、表 8-11 に示すとおりです。

表 8-11 最終処分量の見込み

(单位:t/年)

		実績	見通し		
			令和6年度	令和12年度	令和22年度
最終処分量	焼却灰	14	1	1	1
	エコ・プラント姫の沢	0	0	0	0
	初島清掃工場	14	1	1	1
	破碎・選別設備からの不燃物	8	5	4	4
	資源処理設備からの不燃物	1	1	1	1
	計	23	7	6	6

#### 第4項 今後の最終処分場

最終処分場については、環境への影響や地域住民の理解を十分に踏まえながら、延命化や新設も含め、慎重かつ計画的な対応を図っていきます。具体的には、用地選定から建設、維持管理に至るまで、透明性を確保しつつ段階的に検討を進め、持続可能な廃棄物処理体制の構築を図っていきます。



## コラム：最終処分場のスケジュール

最終処分場を新設する場合のスケジュールを表 8-12 に示します。最終処分場を新設する場合、一般的には用地選定を含めて完成までに約 15 年を要すると言われています。

表 8-12 最終処分場のスケジュール(イメージ)

		令和R8	.....	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
基本本計画		計画期間																	
現有施設	用地選定																		
	基本構想																		
	測量・地質調査																		
	基本計画																		
	環境影響調査																		
	実施設計																		
	工事																	供用開始	
最終処分場	(経過年数)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)			

## 第5節 将來の資源化量及びリサイクル率

将来の資源化量及びリサイクル率は、表8-13に示すとおりです。新たにプラスチック資源や剪定枝の資源化を実施し、令和22年度にはリサイクル率が27.8%に達する見込みです。

表8-13 資源化量及びリサイクル率の見込み

(単位:t/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和22年度
ごみ焼却施設からの資源化量	1,635	879	867
破碎・選別設備からの資源化量	272	206	178
資源処理設備等からの資源化量	1,041	762	649
生ごみ処理施設からの資源化量	1	1	1
直接資源化	1,522	973	829
ミックスペーパー	—	110	94
プラスチック資源	—	378	323
剪定枝	—	1,707	1,600
集団回収	128	102	86
計	4,599	5,118	4,627
リサイクル率	15.6%	29.0%	28.0%

注)ごみ焼却施設からの資源化量には、下水道汚泥分は除いています。

## 第6節 その他の計画

### 第1項 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの等、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、排出者が自ら販売店や専門業者へ処理依頼できるよう適正処理について案内等を行っていきます。

### 第2項 散在性ごみ・不法投棄対策

不法投棄を防止するため、監視パトロールを強化し、防止看板の設置等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、草刈、柵や防止看板の設置等の対策を呼び掛けるなど、土地の適正管理を推進します。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行っていきます。

### 第3項 災害廃棄物対策

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的に、本計画と並行して平成28年度に策定した「熱海市災害廃棄物処理計画」を改定します。

本市が震災及び風水害を被った場合は、「熱海市災害廃棄物処理計画」及び上位計画で

ある「熱海市地域防災計画」に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物を適切かつ円滑に処理します。

発災後は、「熱海市災害廃棄物処理計画」を基に、実際の被災状況から災害廃棄物の発生状況を的確に把握し、災害廃棄物処理を進めるための、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

また、被害が甚大で本市のみで適切な処理ができないときは、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定（平成13年3月）」等に基づき、周辺市町村や静岡県を通じて中部ブロックや関東ブロック等に応援要請を行います。

### 第4項 広報・啓発活動のあり方

ごみの排出抑制や資源化の推進にあたり、市民・事業者の理解と協力を得るため、広報・啓発活動を積極的に行っていきます。

① 多様な媒体による情報発信
<ul style="list-style-type: none"><li>市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板などを活用し、施策の内容や取り組み状況を定期的に発信する。</li><li>図解や動画などを用いたわかりやすい説明資料の作成。</li></ul>
② 市民参加型の啓発活動
<ul style="list-style-type: none"><li>ごみ減量や分別の重要性を伝える出前講座の開催。</li><li>小中学校での環境教育、地域イベントでの啓発ブース設置。</li></ul>
③ 事業者との連携強化
<ul style="list-style-type: none"><li>小売店等と連携した食品ロス削減やリサイクルの取り組みの推進。</li><li>事業者向けの説明会等の実施。</li></ul>
④ 成果の見える化と共有
<ul style="list-style-type: none"><li>ごみ排出量や資源化率等の推移をグラフなどで公開し、市民の行動が成果に繋がっていることを実感できるようにする。</li><li>表彰制度など、参加意欲を高める工夫。</li></ul>

### 第5項 生活排水処理計画との整合

施設面から、し尿及び浄化槽汚泥に係る中継施設や処理の係る施設を更新する際には、し尿と生ごみを併せてバイオガス化※するなど、処理技術の統合によって資源化やエネルギー回収の拡大を検討します。

## 第7節 計画の推進体制及び進行管理

### 第1項 計画の推進体制

計画の適切な進行・管理のためには、行政による計画の評価、改善だけではなく、市民、事業者もそれぞれの役割を認識して計画の推進に協力する必要があります。

本計画を推進するそれぞれの役割を以下に示します。

役 割	
市民	主体的・自発的に本計画に示す事業に参画し、事業者や市と共に取り組む。また、取り組みの成果や意見・課題等を求めて市へフィードバックし、事業の効率的な推進に協力する。
事業者	主体的・自発的に本計画に示す事業に参画し、市民や他事業者と共に取り組み、自らの取り組みを積極的に市民や他事業者等に発信していく。 また、取組の成果や意見・課題等を求めて市へフィードバックし、事業の効率的な推進に協力する。
行政	本計画に示す関係課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施していく。 また、各年度に各施策の進捗状況等を把握し、市民・事業者からも意見が出しやすいように、審議会等を活用し、進捗状況等を広く公表する。また、SNS等の媒体を積極的に活用し、効率的な事業の活性化を図る。

## 第2項 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

### ① 年次報告による公表の継続

本市では、市ホームページ等を通じて「一般廃棄物処理基本計画」の取り組みの進捗状況等、情報発信を行っていきます。

### ② 計画の点検・評価と見直し

取り組みの進捗状況や数値目標の達成状況等を市ホームページ等に掲載し、本計画の点検・評価を行い、目標年次である令和22年度への達成状況を確認します。また、社会経済状況や市民の意識の変化により、必要に応じて計画の点検・評価の見直しを検討します。

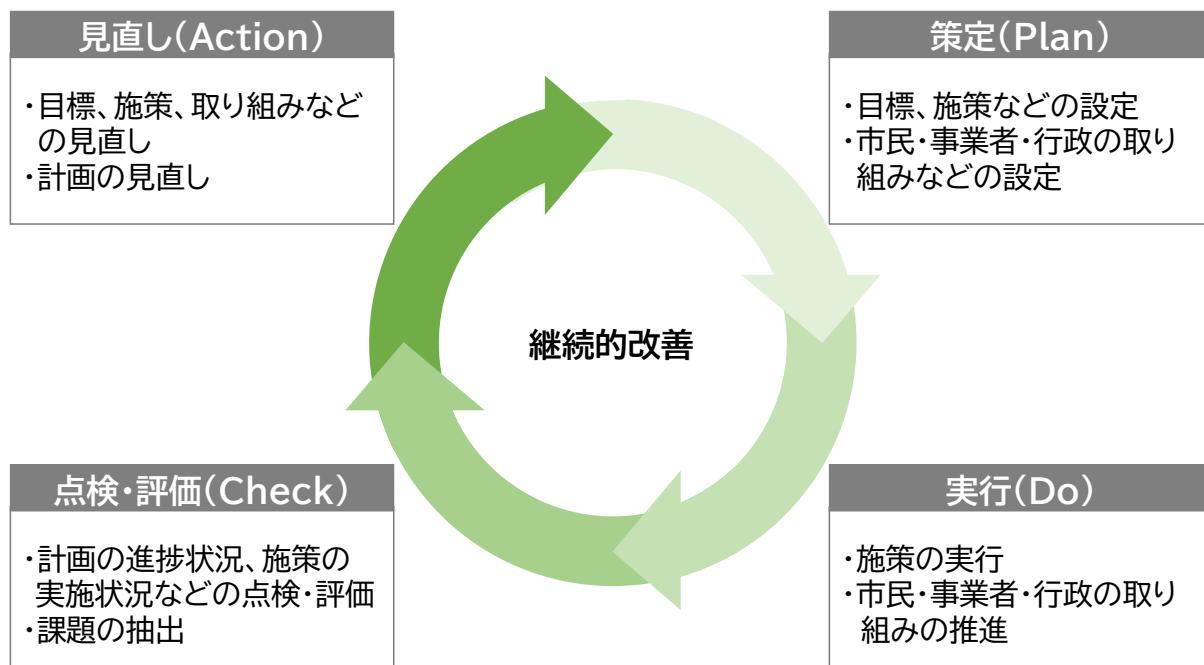


図8-1 PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

### III. 食品ロス削減推進計画編



## 第9章 食品ロス削減推進計画

### 第1節 食品ロス削減の基本的事項

#### 第1項 食品ロスをめぐる動向及び目的

食品ロスは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」でも重要な柱として位置づけられ、令和12年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品ロスを半減させることが国際目標として掲げられるなど世界的にも大きな問題となっています。

我が国では「食品ロス削減推進法」が令和元年10月に施行され、令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。「食品ロス削減推進法」は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

本市では、市ホームページ等を通じて、「食品ロスを減らそう！」の取り組みを推進しています。

こうした状況を受け、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえるとともに、本市の食品ロス削減に向けた取り組みを推進するため、本章を基に、市民、事業者、行政の三者が一体となった取り組みを目指します。

#### 第2項 国の削減目標

国の目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和7年3月25日閣議決定)において、以下の目標が挙げられています。

家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる

事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる

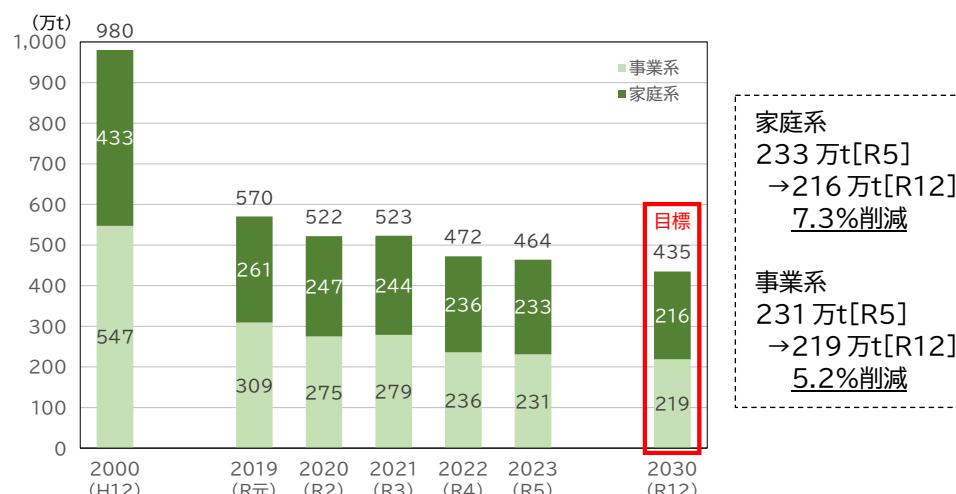


図9-1 食品ロス量の推移と削減目標(全国)

## 第2節 食品ロスに関する現状と課題

### 第1項 本市の食品ロス量（予測）

農林水産省及び環境省が公表した「2023（令和5）年度の食品ロス量の推計値」を参考に、おおよその本市の食品ロス量を予測すると、表9-1に示すとおりとなります。

表9-1 食品ロス量推計値(令和5年度)

		全国	熱海市
人口	人	125,068,896	34,042
家庭系食品ロス量	t	233万	634
食品ロス	直接廃棄	100万	272
	過剰除去	36万	98
	食べ残し	97万	264
事業系食品ロス量	t	231万	629
	外食産業	66万	180
	食品小売業	48万	131
	食品卸売業	9万	24
	食品製造業	108万	294

注)端数処理により合計が一致しない場合があります。

資料:農林水産省及び環境省

\*人口比での単純計算なので、実際の状況を反映するものではありません。



#### コラム

家庭から出る食品ロスは、大きく3つに分類されます。

直接廃棄：賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの。

過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部にあたる。

食べ残し：食卓にのぼった食品で、食べきられずに廃棄されたもの。

### 第2項 地域の特性や課題

一般的に、家庭からの食品ロスは、農村地域では農作物の排出が多く（自らの世帯のために栽培し、余った野菜等が多く排出される）、都市部はスーパーの総菜などの加工食品が多く排出される傾向があります。ただし、本市は観光業が盛んな地域であるため、外食産業由来の食品ロス量が多くなっている傾向にあります。

## 第3節 削減目標

国の削減目標（図9-1参照）を参考に、本市での削減目標を以下に示します。

生活系：675.9 g/人・日(可燃ごみ[令和6])×7%（食品ロス）×7.3% = 3.5 g/人・日

事業系：27.0 t/日(可燃ごみ[令和6])×7%（食品ロス）×5.2% = 0.10 t/日

## 第4節 市民・事業者・行政の役割と行動

食品ロス削減を実現するためには、市民・事業者・行政それぞれが具体的な行動を実施していくことが重要です。以下に、それぞれの役割と具体的な行動例を示します。

### 第1項 市民の役割と行動

市民は、食品ロス削減において最も重要な役割を担っています。日々の生活の中で食品ロスの意識を向上し、行動していくことが重要です。

行動時	具体的な行動	内 容
買い物時	必要な量だけを購入する 第7章取組1-2参照	家族構成や消費ペースを考慮し、食べ切れる量だけを購入する。
	衝動買いを避ける 第7章取組1-2参照	特売品などに惑わされず、本当に必要なものだけを購入する。
	購入前に冷蔵庫や食品庫を確認する	同じ食材の重複を防ぐ。
	賞味期限・消費期限を確認する 第7章取組1-2参照	期限の近いものから優先的に購入する。
	「てまえどり」を意識する 第7章取組1-2参照	陳列棚の手前にある、期限の近い商品を選んで購入する。
調理時	食材を無駄なく使い切る 第7章取組1-2参照	皮や葉なども工夫して調理する。
	適切な量を調理する 第7章取組1-2参照	作り過ぎを避け、食べ切れる量だけを調理する。
	レシピサイトなどを活用する	残り物を使ったレシピを参考に、廃棄を無くす。
食事時	食べられる量だけ盛り付ける	無駄な食べ残しをしない。
	外食時には食べきれる量を注文する	食べ残しを持ち帰ることも検討する（持ち帰り可能な場合）。
保管時	適切な方法で保存する	冷蔵・冷凍保存などを適切に行い、食品の鮮度を保つ。
	期限表示を確認し、早めに消費する	古いものから順に使う。

### 第2項 事業者の役割と行動

#### (1) 食品関連事業者

食品の生産から消費に至るまでの各段階で、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

##### 【食品製造・加工業者】

具体的な行動	内 容
製造工程の見直し	歩留まり*を向上させ、不良品の発生を抑える。
包装・容器の工夫	賞味期限の延長や、使い切りやすい容量にする。
規格基準の見直し	安全性を確保しつつ、過度な品質基準を見直す。
フードバンク等への提供 第7章取組2-6参照	まだ食べられる余剰品を積極的に寄付する。

## 第9章 食品ロス削減推進計画

### 【食品流通業者】

具体的な行動	内 容
効率的な物流システムの構築	輸送中の品質劣化を防ぎ、リードタイム <sup>*</sup> を短縮する。
温度管理の徹底	食品の鮮度を維持するための適切な温度管理を行う。
納品期限・販売期限の見直し	安全性を確保しつつ、柔軟な期限設定を検討する。

### 【食品小売業者】

具体的な行動	内 容
需要予測の精度向上	販売データを活用し、適切な量を仕入れる。
陳列方法の工夫	消費者の手に取りやすいように工夫し、死角を減らす。
値引き販売の活用 第7章取組2-5参照	賞味期限が近づいた商品を積極的に値引き販売する。
バラ売り・少量販売の推進 第7章取組2-5参照	消費者ニーズに合わせた販売方法を提供する。
フードバンク等への提供 第7章取組2-6参照	売れ残りや返品されたまだ食べられる商品を寄付する。

### 【外食業者】

具体的な行動	内 容
メニューの見直し	食材を無駄なく使えるメニューを開発する。
適量メニューの提供	小盛りやハーフサイズなどの選択肢を用意する。
食材の使い回し・再利用 第7章取組2-4参照	衛生管理を徹底した上で、可能な範囲で食材を有効活用する。
予約管理の徹底	キャンセルによる食材ロスを減らす。
食べ残し削減の啓発	ポスター掲示や声掛けなどで、食べ切りを促す。
従業員への教育	食品ロス削減の重要性を促進し、意識向上を図る。

## (2) 食品関連以外の事業者

直接食品を扱わない事業者についても、食品ロス削減に努めていきます。

### 【宿泊業者】

具体的な行動	内 容
食事の予約システムの見直し	事前の人数把握を徹底し、食材の準備量を最適化する。
ハーフバイキング <sup>*</sup> などの導入	食べたいものを必要なだけ選べるようにする。
宴会時の食べ残し削減の呼びかけ 第7章取組2-9参照	開始前や終了時にアナウンスを行う。

### 第3項 市の役割と行動

食品ロス削減を推進するための主体的な行動を実施していきます。

具体的な行動	内 容
生ごみの自己処理の推進 第7章取組3-1参照	生ごみ処理機器の普及を図り、自己処理を推進する。
関係主体との連携	市民、事業者、NPOなど、地域の様々な主体と連携し、協働して取り組む体制を構築する。
市民への啓発・情報提供 第7章取組3-1参照	食品ロスに関する情報や、削減に向けた具体的な行動の周知を行っていく。
事業者への支援 第7章取組3-24参照	食品ロス削減に取り組む事業者への支援（情報提供など）を検討・実施する。
食品廃棄物の肥料化の検討	食品廃棄物の肥料化による農業生産への利用、生産農作物の販売など地域循環圏の構築について検討する。
イベントやキャンペーンの実施	食品ロスをテーマにしたイベントやキャンペーンを実施し、市民の関心を高める。
学校教育との連携 第7章取組3-15参照	次世代を担う子供たちへの食品ロスに関する教育を推進する。
先進事例の調査・導入 第7章取組3-26参照	他の自治体や海外の先進的な取り組みを調査し、参考にしながら効果的な施策の導入を検討する。



## **IV. 生活排水処理基本計画編**



## 第10章 生活排水処理の現況

### 第1節 生活排水処理の沿革

過去30年間（平成7年度～令和6年度）における本市の生活排水処理行政の沿革は、表10-1に示すとおりです。

表10-1 生活排水処理行政の沿革

年度	月	収集	施設	施策等
平成7				
平成8				
平成9				
平成10				
平成11				
平成12				
平成13				
平成14	3月			浄化槽清掃費補助金制度廃止
平成15				
平成16				
平成17				
平成18	1月			初島し尿浄化槽汚泥海洋投棄処分（最終）
平成19	4月			熱海・伊東浄化槽協会廃止、熱海・伊東浄化槽対策連絡会に変更 浄化槽負担金制度廃止
平成20				
平成21	4月	し尿等収集運搬委託業務廃止		
平成22				
平成23				
平成24				
平成25				
平成26				
平成27	10月		大黒崎し尿管理センター脱水汚泥焼却設備休止	
平成28				
平成29				
平成30	3月			
令和元	3月		1市2町（熱海市・湯河原町・真鶴町）し尿等共同処理事業 ICO・プラント姫の沢し尿等中継設備完成 浄水管理センターし尿等受入投入設備完成	
令和2	4月		ICO・プラント姫の沢し尿等中継設備供用開始 浄水管理センターし尿等受入投入設備供用開始	1市2町し尿等共同処理事業開始
	10月		大黒崎し尿管理センター閉鎖	
令和3				
令和4				
令和5				
令和6				

資料：一般廃棄物処理事業等のまとめ（令和6年度）他

## 第2節 生活排水処理フロー及び処理主体

### 第1項 生活排水の処理フロー

公共下水道へ接続している世帯では、下水道処理施設において適切に処理しています。

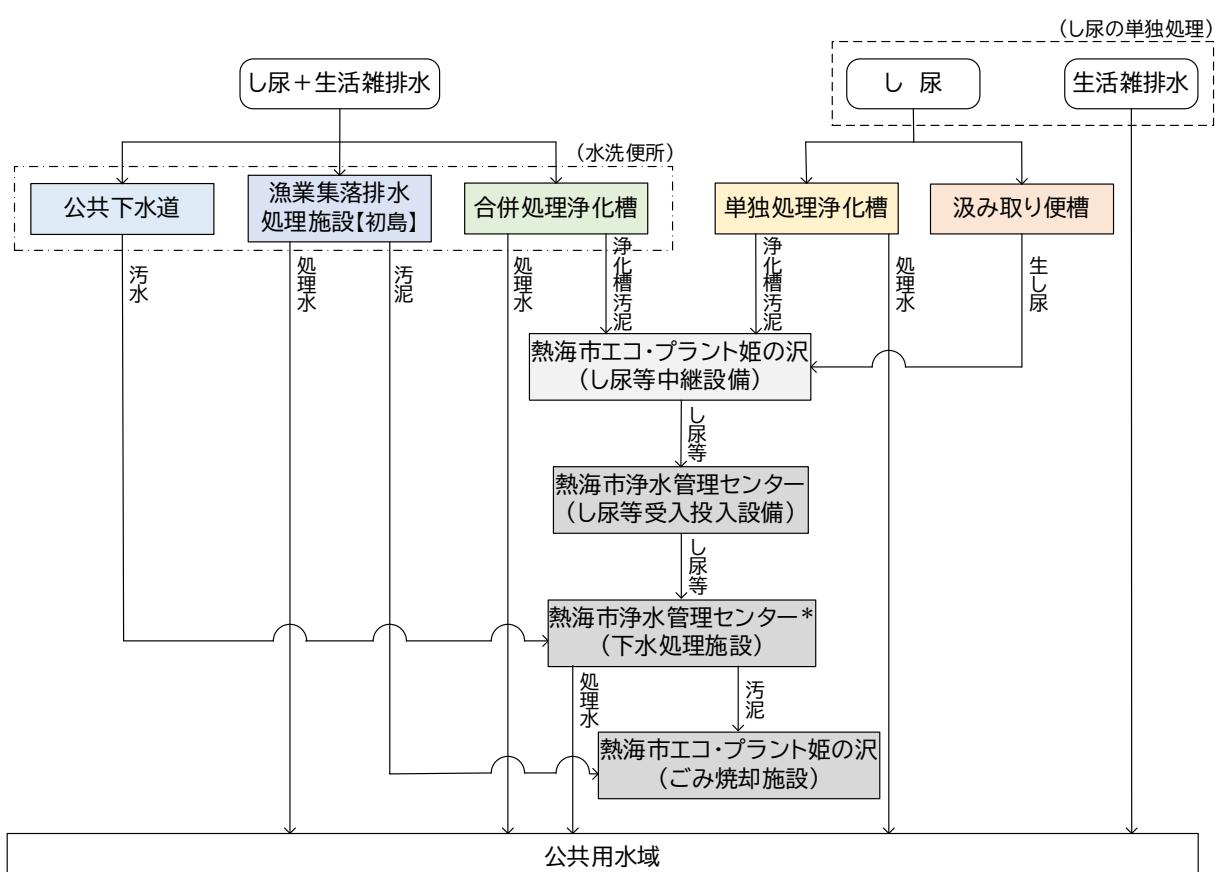
合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽等で処理後、

浄化槽汚泥は熱海市エコ・プラント姫の沢（し尿等中継施設）へ搬入し、熱海市浄水管理センター（し尿等受入投入設備）で適正に処理しています。

汲み取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等では、生活雑排水※が未処理のまま河川等の公共用水域へ放流している状況です。

また、初島島内の漁業集落区域では、漁業集落排水処理施設へ接続している世帯は、初島浄水管理センター（初島漁業集落排水処理施設）において、適切に処理しています。

本市のし尿及び生活雑排水の処理フローは、図10-1に示すとおりです。



\* 泉地区は湯河原町下水道施設へ処理委託

図10-1 生活排水処理フロー

## 第2項 処理体制

生活排水の処理主体は、表10-2に示すとおりです。

表10-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
単独処理浄化槽	し尿	個人
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
し尿等中継設備 (熱海市工コ・プラント姫の沢)	し尿、浄化槽汚泥	熱海市(環境課)
し尿等受入投入設備 (熱海市浄水管理センター)	し尿、浄化槽汚泥	熱海市(環境課)
漁業集落排水処理施設 (初島浄水管理センター)	し尿及び生活雑排水	熱海市(下水道課)
公共下水道 (熱海市浄水管理センター)	し尿及び生活雑排水	熱海市(下水道課)

## 第3節 生活排水処理の実績

### 第1項 処理形態別人口

処理形態別人口は、表10-3に示すとおりです。令和6年度において、計画処理区域内人口33,000人のうち、24,138人が生活雑排水を下水道及び合併処理浄化槽により適正に処理しており、生活排水処理率\*は約73%となっています。

\*生活排水処理率=(下水道+漁業集落排水施設+コミ・プラ+合併処理浄化槽)/計画処理区域内人口

表10-3 処理形態別人口及び生活排水処理率の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.計画処理区域内人口	37,927	37,612	37,225	36,848	36,437	35,721	34,973	34,301	33,603	33,000
2.水洗化・生活雑排水処理人口	25,570	25,550	25,364	25,314	25,290	25,123	24,857	24,237	23,944	24,138
(1)下水道	22,349	22,214	22,061	21,929	21,782	21,453	21,071	20,704	20,317	20,010
(2)漁業集落排水施設	141	141	135	134	133	122	114	115	115	109
(3)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)合併処理浄化槽	3,080	3,195	3,168	3,251	3,375	3,548	3,672	3,418	3,512	4,019
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	12,035	11,749	11,551	11,227	10,843	10,300	9,824	9,766	9,367	8,586
4.非水洗化人口	322	313	310	307	304	298	292	298	292	276
(1)し尿収集人口	322	313	310	307	304	298	292	298	292	276
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	67.4%	67.9%	68.1%	68.7%	69.4%	70.3%	71.1%	70.7%	71.3%	73.1%

資料:環境課

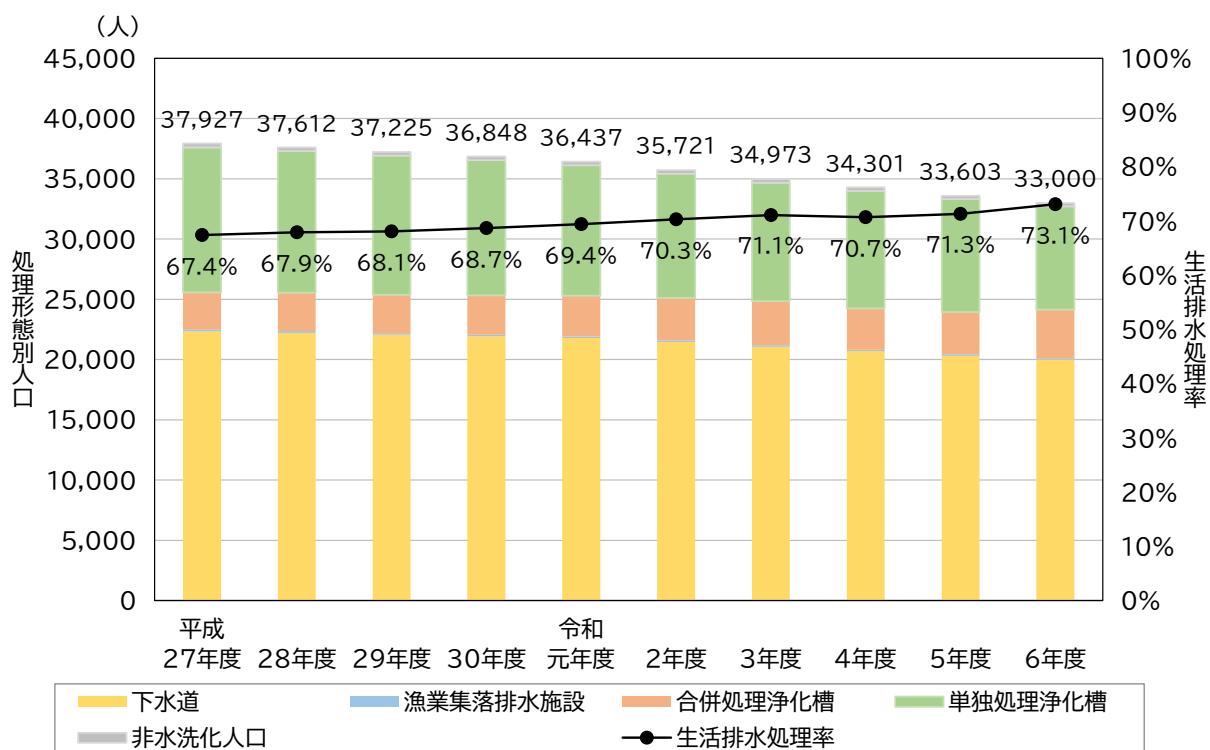


図10-2 処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

## 第2項 下水道処理の状況

下水道処理の状況は、表10-4に示すとおりです。令和6年度末で、行政人口33,000人、処理可能人口22,714人で、普及率68.8%となっています。また、水洗化人口は20,010人で、水洗化率88.1%となっています。

表10-4 下水道処理の状況

処理区	令和6年度末現在				
	行政人口 (人)	処理可能人口 (人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
熱海	30,777	21,698	70.5	19,105	88.0
泉	2,223	1,016	45.7	905	89.1
計	33,000	22,714	68.8	20,010	88.1

注)普及率=処理可能人口/行政人口  
水洗化率=水洗化人口/処理可能人口

資料:下水道課

## 第3項 し尿・浄化槽汚泥量

し尿・浄化槽汚泥量は、表10-5に示すとおりです。令和元年度までほぼ増加傾向を示していましたが、令和2年度からはほぼ横ばい、令和6年度にさらに減少し、7,940kℓ/年(令和6年度)となっています(図10-3参照)。

表10-5 し尿・浄化槽汚泥量

	(単位:kℓ/年)									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	359	347	297	268	292	247	302	247	206	229
浄化槽汚泥	7,231	7,902	8,391	8,099	8,365	7,805	7,780	7,905	8,073	7,711
計	7,590	8,249	8,688	8,367	8,657	8,052	8,082	8,152	8,279	7,940

資料:環境課

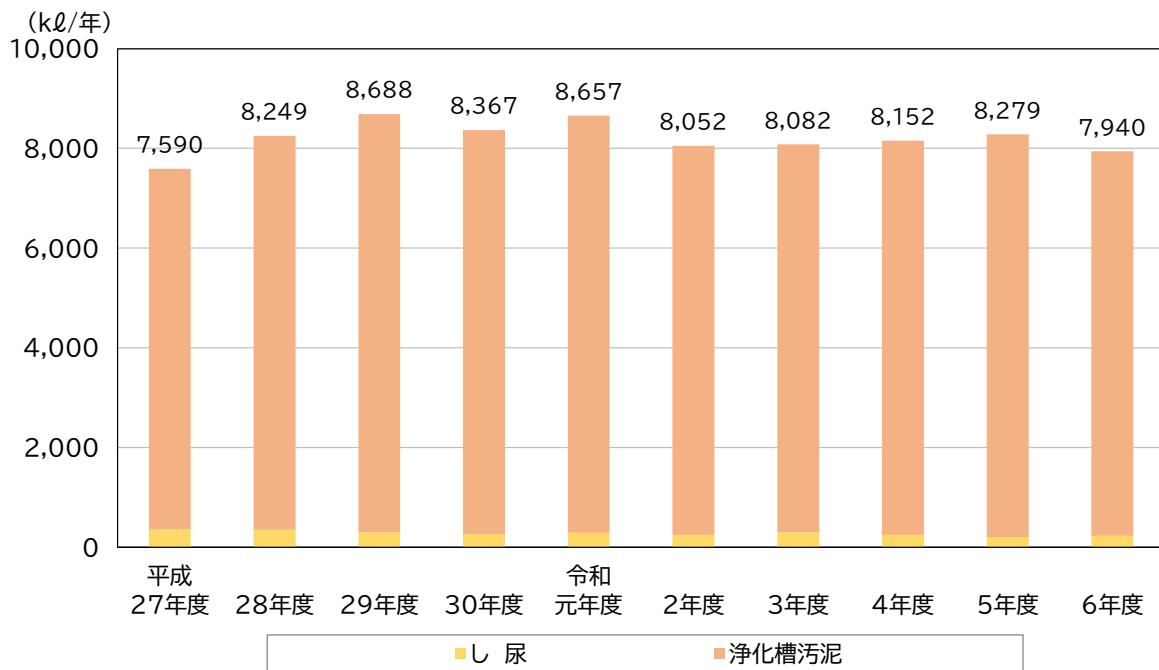


図10-3 し尿・浄化槽汚泥量の推移

#### 第4項 合併処理浄化槽設置事業費補助金交付制度

生活排水による公共用域の水質汚濁を防止するため、一定地域（公共下水道の事業計画区域を除く）内に専用住宅用合併処理浄化槽を設置する人に対し、既設の単独処理浄化槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替え設置する人に対し助成しています。

表10-6 合併処理浄化槽設置の交付額

(単位:千円)

人槽区分	補助限度額	設置費	撤去機	宅内配管工事費
		5	6・7	8~10
	752	332	120	300
	834	414	120	300
	968	548	120	300

#### 第4節 収集・運搬

##### 第1項 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿及び浄化槽汚泥の許可業者（3社）により実施しています。収集運搬車両は、バキューム車7台で行っています。

##### 第2項 収集運搬実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、表10-7に示すとおりです。令和6年度は、し尿229kℓ/年、浄化槽汚泥7,711kℓ/年、計7,940kℓ/年となっています。

表10-7 し尿及び浄化槽汚泥の収集量【P97,表10-5再掲】

(単位:kℓ/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	359	347	297	268	292	247	302	247	206	229
浄化槽汚泥	7,231	7,902	8,391	8,099	8,365	7,805	7,780	7,905	8,073	7,711
計	7,590	8,249	8,688	8,367	8,657	8,052	8,082	8,152	8,279	7,940

資料:環境課

## 第5節 中間処理

### 第1項 設備概要

熱海市・湯河原町・真鶴町し尿等共同処理事業にて、熱海市エコ・プラント姫の沢内にし尿等中継設備が令和元年度に整備され、令和2年4月から稼働しています。当該設備は、生し尿や浄化槽の汚泥を中継する設備で、前処理機能を有しており、し渣（生し尿や浄化槽汚泥に含まれるごみ）や砂を除去しています。当該設備の設備概要は、表10-8に示すとおりです。運営・管理体制は、「委託」で行っています。

表10-8 し尿等中継設備の設備概要

設備名	熱海市エコ・プラント姫の沢 し尿等中継設備
所在地	熱海市熱海字笠尻 1804番地の8
敷地面積	約22,300m <sup>2</sup> （ごみ焼却施設等を含む全体）
処理能力	設備規模:9.1kℓ/日（生し尿:1.9kℓ/日,浄化槽汚泥:47.2kℓ/日） 受入槽:15m <sup>3</sup> ×2槽=30m <sup>3</sup> 貯留槽:50m <sup>3</sup> ×2槽=100m <sup>3</sup>
供用開始	令和2年4月

熱海市浄水管理センターし尿等受入投入設備は、熱海市エコ・プラント姫の沢し尿等中継設備にて前処理を行ったし尿等を、熱海市浄水管理センター（下水処理施設）内の汚水処理系統へ投入する設備です。し尿等中継設備と同じく、熱海市・湯河原町・真鶴町し尿等共同処理事業にて、浄水管理センター内に令和元年度に整備され、令和2年4月から稼働しています。設備概要は表10-9に示すとおりです。運営・管理体制は、「委託」で行っています。

表10-9 し尿等受入投入設備の設備概要

設備名	熱海市浄水管理センター し尿等受入投入設備
所在地	熱海市和田浜南町 1694-29
敷地面積	58,230m <sup>2</sup> （浄水管理センター敷地含む）
処理方式	標準活性汚泥処理方式
放流先	相模灘
処理能力	設備規模:80m <sup>3</sup> /日投入 受入槽:12m <sup>3</sup> ×1槽=12m <sup>3</sup>
供用開始	令和2年4月

## 第2項 稼働状況

し尿等中継設備の搬入量等の稼働状況は、表10-10に示すとおりです。

表10-10 し尿等中継設備の稼働状況(令和6年度)

	搬入量					搬出量 (運搬量) (m <sup>3</sup> )	
	熱海市			湯河原町 真鶴町	計		
	し尿 (t)	浄化槽汚泥 (t)	計 (t)	混合汚泥 (t)			
4月	18.39	643.51	661.90	631.32	1,293.22	1,333.7	
5月	23.33	658.46	681.79	612.00	1,293.79	1,324.6	
6月	25.03	726.44	751.47	631.32	1,382.79	1,382.2	
7月	17.62	652.58	670.20	596.72	1,266.92	1,293.6	
8月	18.73	575.31	594.04	480.96	1,075.00	1,106.9	
9月	15.51	597.33	612.84	513.37	1,126.21	1,120.4	
10月	19.14	639.40	658.54	620.23	1,278.77	1,314.8	
11月	17.56	607.21	624.77	618.65	1,243.42	1,255.2	
12月	20.06	710.84	730.90	687.50	1,418.40	1,473.8	
1月	13.12	560.48	573.60	592.48	1,166.08	1,149.0	
2月	13.75	617.34	631.09	603.94	1,235.03	1,244.7	
3月	27.22	722.51	749.73	706.29	1,456.02	1,444.8	
計	229.47	7,711.40	7,940.87	7,294.78	15,235.65	15,443.7	

資料:環境課

し尿等受入投入設備の稼働状況は、表10-11に示すとおりです。

表10-11 し尿等受入投入設備の汚泥投入量(令和6年度)

(単位:m<sup>3</sup>)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
混合汚泥	1,387	1,387	1,446	1,353	1,207	1,169	1,367
	11月	12月	1月	2月	3月	計	
混合汚泥	1,307	1,536	1,198	1,305	1,518	16,180	

資料:環境課

## 第3項 処理量

し尿等受入投入設備の処理量は、表10-11と同じものとなります。

## 第4項 処理体制

し尿の中間処理に係る運営・管理体制は、表10-12に示すとおりです。

表10-12 運営・管理体制

	運営・管理体制
熱海市エコ・プラント姫の沢 (し尿等中継設備)	委託
熱海市浄水管理センター (し尿等受入投入設備)	委託

## 第6節 最終処分

埋立対象物は、「大黒崎し尿管理センター」から発生した汚泥焼却灰でしたが、令和3年に施設が閉鎖したことに伴い、現在は該当物の発生はありません。

## 第7節 し尿処理事業経費

し尿処理事業経費は表10-13に示すとおりです。し尿処理事業経費(総額)はほぼ減少傾向を示しています(図10-4参照)。1ℓ当たり・1人当たりの処理事業経費も、ほぼ減少傾向を示しています。

表10-13 し尿処理事業経費

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	142,205	118,930	105,117	116,498	92,077
人件費	15,166	16,163	5,930	6,154	5,545
一般職	15,166	16,163	5,930	6,154	5,545
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	51,778	41,799	36,997	49,372	26,328
収集運搬費	3,438	2,409	2,472	2,663	3,146
中間処理費	48,340	39,390	34,525	46,709	23,182
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	75,261	60,968	62,190	60,972	60,204
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	75,261	60,968	62,190	60,972	60,204
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
総計	142,205	118,930	105,117	116,498	92,077
総計 (建設改良費除く)	142,205	118,930	105,117	116,498	92,077

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)

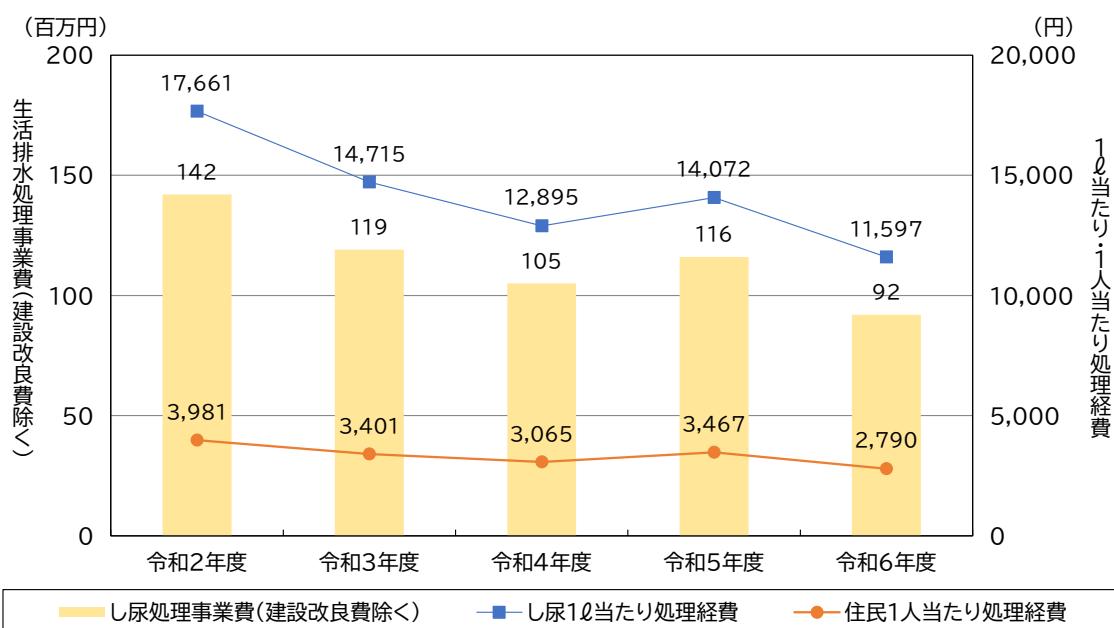


図10-4 し尿処理事業経費(建設改良費除く)の推移

## 第8節 近隣市町の動向

近隣市町の処理施設についてP47と同様に整理すると、表10-14に示すとおりです。

表10-14 し尿処理施設

地方公共 団体名	施設名称	処理方式		処理能力 (kℓ/日)	使用開始 年度
		汚水処理	汚泥処理		
熱海市	熱海市エコ・プラント姫の沢 し尿等中継設備	その他	その他	49	R2
	熱海市浄水管理センター し尿等受入投入設備	下水投入	脱水, 焼却	80	R2
三島市	三島市衛生プラント	好気, 下水投入, 一次処理	脱水	73	H1
裾野市長泉町 衛生施設組合	いづみ苑	標脱	脱水	30	S56
	中島苑	標脱	脱水	60	H2
函南町	函南町し尿処理場	好気	焼却	20	S60

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和5年度)

## 第9節 課題の抽出

本市の生活排水に関する課題を整理するとともに、課題に対する方向性を次に示します。

### ① 処理槽等に関する課題

#### 現状及び課題

○汲み取り便槽や単独処理処理槽で処理している世帯があり、公共用水域の水質保全に努めていく必要があります。

#### 課題に対する方向性

- ・下水道への接続や合併処理処理槽への転換を推進していきます。

### ② し尿等中継設備等に関する課題

#### 現状及び課題

○熱海市エコ・プラント姫の沢（し尿等中継設備）及び熱海市浄水管理センター（し尿等受入投入設備）は令和2年度に供用開始しており、比較的新しい施設です。今後も適切な維持管理を行い、安定的な運用を確保していく必要があります。

#### 課題に対する方向性

- ・引き続き、適切な維持管理を実施し、安定的な運用を確保していきます。
- ・ごみ処理広域化との連携も視野に検討を進めていきます。

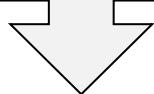
### ③ その他の課題

#### 現状及び課題

- 浄化槽の点検・検査の受検率が低く、住民への周知を図っていく必要があります。
- 本市は海に面しており、豊かな自然環境と地域資源を有しています。これらを次世代へ継承していくためには、生活排水や産業排水の適正な処理を進め、健全な水循環を確保することが必要です。

#### 課題に対する方向性

- ・浄化槽の点検・検査の受検率が低く、住民への周知を図るため、行政による指導の徹底に努めています。
- ・市民・事業者・行政が一体となって水質保全に努めています。



## 第11章 基本理念・基本方針

### 第1節 基本理念

本市の河川及び海域の水質は、すべての測定地点で環境基準を満たしています。今後も適正な生活排水対策の必要性について広報啓発を継続するとともに、公共用海域の水質保全に努め、健康で安心して暮らせる生活環境の形成と、より快適で豊かな水環境の創出を推進します。こうした背景を踏まえ、本市では基本理念を以下のとおり掲げ、河川等の水質のさらなる向上を目指します。

#### 誰もが快適に利用できる水環境の推進

### 第2節 基本方針

生活排水に関する基本理念を実現するためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組み、地域の実情に応じた役割と責任を認識し、適正な処理の推進に努めることが重要です。こうした考え方のもと、本市では次の3つの基本方針を掲げます。

#### 基本方針1:地域の実情に即した生活排水処理の推進

地域の特性や生活環境に応じた排水処理の方法を導入・改善を図っていきます。地域に適した取り組みを推進することで、効率的かつ効果的な生活排水対策の実現を図っていきます。下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、原則、個別処理（合併処理浄化槽）の整備を推進していきます。

#### 基本方針2:し尿・浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理

し尿・浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理に向け、し尿等中継設備等において適切な維持管理に努め、安心・安全な中継・受入投入設備の確保を図っていきます。

#### 基本方針3:水資源保全に向けた広報・啓発の充実

市民・事業者一人ひとりが水資源の大切さを理解し、保全活動に積極的に参加できるよう、広報や啓発活動を強化していきます。分かりやすい情報提供や啓発事業を展開することで、健全な水環境を次世代へ継承を図っていきます。

## 第12章 処理形態別人口等の見込み

### 第1節 処理形態別人口の見込み

処理形態別人口の見込みは、表12-1に示すとおりです。令和6年度と令和22年度を比較した場合、合併処理浄化槽人口以外は減少傾向を示しています。下水道人口も、人口減少に加え、下水道整備人口の減少や合併処理浄化槽への転換が進むことにより、減少傾向を示しています。

表12-1 処理形態別人口の見込み

(単位:人)

	実績	見通し	
		令和6年度	令和22年度
1.計画処理区域内人口	33,000	29,126	24,824
2.水洗化・生活雑排水処理人口	24,138	21,492	18,687
(1)下水道	20,010	17,491	14,394
(2)漁業集落排水施設	109	91	75
(3)コミュニティ・プラント	0	0	0
(4)合併処理浄化槽	4,019	3,910	4,218
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	8,586	7,379	5,906
4.非水洗化人口	276	255	231
(1)し尿収集人口	276	255	231
(2)自家処理人口	0	0	0
5.計画処理区域外人口	0	0	0
生活排水処理率	73.1%	73.8%	75.3%

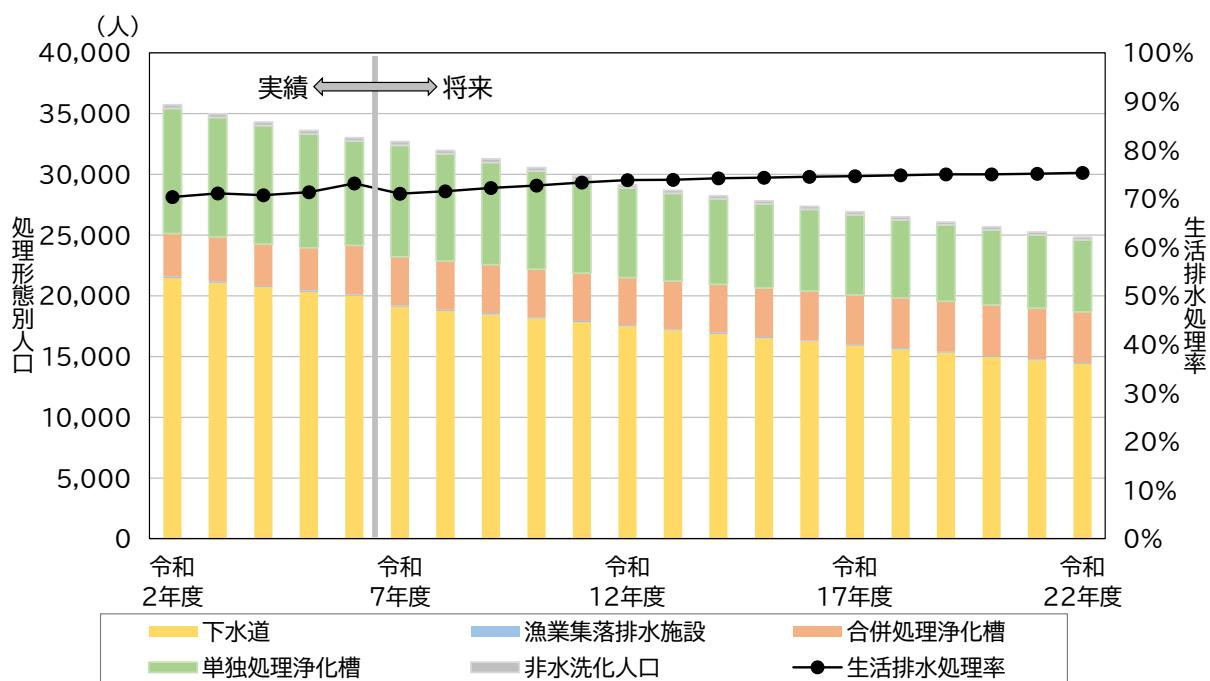


図12-1 処理形態別人口の見込み

## 第2節 将来の下水道人口

下水道人口の将来値については、「熱海市公共下水道事業 経営戦略」(令和5年5月 热海市公営企業部下水道課)において設定された水洗化人口を基準とし、本計画においてもその数値を踏襲するものとします。

表12-2 将来の水洗化人口

	年度末(単位:人)								
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
熱海処理区	18,231	17,904	17,634	17,306	17,036	16,709	16,379	16,108	
泉処理区	857	841	828	812	798	782	766	752	
計	19,088	18,745	18,462	18,118	17,834	17,491	17,145	16,860	
	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
熱海処理区	15,779	15,508	15,178	14,906	14,634	14,304	14,030	13,757	
泉処理区	736	723	707	693	680	664	651	637	
計	16,515	16,231	15,885	15,599	15,314	14,968	14,681	14,394	

資料:「熱海市公共下水道事業 経営戦略」(令和5年5月 热海市公営企業部下水道課)添付資料

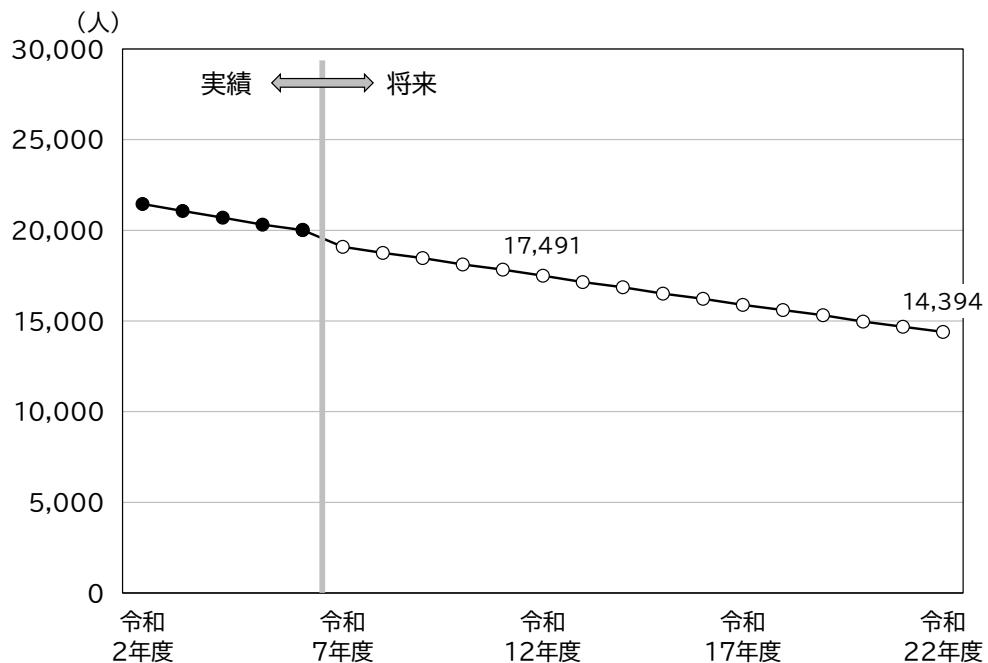


図12-2 水洗化人口の推移

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥量の見込みは、表12-3に示すとおりです。し尿は、し尿収集人口とともに減少する見込みです。浄化槽汚泥についても、合併処理浄化槽人口は増加しますが、単独処理浄化槽人口の大幅な減少により、汚泥量は減少する見込みです。令和22年度には6,384kℓ/日となります。

表12-3 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

(単位:kℓ/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和22年度
し尿	229	195	176
浄化槽汚泥	7,711	6,922	6,208
計	7,940	7,117	6,384

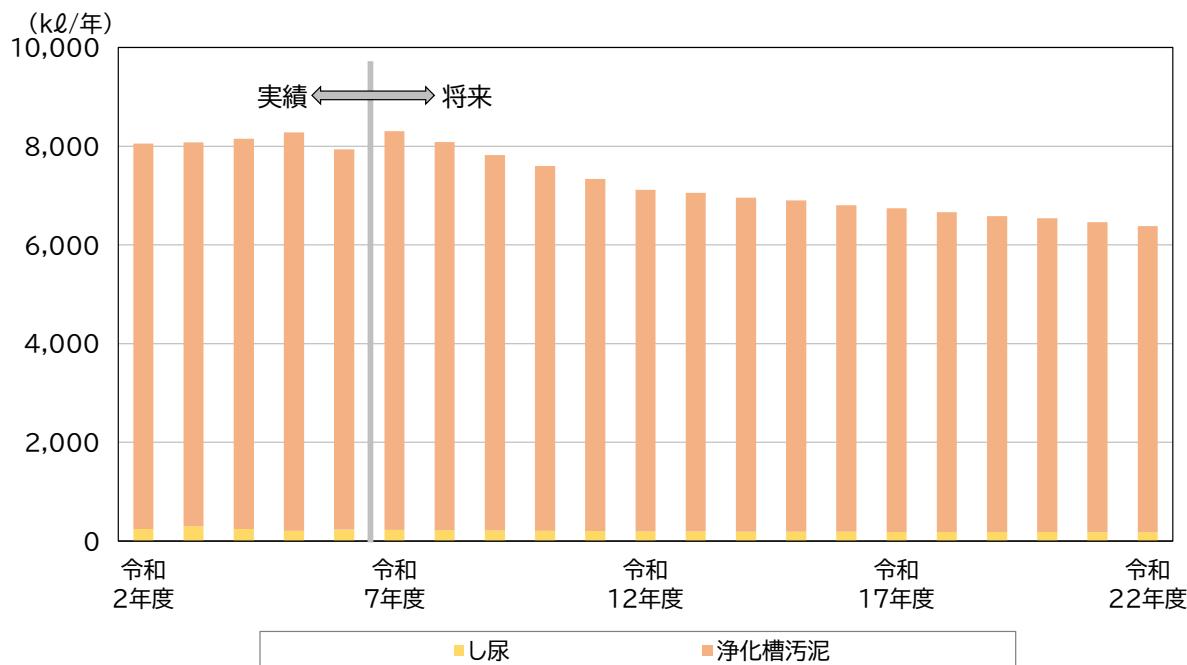
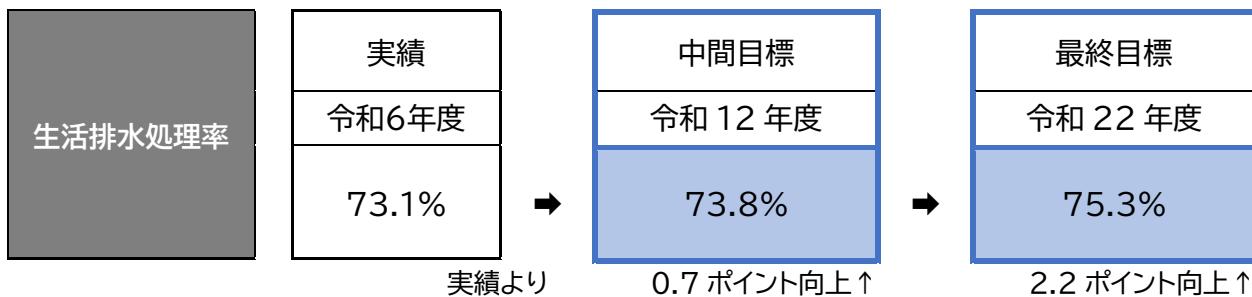


図12-3 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

## 第4節 目標値

### ● 生活排水処理率の目標

総人口（計画処理区域内人口）が減少し、下水道人口も減少する見込みです。単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水処理率 75%以上を目指します。



## 第5節 将来の処理体制

将来の生活排水の処理主体は、現状の処理体制を維持していくものとします。広域化の検討状況に応じて、変更となる可能性があります。

表 12-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
単独処理浄化槽	し尿	個人
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
し尿等中継設備 (熱海市工コ・プラント姫の沢)	し尿、浄化槽汚泥	熱海市(環境課)
し尿等受入投入設備 (熱海市浄水管理センター)	し尿、浄化槽汚泥	熱海市(環境課)
漁業集落排水処理施設 (初島浄水管理センター)	し尿及び生活雑排水	熱海市(下水道課)
公共下水道 (熱海市浄水管理センター)	し尿及び生活雑排水	熱海市(下水道課)

## 第13章 し尿・汚泥の処理計画

### 第1節 収集・運搬計画

#### 第1項 収集運搬の基本方針

し尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集運搬を行い、収集量に見合った収集・運搬体制の効率化・円滑化を図っていきます。

#### 第2項 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿及び浄化槽汚泥の許可業者での収集運搬を継続していきます。

#### 第3項 収集運搬量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量見込みは、表13-1に示すとおりです。

表13-1 し尿及び浄化槽汚泥量の収集運搬量見込み

(単位:kℓ/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和22年度
し尿	229	195	176
浄化槽汚泥	7,711	6,922	6,208
計	7,940	7,117	6,384

### 第2節 中間処理計画

#### 第1項 中間処理の基本方針

収集運搬したし尿及び浄化槽汚泥の処理について、受入施設等を適正に維持管理し、効果的で効率的な中間処理を行っていきます。

#### 第2項 運営・管理体制

将来の運営・管理体制は、表13-2に示すとおりで、基本的に現状どおりとします。

表13-2 運営・管理体制

	運営・管理体制
熱海市エコ・プラント姫の沢(し尿等中継設備)	委託
熱海市浄水管理センター(し尿等受入投入設備)	委託

### 第3項 中間処理量

中間処理量の見込みは、表13-3に示すとおりです。

表13-3 中間処理量の見込み

(単位:kℓ/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和22年度
し尿	229	195	176
浄化槽汚泥	7,711	6,922	6,208
計	7,940	7,117	6,384

### 第3節 最終処分計画

汚泥の焼却によって発生する残渣については、環境負荷の低減や効率的な資源循環の観点から、その処理方法を慎重に検討していく必要があります。今後は、ごみ関連の最終処分場の整備・運用計画と併せて検討を進め、地域全体で持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指します。

### 第4節 施設整備計画等

し尿等中継設備及びし尿等受入投入設備は、比較的新しい施設ですが、一般的には10～15年後には主要設備の更新や大規模な改修を行わなければならず、延命化計画等の長期的な維持管理計画の策定が求められます。また、ごみ処理広域化の動向を踏まえ、関連自治体との連携や施設の統合・共同利用の可能性についても検討を進め、効率的かつ持続可能な処理事業の運営体制の構築を図っていきます。

### 第5節 再資源化計画

熱海市エコ・プラント姫の沢（焼却施設）において処理される汚泥等については、焼却後に発生する焼却灰を資源化しており、引き続き再資源化の推進を図っていきます。また、現在、ごみ処理広域化について検討を行っており、し尿や浄化槽汚泥等の有機性廃棄物の資源化についても併せて、今後検討していきます。

## 第6節 その他の生活排水に関する計画

### 第1項 住民に対する広報・啓発活動

生活排水の未処理放流が環境に与える影響を市民に周知し、適正な排水処理の必要性を理解してもらうことで、地域全体の水環境の保全を図っていきます。以下に主な活動内容を示します。

① 合併処理浄化槽の補助金の拡充及び周知徹底

合併処理浄化槽の設置に対する補助金を拡充し、負担軽減を図る。あわせて制度の周知徹底を行い、生活排水の適正処理と環境保全を推進する。

② 広報誌・チラシの配布

市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を活用し、生活排水の処理方法や浄化槽の管理の重要性を分かりやすく伝える。

③ 講演会・研修会の開催

専門家を招いた講演会や、地域住民向けの研修会を実施し、生活排水処理の知識を深める機会を提供する。

④ 出前講座・学校教育との連携

地域団体への出前講座や小中学校等での環境教育等を通じて、次世代への啓発も行う。

⑤ モデル地区での先進事例紹介

排水処理が進んでいる地区的事例を紹介し、市民の意識向上と行動変容を促す。

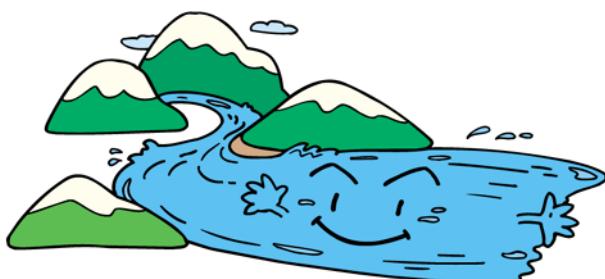
⑥ 接続率向上のための個別訪問・相談窓口設置

公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進するため、住民への個別訪問や相談窓口を設ける。

このような広報・啓発活動は、生活排水処理基本計画の実効性を高めるために不可欠です。住民の理解と協力が得られることで、快適な生活環境と健全な水循環の実現に繋がります。

### 第2項 処理槽の適正な維持管理

処理槽は、法定点検や保守点検、清掃の実施が必要です。処理槽の適切な維持管理を行わない場合、水質汚濁等により水環境はもちろんのこと生活環境に悪影響を及ぼすことになります。処理槽利用者に対して、指定検査機関や保守点検業者などの紹介や啓発チラシなどを配布し周知啓発に努めていきます。





用語	解説
あ行	
ウェルビーイング	(Well being) 心身の健康や社会的な充足感が満たされた状態。
エシカル消費	持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動。
温室効果ガス	地球の大気では、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガス(または二酸化炭素)の排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
海洋ごみ	陸上で発生した廃棄物が河川や風によって海に流れ込み、海洋環境に深刻な影響を及ぼすごみ。
合併処理浄化槽	風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などの生活排水処理の有力な方法となっている。
環境基準	環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。
環境基本計画	「環境基本法」の規定に基づき、1994（平成6）年に策定された計画。「循環」「共生」「低炭素」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。適時見直しが実施され、2024（令和6）年5月には「第六次環境基本計画」が閣議決定された。
環境教育	人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要さを認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会などを通じて行う教育をいう。
環境収容力	ある環境において生物が利用できる資源（食物、水、住居など）が限られている中で、維持できる生物群集の大きさを示す重要な概念。
環境制約	プロジェクトやシステムの設計、開発、運用において考慮しなければならない、自然環境や社会環境に起因する制約のこと。これには、法規制、気候条件、資源の利用可能性、生態系への影響などが含まれる。
環境負荷	環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。
グリーン購入	製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

## 用語解説

き行	
サーキュラー ・エコノミー	「循環経済」とも呼ばれる、設計段階から廃棄物を出さないように製品やサービスをデザインするもの。
時系列分析	時間の経過に伴うデータの変化を分析する統計的手法
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。
循環型社会形成 推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。適時見直しが実施され、2024（令和6）年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。
循環資源	使い終えた製品を廃棄するのではなく、資源として循環させる考え方
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
食品資源	加工残渣、生ごみ、動植物性残渣、廃食用油など
食品ロス	本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。
食品ロス 削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行。
生活雑排水	家庭からの排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のもの。台所や洗濯・風呂などの排水。
生活排水	一般の家庭から排出される汚水のうち、し尿及び水洗便所からの排水を除いた全ての排水で、主に炊事、風呂、洗たくなどから出される排水をいう。
た行	
第六次 環境基本計画	環境基本法に基づき、政府が環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されたもの。2024年から2030年を対象とし、気候変動や生物多様性の損失といった強い危機感を背景に、多様な主体が果たすべき役割を示している。
単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。
畜産資源	家畜排泄物など
ちゅう芥類	主に台所から排出される生ごみを指します。具体的には、野菜の皮や果物の残り、調理中に出るくず、食べ残しなどが含まれる。
中間処理	収集された廃棄物を最終処分する前に行う処理のことを指す。具体的には、焼却、粉碎、選別、圧縮などの方法を用いて、廃棄物を減量化し、再利用可能な資源として分別することが含まれる。 また、家庭などから出る生活排水を、最終的に公共用水域へ放流する前に、途中段階で処理する施設のことで、具体的にはし尿処理施設等を指す。

特別管理 一般廃棄物	感染性廃棄物（血液・体液が付着したガーゼ、注射針、手術器具など）、爆発性・毒性・その他有害性廃棄物（水銀体温計、農薬、劇薬、廃油、バッテリーなど）
は行	
パートナーシップ	市・市民・事業者など立場が違う者同士が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念をもち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。
ハーフバイキング	メイン料理を選びつつ、サラダやご飯、スープなどを自由に食べられる食べ放題スタイル。
バイオガス化	嫌気性微生物の働きを利用して、家畜排泄物、生ごみ、下水汚泥などの有機性廃棄物を分解し、メタンを主成分とするバイオガスを生成する技術。このバイオガスは、発電や熱利用、燃料として活用でき、廃棄物の減量化や温室効果ガスの排出削減にも貢献する。
バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。
廃棄物処理施設 整備計画	廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の3に基づき、5年ごとに策定される計画。2023年度から2027年度の計画が、2023(令和5)年6月30日に閣議決定された。
ハイブリッド 自動車	エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと
フードバンク	まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べものに困っている施設や人に届ける活動のこと。
不法投棄	ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用などがかかるため、ごまかすためなどに不法投棄が行われる。
プラスチック資源 循環促進法	(正式名称：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律) プラスチック製品の廃棄物を減少させ、回収・リサイクルを促進することを目的としている。この法律は、環境問題に対処するために、プラスチックのライフサイクル全般にわたる取り組みを求めている。
歩留まり	製造業において生産された製品のうち良品の割合
ま行	
マイバッグ	レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。
マテリアル リサイクル	用済製品や廃棄物を原材料として再利用し、新たな製品の素材として再生するリサイクル方式を指す。 素材としての性質を維持したまま循環利用する点が特徴であり、資源の有効活用および廃棄物の削減に寄与する。
や行	
有機性廃棄物	動植物由来の廃棄物を指す。具体的には、食品の残り、果物や野菜の皮、動物の骨、草や葉などが含まれる。これらの廃棄物は、微生物によって比較的早く分解され、堆肥や肥料として再利用されることが可能。
ら行	

## 用語解説

リードタイム	商品を発注してから納品されるまでの時間や日数
リサイクル	廃棄物として処分されるものを回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。
リユース食器ネットワーク	使い捨て容器に替えて、繰り返し洗って使用するリユース食器の普及を中心に、3Rに取り組む全国の団体をつないだネットワーク
わ行	
ワンウェイカトラリー	一度使用した後に再利用されない使い捨てのカトラリーを指します。主に、スプーンやフォーク、ナイフ等。
B	
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
C	
COD(化学的酸素要求量)	水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。
D	
DX	(Digital Transformation) デジタル技術を活用してビジネスや社会の仕組みを根本的に変革することを指す。
G	
GPS	(Global Positioning System) 人工衛星を利用して地球上の位置を高精度で測定するシステム。
S	
SDGs	(Sustainable Development Goals) 2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針で、「持続可能な開発目標」とも呼ばれる。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。
V	
VR	(Virtual Reality) コンピュータグラフィックス（CG）や音響効果などを駆使して、人工的に創り出されたサイバー空間を、あたかも現実の世界であるかのように体感させる技術全般。

## **熱海市一般廃棄物処理基本計画**

発 行 热海市 市民生活部 環境課

住 所 〒413-0033 静岡県热海市热海字 笹尻 1804 番地の 8

T E L 0557-82-1153

F A X 0557-82-5371

発行日 令和 8 年 3 月

編 集 中日本建設コンサルタント株式会社